

平成21年第8回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月16日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○町政に対する一般質問	8
1番 関 口 雅 敬 君	9
7番 大 澤 夕キ江 君	19
10番 渡 辺 強 君	27
2番 村 田 正 弘 君	36
3番 大 島 瑠美子 君	47
6番 新 井 利 朗 君	48
8番 梅 村 務 君	52
○町長提出議案の報告及び一括上程	60
○議案第56号の説明、質疑、討論、採決	60
・議案第56号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する 条例	
○議案第57号の説明、質疑、討論、採決	61
・議案第57号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 の一部を改正する条例	
○議案第58号の説明、質疑、討論、採決	62
・議案第58号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第59号の説明、質疑、討論、採決	64
・議案第59号 長瀬町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例	
○議案第60号の説明、質疑、討論、採決	66
・議案第60号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例	
○議案第61号の説明、質疑、討論、採決	67
・議案第61号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算(第7号)	
○会議時間の延長	77

○議案第62号の説明、質疑、討論、採決	81
・議案第62号 平成21年度長瀨町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
○議案第63号の説明、質疑、討論、採決	83
・議案第63号 平成21年度長瀨町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
○議案第64号の説明、質疑、討論、採決	84
・議案第64号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	
○議案第65号の説明、採決	85
・議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	86
○閉会について	86
○町長あいさつ	87
○閉会	87

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第113号

平成21年第8回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年12月10日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成21年12月16日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君	
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村		務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺		強	君	

不応招議員（なし）

平成21年第8回長瀬町議会定例会 第1日

平成21年12月16日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

1番 関 口 雅 敬 君

7番 大 澤 夕キ江 君

10番 渡 辺 強 君

2番 村 田 正 弘 君

3番 大 島 瑠美子 君

6番 新 井 利 朗 君

8番 梅 村 務 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第56号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第57号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第58号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第59号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第60号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第61号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第62号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第63号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第64号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第65号の説明、採決

1、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長あいさつ

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤	實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村	務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺	強	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	新	井	祐	一	君
参事	新	井	敏	彦	君	参事	平	健	司	君	
総務課長	齊	藤	敏	行	君	税務課長	野	原	寿	彦	君
町民福祉課長	浅	見	初	子	君	地域整備観光課長	染	野	真	弘	君
会計管理者	大	澤	彰	一	君	教育次長	大	澤	珠	子	君

事務局職員出席者

事務局長	若	林	実	書記	野	原	徹
------	---	---	---	----	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（齊藤 實君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成21年第8回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成21年第8回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（齊藤 實君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（齊藤 實君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（齊藤 實君） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成21年8月から10月にかかわる現金出納検査及び定例監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

10月1日に、秩父市役所で「秩父地域議長会第2回役員会」が開催され、副議長関口雅敬君に出席していただきました。

10月10日に、秩父地場産センターで「埼玉県職員秩父会定期総会」が開催され、出席いたしました。

10月16日に、横瀬町町民会館で「第15回秩父地区地域安全大会」が開催され、出席いたしました。

10月21日に、皆野町文化会館で「第10回秩父郡市人権フェスティバル」が開催され、副議長関口雅敬君、大島瑠美子君、村田正弘君ともども出席いたしました。

10月23日に、秩父地域振興センターで「道議連・水森議連」の役員会が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

10月25日に、横瀬町町民会館で「第31回よこぜまつり」と秩父市の三峰神社を中心とした「奥秩父大滝紅葉まつり」が開催され、出席いたしました。

10月27日から28日にかけて、長野県飯田市において「秩父地域議長会正副議長行政視察研修」が開催され、副議長関口雅敬君ともども参加いたしました。

10月30日に、埼玉県自治会館で「埼玉県町村議会議長会役員会」が開催され、出席いたしました。

11月3日に、小鹿野町の両神荘を中心として「第33回両神ふるさとまつり」が開催され、出席いたしました。

11月8日に、秩父市荒川総合運動公園で「第16回ちちぶ荒川新そばまつり」が開催され、出席いたしました。

11月10日に、皆野町文化会館で「優良従業員表彰式」が開催され、出席いたしました。

11月11日に、埼玉県庁において「道議連・水森議連」による県への要望が行われ、出席いたしました。

11月20日に、中央省庁及び関東地方整備局において「道議連・水森議連」による国への要望が行われ、出席いたしました。

11月30日に、埼玉県自治会館で「埼玉県町村議会議長会役員会」が開催され、出席いたしました。

12月3日に、秩父宮記念市民会館で「秩父夜祭観光祭懇談会」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長あいさつ

○議長（齊藤 實君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。

本日ここに、平成21年第8回12月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご参集賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のため、まことにありがたく、心から感謝を申し上げる次第であります。

定例会開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

師走の声とともに朝晩の寒さも厳しさを増してまいりましたが、皆様には、お変わりなくご健勝のこととお喜び申し上げます。

国の政治の状況につきましては、政府の行政刷新会議による事業仕分けも終了いたしまして、本格的に来年度の予算編成に入った模様でございます。

今回の事業仕分けの結果が、町の財政にどのような影響を及ぼすのか不透明な部分もございますが、今後の動向に注意してまいりたいと思います。

また、デフレや中東発のドバイショックなどにより、急激な円高、株安となっておりますので、迅速かつ効果的な経済・景気対策を講じていただき、国民が安心安全に暮らせる社会づくりのため、地域の実情に即した政策が進められることを願うものであります。

さて、ここで9月定例議会以降におけます主な事項についてご報告申し上げます。

初めに、総務関係について申し上げます。10月22日に、町の表彰規程に基づきます自治功労表彰を行いました。長年にわたり町の各種委員等につかれ、地域社会の発展と福祉の向上に貢献されました方など、19名の方を表彰させていただきました。

次に、毎年冬の火災シーズンを前に実施しております「消防団特別点検」を11月1日に、第一小学校の校庭で行いました。議員の皆様を初め、大勢の来賓の方のご臨席を賜り、盛会に開催することができました。日ごろの訓練の成果でありますポンプ操法、放水演習等、団員のきびきびとした姿を見て、安心するとともに、改めて消防団員の皆さんの不断のご努力に敬意を表した次第であります。

次に、交通関係であります。依然として悪質な飲酒運転による人身事故が後を絶たない状況であるため、飲酒運転撲滅に向け、12月1日付で「飲酒運転撲滅宣言」をさせていただいたところであります。

続いて、町民福祉課関係について申し上げます。去る10月20日に、平成21年度「長瀬町敬老会・高齢者のつどい」を開催し、昨年より30人多い136名の方々にご出席いただきました。当日は、好天に恵まれ、大勢の関係者の方々のご協力により盛大に開催することができました。また、午後のアトラクションにつきましても、昨年に引き続き「高齢者のつどい」として、老人クラブ連合会役員による実行委員会方式で実施し、高齢者の皆様に自主的に運営を行っていただきましたが、参加された方々も楽しんでいただけたものと思います。これも議員の皆様を初め関係諸団体の多くの皆様のお骨折りのたまものと、改めて御礼を申し上げる次第であります。

次に、地域整備観光課関係について申し上げます。宝登山県造林伐採跡地の「宝登山四季の丘整備事業」につきましては、9月から11月にかけて熊高の森づくりの会、三菱UFJ信託銀行、JATA（日本旅行業協会）に補植及び植樹をしていただきました。平成19年度より現在まで7団体の協力により、植樹面積も6.5ヘクタール、約4,300本の植樹を行いました。また、来年春には浦和ロータリークラブによる植樹も予定されております。

次に、7回目を迎えました、長瀬町観光協会主催による県立自然の博物館前の「月の石もみじ公園」の紅葉ライトアップが11月14日より11月29日までの16日間にわたり行われました。ことしは昨年より大きく上回る約5万人の来場者があり、大変盛況でありました。

また、県立長瀬自然の博物館や宝登山神社でもライトアップを行っていただき、ライトアップめぐりをしている方も多く見られ、長瀬の自然景観の美しさをPRできたと考えます。さらに、長瀬駅舎へのイルミネーションを年明けまで行っていただくこととなっております。

最後に、教育委員会関係について申し上げます。初めに、学校教育関係についてであります。地域住民のボランティアによる学校支援であります「学校応援団」の皆様を対象にした研修会を11月11日開催いたしました。当日は約50名の方に参加していただき、日ごろの活動報告を初め、学校と地域が一体となった学校支援のさらなる強化を図っていくための情報交換等活発な研修会となりました。

次に、中学2年生を対象に、町内事業所での職場体験学習を通じて、個人と職業や社会とのかかわりを知る中学生チャレンジ体験事業を、ことしは12月9日から11日までの3日間実施いたしました。

次に、生涯学習事業関係ですが、例年実施しております「長瀬町文化展」は、本年度34回を数え、11月1日から3日までの3日間開催し、出展作品約1,100点、期間中約700人の方にご来場いただきました。

次に、旧新井家住宅を会場に、民間団体によります活性化事業として、10月3日に「お月見会」、10月18日に「民話とハーモニカの集い」と、それぞれ古民家ならではの特質を生かしたイベントを開催し、参加者の皆さんに好評を博しました。今後の開催につながるものと考えております。

最後に、今後の予定でございますが、毎年恒例の成人式でございますが、既に議員の皆様にはご案内申し上げます。来年1月10日の日曜日に開催いたします。議員の皆様には、ご出席の上、成人の門出を祝っていただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例改正案5件、補正予算案3件、人事案件等2件の合わせて10件であります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。

いずれも、町政進展のため、大変重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。



◎議事日程の報告

○議長（齊藤 實君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（齊藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

5番 野原 武夫 君

6番 新井 利朗 君

7番 大澤 タキ江 君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（齊藤 實君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から17日までの2日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から17日までの2日間とすることに決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（齊藤 實君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願ひ申し上げます。

それでは最初に、1番、関口雅敬君の質問を許します。

1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） それでは、通告どおり質問させていただきます。

初めに、ちちぶ定住自立圏形成協定について町長にお伺ひいたします。平成21年9月定例会で作業状況について質問しましたが、観光や水道事業など、その後どのような動きがあったのか、取り組み状況について伺います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 関口議員のご質問にお答えをいたします。

9月議会において議決をいただきました医療、情報化、水道、人材育成の4分野6項目につきましては、9月25日に5市町が調印を行い、ちちぶ定住自立圏を形成いたしました。その他の項目につきましては、3月議会に協定議案の提出に向け、関係市町の職員等によるワーキンググループで議論を続けているところであります。9月議会で締結した項目について、今後事業を実施するための計画であります共生ビジョンを今年度末までに策定するようワーキンググループで準備を進めているところであります。しかしながら、10月に小鹿野町で町長、議会議員の選挙が行われまして、体制が変わったことなどから、その前後において取り組みの協議を進めることができなかつたという状況にあります。

続いて、協定後の動きのあった項目について、医療分野におきましては、秩父郡市内の医療機関が実施する医療体制の充実に伴う事業に対して、定住自立圏民間投資促進交付金が国から交付されることになりました。対象事業は、秩父病院が行う救急医療体制の維持を目的といたしました病院移転医療器具購入、ヘリポート整備等の事業、2つ目は、皆野病院が行う救急医療体制の維持を目的としたCT購入費、3つ目は、秩父生協病院が行う回復期リハビリテーション体制の整備を目的とした病棟改修、医療機器整備費等であります。これらについて事業費の2割、約2億8,200万円が交付される見込みとなっているところであります。

次に、秩父圏域の5市町の連携と協力体制を強化するため、ちちぶ定住自立圏推進委員会を立ち上げることとなりました。この推進委員会は、1市4町の首長、議会議長、埼玉県秩父地域振興センター所長の11人で構成し、今後の方向性について情報を共有し、意見交換を行うために月1回を目安として開催するものであります。このような協議は、今後の協議に大きな役割を担うものでありまして、協定項目については、この委員会で合意が得られましたら、議会にご提案をさせていただき予定になっております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今答弁をいただいたのですが、私は、再質問でもうちょっと細かくいきたいと思います。私も10月の末に長野県飯田市に議長会で定住自立圏構想の視察に行つてまいりました。そこで、いろいろな説明を聞いている中で、やはり中心市が思いやりを持って周りの町村に行く、そういった事業で、いろいろなビジョンを持ってやっていくのだと思うのです。

それで、我が町は、前にも質問しましたが、観光立町で長瀨はいくという中で、例えば長瀨は自然公園、全国的に岩畳が有名で、地層ですね、その観光の中に、例えば地層や何かが入っているのではないかと、

私は今まで自分なりにいろいろなところで、この秩父管内でも聞いている中で話が出ていますので、町長でなかったら、職員で観光について、もうちょっと細かくワーキンググループで練られているのを聞きたいと思います。観光はテーブルにのっていないけれども、地層のやつはのっていますよね。秩父でやっているというのを県立博物館の館長に私は聞いてきました。

それと、水道事業について、これは水道は長瀨と皆野で一部事務組合でやっているけれども、この定住自立圏について水道が、長瀨としては、どんなビジョンを持って秩父とどんなことをやりたいのか、お聞かせ願いたいと思うのです。前回は町長が言っていましたが、水道料金が長瀨は高いから、何とかどうにかして、こういった事業を使って水道料金を下げるという方向を持っているので、ワーキンググループでも多分話していますよね、9月で、我々は協定を結ぶ議案に賛成したので、その動きをちょっとお聞かせください。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 一番最後にお話のありました水道のことについて私のほうからお答え申し上げますが、まだワーキンググループの協議は始まっておりません。このことにつきましては、先ほど答弁の中で申し上げましたように小鹿野町の町長と議会議員の選挙があったということと、小鹿野町が、この協定に手を挙げていただいておらなかったということがありまして、前の関口町長には、私のほうから秩父圏域の統一した水の、お互い共有しようというお話を申し上げ、12月の議会までには意見をまとめてというお話でありましたが、町長が交代をしたという事実がございまして、このことにつきましては、小鹿野のほうからの具体的な情報は私たちは得ておりません。

そういう中で、水道料金の問題だけに限ったわけではなくて、秩父圏域の水道も簡易水道の統合というようなものが各町にいっぱいありまして、浄水場とか、そういうものの老朽化が進んでいるということから考えますと、施設整備にも非常に多額のお金がかかるということから、この提案をしたわけでありまして。当然その結果として料金が下がるということをお私たちは願っているわけで、安心安全な水を供給して、その水源地が埼玉県内で水道料金が一番高いということは非常に大きな問題だと。これは何十年も前からの大きな問題となっておりますことを、私たちの代で住民の利益になるような、そういう水道事業にしていかなければいけないということがありまして、ご提案を申し上げたわけでありまして。

しかし、話は長くなりますが、飯田市の問題を取り上げて、飯田市には水道という項目はございませんという答弁をいただいて、私は非常に不満に思って、そういうことであれば、この定住自立圏から長瀨町、皆野町は抜けてもいいよということまで申し上げて、総務省に相談したら、水道も入れてもいいのではないかというようなお話をいただきました。当然のことだと思いますが、その地域に必要なものを、この協定の中で結んで、お互いに協力し合うというのが定住自立圏構想の根幹だというふうに思っておりますので、これは一つの改革になるというふうに思いますし、小鹿野のほうの12月の議会で、どういうふうな形になるのかわかりませんが、このことにつきましては、先ほど申し上げましたように3月を目途に全域として取りまとめをして、お互いの協力体制がとれるように努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、観光だけでなくというお話がありましたが、ジオパーク構想というのも秩父市のほうから提案がございまして、このことにつきましては、また改めて討議をしていくような形になるのではないかと考えております。それから、中心市が、ほかの町村に対する思いやりというのを持っていたかかないかというご提案がありました。全くそのとおりでありまして、私も栗原市長から久喜さんにかわったとき

にも、久喜さんがひとつ自分の考え方を1度しっかりまとめた上で、この会議に臨んでほしいと。栗原の先に久喜があるわけではないでしょうというお話まで申し上げて、久喜さんをお願いした経緯がございます。そういうことから考えまして、ちょうど首長がかわったということが、秩父市と小鹿野町という大きなまちが、そういう状況にあったので、ちょっと足踏みをせざるを得なかったなという思いがありますが、これは12月議会以降にしっかりお互いの共通認識を持ってやっていくように頑張っていきたいというふうに考えております。そのときに一番の問題は、議会の議決が必要だということがありますよね。そのご協力をいただく体制が、しっかり各町でとれるかどうかということに尽きるのではないかとこのように考えているところであります。当然長瀬町は観光立町ということを標榜しているわけですから、観光を中心とした、それに付随するいろいろなものにつきましては、それを排除するものではありません。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） それでは、関口議員の質問にお答えいたします。

まず、観光のワーキンググループの関係でございますけれども、現在観光ワーキンググループは7回開催されておまして、内容的に検討されておりますのが、滞在型観光の促進ということで、観光ルート等を結んで、観光客の誘致、宣伝活動の展開を実施するというふうな形で進んでおります。もう一点が、外国人観光客の増加ということがありますことから、外国人向けの観光ルートの整備や外国人観光客の受け入れ態勢の取り組みに関しての協議をしているところで、現在大まかに申し上げますと、その2点を検討しているということでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） それでは、この定住自立圏、最後の質問になるのですけれども、水道行政について、町長、もう一度お願いしたいと思うのですけれども、水道は小鹿野が云々という話、今答えたことは、前の議会の議事録に載っているとおりのお答えでした。その後、議会の改選、町長選があったということは私も承知しています。けれども、私が言いたいのは、この長瀬町として、その定住自立圏形成協定に進んでいく、例えば長瀬側のビジョンだけでいいのであって、1市4町がまとまらなければ、これは話にならないのではなくて、1市1町でもいいのですから、長瀬として、このようにしたいというので、一歩でも二歩でも中へ入って、そのワーキンググループでお願いしてってもらいたいというのが、私の町長にお願いしたいことです。協定を結ぶのに、これも前回の議会の議事録に載っていますけれども、全員協議会で説明を1回されただけで、我々は、町長がご理解いただきたいということで、先ほども言ったとおり、全員手を挙げていますので、賛成に。ですから、我々議会としては、協力をするようにしているのであって、ワーキンググループで、本当に長瀬が、これが必要なのだというものを、どんどん、どんどんテーブルに出して、ふるいにかけてもらって、独自で、ほかはいいというのではないけれども、小鹿野がそういう状況にあっても、いろいろ相談できると思うのですよ。ですから、一歩、二歩前進して、水道行政、こういうふうにしたいのだというのを、ぜひ町民のために、最終的には料金が安くなる方向に持っていただければ、私は本当にお願したいことですので、今これはお考えをもう一度聞きたいと思えます。

それから、我が町は観光立町でいっているのであって、観光はテーブルにのってないわけですよ、まだ協定を結ぶ話までいってなかったと。前議会で私が、何で観光がのってないのですかと言ったら、観光は、まだ時間が、もうちょっと欲しいということだったので、この12月議会に観光に関する提携でも出て

くるのかなと思ったのだけれども、ワーキンググループは、そうやって話をいろいろしているようですので、特にこの長瀬は、私は地質が、大昔、秩父管内は海だったという、博物館に行けば、そういう勉強できるので、地質の関係は一步、二歩、どんどん進んでいますよというお話を聞いたので、この質問をさせてもらいました。最後の答弁をいただきたいと思うのですけれども、お願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 最初に、水道事業のことにつきましては、1市1町でもいいというお話は、そのとおりでありまして、実はこれは長い間、水道のことにつきましては秩父市との連携プレーができております。ただ、料金を下げるところまで、なかなかいかないということがあります。これは今県議のほうから一生懸命動いていただいております、し尿処理の下水道の施設整備が進んでおりまして、そのし尿処理の搬入量が非常に少なくなっております。その水利権を、県議のほうから今県に交渉していただいて、1,000トンある水利権を水道のほうにいただきたいということで、とりあえず250トンはいいよという話になり、あとの500トンにつきましては、今交渉を進めているところであります。これもそんなに先にいかないうちに、県議のご努力によって実を結ぶようになるだろうと。そういうふうになってきますと、水利権の750トンが付与されることになりまして、かなりの余裕が出てくると。秩父市からいただいております水につきましても、これから協議をしていく大きな材料になるだろうというふうに考えて期待をしているところであります。これは1市1町ではなくて、皆野町、長瀬町ですから、1市2町という形になります。

先ほど申し上げましたように、秩父圏域で水道料金が一番安いのは小鹿野なのです。小鹿野とも、前の町長とも話し合いをしたところでございますが、水道料金が安いからということで、議会のほうに提案しなかったというのが、小鹿野町の考え方でありまして、しかし、施設整備につきましては、これから非常に大変だということが想定されるからという町長からのお話もありまして、ぜひ一緒にやろうという基本的な合意には至っていたわけですが、先ほど申し上げましたような、長と議会の人の入れかわりがあったために、ちょっと中断をしているというのが現実の話であります。

それから、観光につきましても、秩父の市長がかなりこだわっておりますジオパークのことにつきましても、やるかやらないかというのが、ちょっと触れておりますが、これもいいことであれば、私たちは、これを否定するものではないというお話を申し上げております。いずれにしても、観光地ということにつきましても、全部の首長でということには、なかなか難しいのかなという思いがありますが、しかしできるところからやっていきたいというのが、私たちの基本的な考えで、これからご提案を申し上げて、議論をしていただくようお願いしたいというふうに考えております。

○議長（齊藤 實君） では、2番のほう。

1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 定住自立圏で観光については、関連で、またこの2番でやりますので。

では、観光施策について町長にお伺いいたします。我が町の観光施策は、花による事業に力を入れ、推進しています。しかし、魅力ある観光地づくりには、文化財や地質に関連した観光施策も取り入れるよう考えを持つべきだと思いますが、いかがお考えか、伺います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

先ほどのつながりが、かなり深いご質問だというふうに思いますが、当町は花の長瀬と言われておりまして、関東でも有数の観光地だというふうに自負をしております。春の桜、それからハナビシソウ、秋の

紅葉、それから冬の臘梅、それから花の応援事業や植栽事業等花による観光の推進を図っているところがあります。

また、ご案内のとおり、平成19年度から宝登山四季の丘公園整備事業として、杉、ヒノキの山から紅葉、桜など広葉樹の山へと、多くの企業や団体のご協力によりまして、植樹が進み、近い将来はすばらしい宝登山になるというふうに思っております。ご質問の文化財や地質に関連した観光施策であります。岩畳を初め博物館、虎岩、旧新井家住宅や野上下郷青石塔婆などのホームページやパンフレットへの掲載をいたしまして、PRを図っているところであります。現在文化財関係では、岩畳及び周辺の観光で旧新井家住宅及び周辺の観光が主であります。新たな観光スポットの開発が必要であるというふうに考えております。新たな観光資源の開発には、周辺整備としての駐車場や看板の設置等経費もかかることから、文化財の担当でもあります教育委員会とも協議を重ねまして、観光資源として活用できるものがあるか等につきましても検討いたしまして、できるものにつきましては計画的に開発をしまいたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 我が町は新しい観光地づくりに今進んでいるように思われます。そこで、県が3年間で始めたハナビシソウの補助事業が終わり、現在町でお金を出して、ボランティアの方に花の里事業をやっていただいておりますが、この花の里事業の収支はどのぐらいになっていきますか、まずそれを1つ。

それから、長瀬は、先ほども言ったように岩畳で知られたり、特に地球の窓だとか、そういったことで全国的に有名で、前にもお話ししましたが、私の高校の友達が、この間、60になるので、記念にもう一回、学校の遠足で来た長瀬に遊びに来て、昔見た岩をいろいろ見たいのだということで、私も案内をしたりしました。そこで、観光の一つである、石がふいている菊水岩のような、ああいった名所に、長瀬町がどの程度かかわっているか、お金でも力でも何でもいいですよ。岩、地質、行政というか、地質にどのぐらいウエートをかけているか。花の里の収支で、どのぐらいかと。その2つを特にお願いします。

それで、私が言いたいのは、特に3つ目。今町長が言ったように文化財を利用したいろいろなコース、これは本当に必要なのです。文化財についても教育委員会が担当ということなので、長瀬町の文化財でもいいですよ。長瀬町の文化財に指定されているところの方が、外してほしいと。何もしてくれないのだから、ただ、名前だけ指定されているだけで、町は全然やってないから、そういうのは外してほしいと。こっちで自由にできるようにしてほしいのだよねという声も聞かれます。そういう中で、今町長が言うように文化財を使った観光のコースをやれやれといったって名前だけの話でだめでしょう。特に私、井戸でもそうなのですけども、甌穴がありますよね。甌穴があるけれども、あれはどこに行くのですかといっても、行く道がないのではないですか。自転車や歩きで行くのだったら、ちょっと遠くのほうから行けるけれども、車でご案内すると行けなかったという話で、まあ行けなかったというのは、その近くまで行けなかったのでしょうか。そういうことで、その3つ、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 地球の窓と言われている岩畳、それから甌穴の問題もそうですが、地質学的には非常に日本でも類のないような、いい教材になり得るということでありまして、そのために秩父鉄道が、あそこに博物館をつくったという歴史があります。今県の博物館になっておりますが、その博物館にもいろいろご指導をいただき始めておりまして、こういうようなことにつきまして、教育委員会、博物館、町と

一体となって連携をしてやっていかなければいけない。甌穴、それから青石塔婆等も、かなり大勢のファンの方にご来場いただいているようであります。そういうようなことも町として主体的に動いていくほうがいいだろうということは考えておまして、ご提案の筋につきましては、よく理解をしているつもりでございます。そのことにつきましては、これから積極的に行動していきたいというふうに考えます。

それから、花につきましてはの収支だとか、そういうことにつきましては、ちょっと私のほうではとらえておりませんので、担当課のほうでもしわかればご説明を申し上げたいというふうに思います。

それから、花の問題につきましても、今国体が終わった後、ボランティアの方に非常に一生懸命やっていただいて、花の里のことにつきましても、そういう方たちのお力が、かなり深く、力強くいただいてきているというふうに思っております。あそこに外側の資料館の花の里と、それから新井家に入り口がありますが、その隅にトイレをつくる計画をいたしまして、この議会に、その予算につきましてご提案させていただいております。いずれにしても、財政力の非常に厳しい状況の中で仕事を進めるというのは難しい面もございますが、とにかく花の長瀬という大きなテーマを掲げて、その上に地球の窓と言われるようなことも私たちは忘れることなく、これからも皆さんのご指導をいただきながら頑張っていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） ご質問の花の里の収支について、幾らかというふうなご質問でございますが、平成21年度の予算で申し上げますと、花の里づくり実行委員会補助金の100万円支出をしております。そのほかに町のほうとしまして、消耗品として、花の里で使っておりますトラクター等の管理機の消耗品で10万1,000円、燃料費等で2万5,000円、トラクター等の管理機等の修繕料で10万円、全部で122万6,000円を予算で計上させていただいております。年度途中ということで、収支のほうは平成21年度出ておりません。平成20年度のものにつきましては、また後でご提示したいと思っておりますので、済みませんが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

〔議長、ちょっと私の質問は、岩、地質のほうにどのぐらい力がかかっているのか、お金がかかっているのか、答えてないので〕という人あり〕

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、関口議員のご質問にお答え申し上げます。

魅力ある観光地づくりに文化財や地質に関連したものを取り入れる考えはということですが、長瀬町の観光推進には欠かせないものと考えています。具体的には、国の重要文化財であります旧新井家住宅を例に挙げてみますと……

〔「地質でいいのだよ」と言う人あり〕

○教育次長（大澤珠子君） 一般公開していますので、ええ。ちょっと文化財のことも説明させていただきたいと思っております。たくさんの方に入場していただきたいわけですので、1年を通じて誘客を安定させるのは大変難しいのが現状です。既にご案内のように、先ほど議員からも話がありましたが、花の時期での誘客作戦として、数年前からハナビシソウの時期には割引等を実施しております。また、これから臘梅の時期に入りますが、秩父鉄道のフリー乗車券の提示入場料が割引になる等の誘客作戦にも協賛して実施する予定になっています。その他、冒頭の町長のあいさつでも報告しましたが、民間活力により活性化を図っ

ているところです。内容については、お茶会、郷土の美術家展、お月見会、民話とハーモニカの集いを現在実施しているものです。今後も四季折々の特質を持ち、新井家の行事にふさわしい内容を精選して実施していきたいと考えております。このほかにも歌碑や青石塔婆、法善寺のシダレザクラ、風布の回り念仏等々既に観光と連携したもの、地質では天然記念物長瀬の岩畳、自然の博物館下の虎岩等々が挙げられます。

以上、紹介したのは、ほんの一部です。先ほど議員もおっしゃいましたが、観光とのコラボが可能なものや、整備した後、観光と連携が可能なもの等々見渡せば、まだまだいかようにも開発できるものがあるのとらえています。

そこで、町内の文化財について、ちょっと紹介させていただきますが、町内に点在する文化財は、国指定が4件、県指定が7件、町指定が30件の総数41件ございます。これの維持管理については、所有者イコール管理者ということになっております。旧新井家住宅が国の重要無形文化財指定だから、国がメンテまで見てくれるかという、あくまで維持管理は所有者である長瀬町となります。同様に県指定、町指定もわかりです。しかし、大変貴重なものですので、その維持管理に所有者の管理だけでは行き届かないような場合には、町としての支援も考慮する形で後世に引き継いでいかなければならないと認識しております。特に定期的なメンテはしてございませんが、担当者が日常的に町内巡視等を行っておるのが現状です。

ご質問の菊水岩、これは町指定の天然記念物として、昭和38年4月27日に指定しました。所有者イコール管理者は風布区ということで、ちょっと年数は忘れましたが、平成16年、17年ごろでしたか、あそこに見学に行った人が見やすいようにということで、議員さん等のお力もありまして、あそこに橋をかけた記憶があるのですけれども、そういったメンテは町としてもしていますが、その後の日常的なメンテについては、先ほども言いましたように管理者に現在は一任しているところです。

それと、先ほどお話の中で、指定されたはいいけれども、解いてほしいよというようなお話ですが、どうぞ教育委員会までお届けいただければ、文化財審議委員会というのを開いております。そこで、また検討させていただきますので、よろしく願いしたいと思います。また、新たに指定をしていくようなものについても、情報をいただければ、さっき言いました審議会にかけて、今後指定等の準備をするようになっております。現在も1件、町指定に向けて調査中のものもございます。ちょっと紹介させていただきましたが、以上のような状況です。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 花の里事業の収支は、後ほどということであります。花の里事業について、私が気がかりなのが、2階へ歩いていくと、入り口のところへパンフレットがすごく重なって置いてありますよね。花の新しい事業は、あんなにウエートを置いても、あれは1年や2年では使い切れないのではないですか、あのプリント、広告。私この間もったいないから、一番上にある、破れたやつでもいいよということでもらってきたのですけれども、あんなに新しいハナビシソウの事業には、5年ぐらい使えるのではないですか、あの広告。あれだけウエートが置いてあって、町長、石の答弁を聞きましたか。力を入れているも、お金をかけているもないのですよ。

ですから、これから長瀬町が観光で打って出ていく、新しい花事業も、それはいいでしょう。だけれども、本当に昔からある、長瀬に自然で出ている大事なところがいっぱいあるのですよ。さっき風布の菊水岩と言ったけれども、あれはただほんの一例で菊水岩の名前を出したのですけれども、現にこの間、私は県の方と平参事、地域整備観光課長らの一行で宝来島見学に行ったときに、ちょっと見ていただいたので

すけれども、あそこにユンボの跡があるのです、河原を掘ったユンボの跡が。そのユンボの跡の2センチ先に大事な石があるのです。町長、あれは重機の運転手がちょっとよそ見して、がりがりって岩にぶついたら、あの大事な、博物館に大事な石があるのだよね、白鳥荘の跡地のところにはと行ったところに本当に数センチですよ、ユンボがすっているのです。だから、私は石の行政にも、ちょっと力を入れてやってくださいというお願いなのです。やってねえからだめじゃねえかでなくて、今後そういった大事なところ、長瀬の河原にはいろいろあるのですよ、大事なところが。だから、そういったところにも、もうちょっと力を入れて、今町長のあいさつの中で、12月で、来年の予算審議の話もちょっと出ていたようですけども、国のが。町でも同じだと思うので、そういう予算を組むときに、ちょっと頭の中に地層の件を入れてもらって、この長瀬も打って出しましょうよ、地層で。お土産品屋でも、昔の温石を売ってもらうようにやりましょうよ、温石を買いにわざわざ来たのですから、東京から。そういうのが、まだ頭に残っているのが長瀬なのです。

それで、さっき言った新井家、大事だ、大事だと言っていました、私も子供と一緒に11月14日、県民の日に博物館で見学して、今度は新井家住宅を見学しようと思ったら有料なのです、県民の日に。子供はただだけれども、大人はお金を取る。県民の日ぐらいは、今言う、そんな大事なあれだったら、あそこだって無料にしてもいいのではないですか。ライン下りだって子供はただで、父兄が1人いれば、子供5人いたって、5人はただで乗っけるよとっているぐらいのところ、新井家に行って、私たちは新井家の駐車場でお弁当だけ食べて、また違う、共同募金やったのですけれども、それをやりに行きました。そういうことで、町長、特に地質関係にウエートを置くようにお願いしたいのですけれども、お答えお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今いろいろご提案をいただきましたことにつきましては、これから見直しすべくことにつきましては、しっかりやっていって、地球の窓と言われる、非常に貴重な資源がいっぱいあるわけでございますから、これもまちおこしの大きな材料として使えるのではないかとこのふうにご考えております。私の知らないことも幾つかありまして、その辺もこれから総合的に検討して、なるべく早くご期待に沿うような手続をとっていきたいというふうにご考えております。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） では、3つ目に入ります。

教育施設の設備管理について教育次長にお伺いいたします。学校の放送設備や中央公民館の音響設備は、常に正常に使用できるようにしておくことが必要ですが、どのように管理されていますか。

また、設備に故障があった場合、どう対処するのか、伺います。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 関口議員のご質問にお答え申し上げます。

学校の放送設備、また中央公民館の音響設備、それぞれ管理は施設の長になりますので、学校長、公民館長になります。放送設備に限らず、学校における施設設備の新規の要望や故障に伴う改修、備品購入にかかわる案件につきましては、校長等の申し出により、教育委員会担当者と話し合い、当初予算に組み込むかどうか、あるいは緊急を要するような場合には年度途中の補正で対応するかどうか等、その内容、緊急度等により対応を決めております。公民館についても同様でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） 今管理責任者は答弁いただきました。今現在中央公民館の音響は相当悪うございます。例でいきますよ。町長も、これは「つばさ」の試写会で直面したと思われませんが、スピーカーが、右側はあっても左側のスピーカーがなかったと。その後は、カラオケをする団体の方が、そのスピーカーを持ってきて設置してくれたから、そのままというのが現状です、中央公民館。では、体育室の音響、何か大会をやったときにマイクで話をするのに、例えばボリュームを上げたり下げたりした場合にふぐあいが出ているのです。これは中央公民館長の責任だということであれば、大澤次長は全公民館長だから、そのときにふぐあいがあるのです。そのふぐあいがずっと続いているのですよ。今回来年度の予算要求してありますかというのを私事前に調べたらしてないということです、中央公民館に関しては。では、体育施設の暗幕、視聴覚室だかの暗幕は直したのかな。では、体育施設の暗幕、あれは引いてみてくださいよ、カーテンを。相当ひどいですよ。あれでは普通の民家で、自分んちだったら恥ずかしくて人に見せられないですよ。それぐらいのことでやっているのですよ。クーラーだってそうでしょう。クーラーについてだって、冷暖房にしても、借りて使うときに、大きな大会を開くときにふぐあいがあるのですよ。その管理をきちんとするように、公民館長の責任ということは、公民館長の扱っている教育委員会が言えるのではないですか、きちんとやれよと。

と同時に、では学校の音響設備は校長の責任だということですよ。第一小学校の運動会、私は2年連続、かわいそうだなと思ったのは、途中で音が消えてしまう、あれは町長、児童が踊っている最中に音がなくなってしまうのですよ。かわいそうではありませんか。私は去年、運動会が終わったときに井戸地区のPTAの副会長がいたので、音響は白鳥睦会でいい音響を持っているから、今度学校へただで貸してやるよということを書いてきました。そしたら役員がかわってしまって、ことしの役員はそのまま使ったのでしようけれども、音がふにゃふにゃ、ふにゃふにゃとなって消えてしまうのですよ。そんな音響を使わせているのを見て、そのままではまずいですよ。次長は行かなかったですか、運動会。行ったら、あれは直してやらなくてはかわいそうです。

それで、なぜこういうことが起きるかといったら、教育委員会は悪くなるまでいじらないのですよ、ちょっと悪くなったら、そこで手をかしてやればいいものを、悪くしてから騒ぐからお金がなくて、すぐできないのです。それに社会体育や教育に、例えば今言う責任者がだれだという話になれば、町の評価が低過ぎるのではないですか。学校長が教育委員会にお願いして、教育委員会が予算をお願いして、予算を組まなかったら、だれの責任といったら、ではこの責任者は、予算要求しても要求が満たされていないという、この事業評価、今民主党がやっている事業仕分け、この長瀬でも出てきますよ。これを見てもらえば、優先順位なんか結構上へいくのではないですか。これは教育次長が、さっき責任者は学校施設は学校長だということのだったら、学校長の責任なのかどうか、ここではっきり言ってください。お願いします。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） お答え申し上げます。

私の先ほどの答弁が、事務的に通り一遍な言い方だったので、誤解を招いたようなのですが、現在の状況では、学校と教育委員会との関係は、公民館も給食センターもそうですが、先ほどご紹介したようなシステムで対応していますので、同じことをまた言うようになってしまうのですけれども、できれば、すべて直してあげたいのは親心でございます。しかし、それは計画的に順次ということで、状況もお互いに把握しながら、何を先にやるかということで、一度に全部というわけにはまいりませんので、そういった中

で予算にも組み入れているというのが現状です。

先ほどの放送設備についてなのですが、今回こういったご質問が出ましたが、学校等にもいろいろ聞いてみました。確かに決していいとは言いませんけれども、言われて、ううんというような部分もございまして、確かに3校の学校でいいますと、校内、校庭、体育館がございしますが、大体まあまあだと。調子よくないのが、先ほど議員も言われました一小的校庭、中学の体育館、そんなふうには伺っていますが、言われてというような状況です。うちのほうでも、確かに年数を経ていますので、今後考えていきましようという懸案事項には入ってございしますので、ご承知いただきたいと思えます。

また、公民館につきましては、館内放送設備については、消防設備の一環にもなっておりますので、定期的なメンテもしております、普通に稼働しているということです。

それと、ご指摘の2階のスピーカーなのですが、皆様もよくご存じのとおり、さほど広い会場ではありませんので、通常の会議等ではスピーカーがあってもいいし、なくても会議等には差し支えないような状況で、スピーカー2個あるうちの1個が壊れているという状況です。たまたまあの会場をカラオケの愛好会の人たちが毎月二、三回ですか、使っております、カラオケの人たちはスピーカーが命というのでしょうか、ないと歌がよく鳴らないので、自分たちの手持ちのスピーカーを持参していたのだそうです。ただ、それを活動のたんびに持ってきたりが大変なので、置かしてくれと、置かしてくれというより寄附したいということで、いただいたという経緯を聞いております。

説明にならないかもしれませんが、現状ではそういったことです。どうしてもふぐあいがあるという場合の修理は、これは必要なことと私どもも受けとめておりますので、それほどの緊急度合いは、今のところ、ここでないと言うと、また見解の違いが出るかもしれませんが、そんな状況になっておまして、決して聞かないというわけではございません。順次ほかにもあることの中で精査して、どれを先にやっていくかというような中で対応はしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） では、最後になります。

今次長は、私が言った質問に対しては、そこまで悪くなってないと。通常使う分には大丈夫だという、そこがもう間違いなのです。現場へ行って、ちゃんと見てやってくださいよ、本当に。こんなことを言ったら、町民みんなが聞いてたら、納税して、子供を学校へ行かせている若い人たちは、本当に大変な血税を払っているのですよ。学校の運動会に行ったら、ふにゃふにゃ、ふにゃふにゃでは、納税する意欲だっとなってなくなりますよ。中央公民館だっそうです。社会体育やるのに、あれで満足しろというのだったら、しょうがねえ、満足するのもかもしれないけれども、日常点検になってないですよ。我々が商売するのだったら、方向指示器がついていたら、球が切れていたらだめなのですよ。使わねえからいいでしょうは通らないのですよ。町長、いかがですか。今の次長の答弁を聞いて、私が見てきて、ここで質問しているのだけれども、今のは甘くないですか。町長が甘くないと言ったら、それはもうしょうがないですよ。ただ、私は、来年度の予算に、例えば手を挙げていないのだったら、何で手を挙げないか、それこそ管理責任を追及してもらいたいと思うのですが、そこで時間だと言っていますので、最後の答弁をお願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） いろいろな意見が各地から上がってきて、それを集約して、その現場に対して、私たちが手をつけるというのが我々の仕事であります。ですから、意見をどんどん上げていただいて、私たちが今度も一生懸命やっております一番大きなテーマは学校の耐震のリニューアル工事、これを3年ない

し4年間で仕上げたいというふうに思って、多くの金を使っているわけであります。そういうことから考えますと、このことは小さいことだと言えばそれまでですけれども、そういうご提案は、これを大切にしたいと思います。そして、子供が楽しく、例えば行事をやるときに、そういう問題が起きたということになれば、それは当然学校からのご指摘があろうと思います。それをこちらのほうに意見をつなげていただければ、今議会で議員からのご質問にお答えするということは、本当はあるべきでないというふうに考えます。中身で勝負をする中で、学校の現場から声を上げていただくというのが筋ではないかなと思いますので、このことについては、しっかり心にとめて、このことは来年度に向けて準備をしていきます。お約束をいたします。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時30分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（齊藤 實君） 次に、7番、大澤タキ江君の質問を許します。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） それでは、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

まず初めに、職員の昇格について町長にお伺いをいたします。職員を昇格させる場合、最も重要視されるのは昇任試験に合格していることであり、それに付随してもろもろの条件を勘案し、決定されるのではないかと推測しています。

特に今までの社会情勢からして、年功序列や性別もその条件に含まれているようですが、時代が急速に変化する中で、これからは男女の別なく、若くても能力のある職員を積極的に昇格させるべきだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 答えいたします。

ご質問の要旨と私の答弁が全く同じなので、ただ、それだけでは答弁になりませんから、一応用意したものを申し上げさせていただきます。

先ほどものご質問のように男女の差別なく、若くても能力のある職員を積極的に昇格させるべきということは同感でありまして、町では有能な人材を登用する必要などから、主任から主査への昇格をする際には試験を実施しておりまして、試験に合格しなければ主査への昇格というのはない。これは私になったときは、主任も管理職だったわけでありまして、一番先に内部の調整の中で、主任は管理職ではないということで、それを外しました。そういうこともあります。しかし、現在退職者の一部不補充などがありまして、職員の年齢構成や役職構成が硬直化しておりまして、管理監督者のポストも少なくなり、能力のある職員

でも、なかなか昇格できない状況ではあります。そういう中で、職員個々の仕事に対する意欲を考えますと、ある程度昇格をさせていかなければいけないというふうに考えておるところであります。

それから、一定年齢の者や、公務の職に適していないという職員もおりまして、そういう者が見受けられることから、そういう職員には勸奨退職制度の説明をこの間行いました。それから、職員の希望によりまして、降任制度というものもつくりました。しかし、これに応募してくれる人がなかなかいない。ただ、20年ないし50歳という人につきましては、私のほうから、何か違う仕事を考えたほうがいいのかというふうに複数の人間、かなりの数になりますが、そういう人間にも町長室においていただいてお話を申しあげましたが、まだいまだもって、そういうことについての反応はありません。まことに残念だと思います。しかし、こういうことをしっかりやっていると刺激にならないというふうに考えておりますので、これからも引き続いて、これはやっていかなければいけない、私の責任だというふうに考えております。

それから、先ほどのご質問の中にありましたように長瀬町の場合には、男女による差別は決してやっていないということは申し上げられると思います。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ちなみに昇任試験に合格していらっしゃる人数がわかりましたらば教えていただきたいと思うのです。

それから、女性が何名か、男性が何名か、その細かい人数がわかりましたらば、ちょっと教えていただければありがたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、昇格者の推移ということで、平成20年度と平成21年度について申し上げます。

平成20年度、主査級になった職員が4名でございます。うち主席主任も主査級になっておりますので、含まれております。それから、平成21年度が、主査級4名で、これも主席主任が1名含まれております。主査の男女の比較でございますが、主査が現在男子29名、女子10名、計39名で、女子の比率が25.6でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ただいま町長からご答弁いただいた、町長のご答弁も私と全く同じ考えだと思っているところですが、私が現在知るところでは、来年度の退職者はいらっしゃるのかなと思っております。そういう中で、ただいま町長がおっしゃいましたけれども、勸奨退職制度ですか、それと降任制度ですか、これに応募される方、匹敵される方、そういう方たちが、これから今後出てくるのかなという半分期待を持っているところでございますけれども、そうやってまいりますと、何らかの管理職の席にほかの人たちを上げなければならない。そういう状況になりましたときに、当然これは役場の中でも、先ほど町長が発言しておりましたので、どういう方が適任か、不適任かということは、しっかり把握していらっしゃるのだと思います。その中で町民の目から見ると、この方はちょっと無理ではないかなというような方たちも多分にいるように私も思っておりますし、町民の声としてもいろいろ聞いております。

そういった中で、町民の声と役場内の内情、これが一致していればいいのですけれども、一致してなか

ったら、私は困るなというような思いがしております。町長の前でしっかり仕事をしているようなそぶりを見せるとか、例えばですね。上によくて下に悪いとか、いろいろな方がいらっしやると思うのです。そういう中で、どういった方法で、その人たちをふるいにかけるかというのは非常に難しい問題だろうと思うのですけれども、職員の中で下の方たちというのですかね、その人たちのご意見もいろいろ聞きながら、もろもろを勘案して人事というのはやっているのでしょうか、そのところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 80人台後半の職員でありまして、私もできるだけ現場を見て動いていきたいというふうに考えています。それをやっているつもりではおります。そういう中で、勸奨退職制度というのを導入しまして、ことし多分複数人が、そこに手を挙げていただけるというふうに、まだ確定ではございませんが、思います。来年度の新しい職員につきましては、最低の複数人を採用内定したところであります。そういう中で、優秀な人材にほかに移られるというのが一番苦しいわけでございまして、そういうことではないように努力をする。それから、そういう人については、私のほうからも再考を促すようなことはやってみたいと思いますが、いろいろな側面がございまして、健康上の問題だとか、そういう問題も含めたことが出てくるということになると、それを否定するということはなかなかできませんので、その辺については、これから話を詰めていきたいと考えております。とにかく一番問題なのは、例えば管理職である課長として適任かどうか。

今までややもすると、年功序列で押し上げてきたという状況がございまして、これは私は最初から考えておりましたことですが、町民福祉課の人数が非常に多くなって、課長が1人で仕切るのはなかなか大変だというふうに私は現場を見て思っておりますので、これを複数の課に分けたいというふうに思います。そうなったときに課長候補者は、内部の職員の中から公募することを考えています。年が明けましたら、公募して適任者を見つけるということが活性化にもつながるというふうに思っておりますので、これはぜひやってみたいというふうに思っております。やるつもりでおります。そういうふうにして、中の人たちが競い合うということが大切なのではないかと。おれが一番古い主幹だから、今度はおれが課長だよということは排除したいというふうに考えておりますので、その下のことにつきましても、そういうふうに思っております。そういうことが職員の活性化につながるというふうに思っておりますので、やってみたく。まだ確定はしておりませんが、これは私の考えですから、何とか幹部職員にも通してもらおうようにやってみたく思っています。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ただいまいただきましたご回答ですと、来年度何名か入れかえがあるかなと半分期待をしているところなのですが、新しい職員を全然入れないということもまずいなという思いがしております。そういった中で、幾らか入れかえがあるのかなと期待をするところでございまして、そういった中で、町長も私と同じような意見でやっていただけるということで、非常によいことだなと思っております。来年年が明けますと、すぐ予算と人事も並行して行われることと思っておりますけれども、そういった中で、上にこび、下に厳しいというようなことでも困りますし、人間関係ですから、上手にうまく行動できる、それから町のために働いていただける、そのような方たちをぜひ登用していただいて、この町のために働いていただければいいかなと思っております。

また、長瀬町の職員の中で、この中にもいらっしやるようですけれども、独身者も結構いらっしやいま

すね。そういった中で、町の給料が安いから結婚できないというようなことを家族が言っているというお話も大分聞いております。給料が安いから結婚できないようなことでは困るなと思いますけれども、今どこでも給料が安いのが当然のことで、そういう中で、皆さん生活をしているわけですので、少なくとも町の職員が、月給が安くて結婚できないで困っているというような言葉を発してほしくないというのが私の思いでございますけれども、町長も町の長として、折に触れて、そんなことも話していただけるとありがたいなと思っております。そういうことで、これはご答弁は要りませんので、2のほうに参りたいと思います。

続きまして、「ふれあいフェスタ長瀬」への支援について地域整備観光課長にお伺いいたします。

商工会青年部主催の「ふれあいフェスタ長瀬」は、町の活性化や町民意識の向上などを目的に、若い力が結集して開催される大変意義のある祭りであると思っております。

しかし、開催日が土、日に重なると、他町村でもさまざまなイベントを企画しているため、魅力のあるところへ客が流れてしまうという可能性があります。

特に来年度は日曜日に開催予定となりますので、より一層の集客努力を強いられるのではないかと懸念しております。

そこで、この町に活気を与える「ふれあいフェスタ長瀬」を確実に定着させるためにも、今後の町の支援やかかわり方が重要となりますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 大澤議員の質問にお答えいたします。

ふれあいフェスタ長瀬を確実に定着させるため、集客の努力や町の支援やかかわりについてのご質問でございますが、ふれあいフェスタ長瀬も商工会青年部が主催で7回目となり、運営も軌道に乗ってきたところかと感じております。去年は好天に恵まれ、約3,400名の来場者がありましたが、ことしは朝から大雨ということで、約1,000人の来場者であったと商工会より聞いております。また、本年はNHK連続テレビ小説「つばさ」に関連し、脇知弘さん、ロナウ二郎役で出演しておりましたが、その方をお呼びしまして、会場を盛り上げていただきましたが、朝からの雨ということで、会場内の人出が少なく、大変残念な結果となってしまいました。しかし、ふれあいフェスタ自体は、青年部初め関係者の熱意により、盛会ではなかったかと考えております。

来年の開催時期が日曜日ということになりまして、集客について心配であるとのことではありますが、開催日は埼玉県民の日と決まっているようですので、日程については町で決めることができませんので、商工会にお任せすることになると思っております。企画につきましては、商工会より協力依頼があれば、町としても協力していきたいと考えております。また、長瀬町としましては、今回の事業に補助金を活用して支出し、職員5名をスタッフとして従事させていただきました。ふれあいフェスタのようにいろいろな事業を各団体や個人が自主的に実施していただけることは大変意義深いことと考え、今後も事業が実施できるよう支援してまいりたいと考えております。今後も、このふれあいフェスタ長瀬が、なお一層盛会に開催できますよう商工会とともに連携を密にし、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ことしは土曜日ということで、非常に期待をしていたのですけれども、雨にたたられてしまったということで、残念な思いをいたしました。私も協力者の一人として、でき得れば大勢の

人に来てほしかったなという思いがございます。そういった中で、県民の日ということで、秩父市ではB級グルメというのがありましたね。テレビでやっておりましたけれども、雨が降ってもお客さんが大分大勢見えたという報道がされました。長瀬町も何か目玉になるようなことができるといいなという思いで見えておりましたけれども、ただいま課長のほうから町と商工会で連携を密にしてというお話をいただきましたので、来年度あたりは商工会青年部にお願いするだけではなくて、町と商工会が同じ力で、一つになってやっていただけるとありがたいなと思います。

始めたころはイベントに参加する方たちも大分多かったですけれども、ここのところ、ちょっと減少気みでして、私も赤十字奉仕団ということで、お世話になっているわけですが、ちょっと寂しい思いがしております。そういった中で、たまたま商工会の来年度のスケジュールノートというのですかね、私も初めて商工会の目的というものを見てみましたらば、当然商工業の総合的な改善、発達を図りというのは、これはわかりますけれども、その中に、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とするという目的が書いてありました。あ、なるほどなという思いがして、長瀬町の商工会は、この目的をしっかり把握してやっているなとつくづく感心をした次第でございますけれども、そういった中で、ただいまお話をいたしましたB級グルメですとか、あとはあそこを拠点にした、私も年じゅう言っているのですが、ウオーキングですとか、そういうようなものでも来年度は、ぜひやってほしいなと思っております。日曜日が重なるということで、職員も花の日曜日ですので、余り協力したくないなというような思いがあるかもしれませんが、長瀬まつりがなくなりまして久しい中で、これといった町の行事がない。バザーが長瀬町の本場に1年に1度の大事業で、これがお祭りになっているというようでは私は非常に寂しいと思っております。

そういう中で、このふれあいフェスタをもっともっと盛り上げて、昔の長瀬まつりのときには、本当に町の予算というのを何百万も使ってやったわけですが、今は、先ほど補助金も出していますというお話が出ましたけれども、私の知るところでは、多分10万円か15万円程度かなという思いがしておりますので、そういった中で、お金をかけないで、知恵を絞りながら、長瀬町のために長瀬町の町民が一つになる場所、そういうものを協力しながらやっていけたらいいなと思っておりますので、そういったことで、来年は、ぜひそういうことの企画、町のほうから商工会のほうに持って行っていただきたいと思っておりますけれども、そここのところの心意気がございましたらば、課長のほうからぜひご答弁いただきたいと思っております。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） お答えいたします。

ふれあいフェスタ長瀬でウオーキング等の事業を一緒にやったらどうかというようなご質問でございしますが、先ほども申し上げましたように商工会青年部のほうの事業でございします。商工会青年部のほうと、そちらが主催という形になっておりますので、お話をさせていただいて、そういった要望等を踏まえて、総合的に皆さんで検討した上でという形になろうかと思っておりますので、こちらのほうで、今できますということは、ちょっと言えませんが、その辺のご回答で勘弁していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございします。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ウオーキングをどうしてもやれということではなくて、例えばの話なのですよね。

だから、B級グルメをやっていただいたっていいのですよ。何か観光協会ですか、たらし焼きがB級グルメに出るとかという話も聞いておりました。それから、商工会女性部がポテトですね、ジャガイモのみそポテト、これを毎年やっておられますけれども、今回のB級グルメで、これが1番になったというお話を聞きましたけれども、これなども長瀬の女性でしたらば、ほとんどのお母さん方がつくっておられるわけですね。何も秩父市の問題ではなくて、秩父谷に来れば、こういうことはみんなやっているのだよというようなこともあるわけですから、B級グルメで、例えばからみもちをやったり、それからポテトをやったり、コロッケでも何でもいいと思うのですよ。家庭の味を皆さんで持ち寄ってやるB級グルメもいいのではないかなと思っております。

何か大きなことをやるということになると、ともかく大変だということが先に立ってしまうと思うのですけれども、始めてみれば、それほどのことはなくて、皆さんの力を結集すれば何でもできないことはないと思います。そういった中で、来年度は、ぜひ何か一つ目玉となるようなものを町として打ち出していただけるとありがたいなと思っております。日曜日ということで、多分あちらこちらでいろいろなイベントが重なると思います。あっちにも行きたい、こっちにも行きたいというのがお客さんの気持ちでございまして、そういう中で長瀬にいかん気持ちを引き寄せるか、これが来年度、商工会青年部に課せられた課題だと思っておりますけれども、それを町としても、ぜひバックアップして、フォローして、長瀬により大勢のお客さんに来ていただける、そんなお祭りに持っていかたいなと思っておりますので、そういったところで、ぜひご協力をお願いしたいと思っております。商工会長さんが、ここにおられるので、よいしょしているわけではございませんので……

〔何事か言う人あり〕

○7番（大澤タキ江君） よいしょしているわけではなくて、参事さんあたり何かいいアイデアがありましたらば、お願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） 最後の質問ですので、私のほうからお答えをさせていただきますけれども、商工会青年部と町で共催したらどうだというようなお話ですけれども、せっかく第7回まで商工会青年部が一生懸命やって、ここまで大きくしてきたわけですから、商工会青年部になお一層頑張ってください、ただ、日曜、日曜というお話が出ていますのですけれども、ことしも土曜日ですが、長瀬町の職員として5名、先ほどお答えしましたけれども、何か協力しようと、これがまず第一歩だと思うのですよ、町が協力するという。金銭的にはなかなか補助もできない。先ほど言った山村都市交流の10万円と町から数万円が出ているだけなのですけれども、では、町長が人的に協力しようではないかということで、ことし5名の職員、ここにも手伝った人はいっぱいいますけれども、課長クラスがお手伝いして、商工会のほうに協力できた。町のほうとしては、そういう自負がありますので、これが第一歩で、来年また1人ふえ、2人ふえということがあってもいいかもしれませんが、できたら、そういう形で商工会青年部に頑張ってください、人的に協力させていただくと、こういうことでお願いできればと思っております。

それで、お祭りを拠点にして、先ほど出たウオーキングだとか、そういうお話がありましたけれども、1番議員から文化財の話も出ましたけれども、前にも大澤議員だったか、関口議員だったか忘れちゃったけれども、文化財コースだとか、桜コースだとか、そういうコースをなるべく設定して、先ほどいい意見をもらったので、そういうようなウオーキングのコースの整備というのですかね、お金をかけないで。そんなこともやってみたいなということで、絵はかいてあるのですけれども、なかなか実行ができてないので

すけれども、こんなことでも考えて、一緒に合体できれば町のほうはいいかなと思っていますので、ちょっとまとまっていないのですけれども、こんなことでいいですかね。人的にバックアップさせていただきたい。よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 今年度は5名の課長さん、次長さんでしたか、役職の方たちでしたね、ご協力していただいたようですけれども、来年度は、そういう方たちが、部下と申しますか、下の人たちも連れて、大勢で協力できるような体制をとっていただけるとありがたいなと思います。町でやることですから、お祭り、そういうものに職員の皆さんには、ぜひこぞって出ていただいて、町の中を把握していただく、これも一つの仕事ではないかと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、お願ひということで、3のほうに進ませていただきます。長瀬の「瀬」の漢字について総務課長にお伺ひいたします。長瀬の「瀬」という漢字はいろいろあり、町の掲示物なども統一されていないため、どの漢字を使っても間違いではないのかと不思議に思います。これは町民からも非常に不思議だというお話をいただいております。

町名の漢字でもあり、正しく町民に理解されるよう統一するべきですが、お考えをお伺ひいたします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 「瀬」の字の統一化についてのご質問にお答えいたします。

「瀬」の字の表記については、昭和47年の町名変更のときの複雑な経緯があると聞いております。月のところの箇所が円や、また一番右側の争うのところの箇所が片仮名のノに片仮名のツを組み合わせたような形等いろいろ使われているのは承知しております。現在町では長瀬の「瀬」の字については、住民データや戸籍、または対外的にもさんずいの横の真ん中のところを青のところを円で使用しております。町の職員が使用するパソコンについては、円で変換される機種や外字として登録しておりますので、ほとんどの文書では円の「瀬」となっております。しかしながら、古い機種のパソコンや書体によっては月の書体で変換される場合もあります。町名、地名の漢字ですので、統一したいという気持ちはありますが、手書きのものは別として、現在は機械化が進んでおりますので、使用する機種や書体等によっては円以外の文字となることはやむを得ないと考えております。いずれパソコンなどは円の「瀬」となっていくものと思っております。また、ゴム印等も古いものについては、円以外で使用しているものもありますけれども、つくりかえる際には、現在の使用書体に統一しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） これは非常に難しい問題だなと思うのです。過去いろいろな公文書ですとか、そういうものも全部かえるということになるとお金も大分かかる問題にもなってくるでしょうし、先ほど商工会のお話をしましたけれども、これを見ましても、同じページの中で上下で円を使ったり、月を使ったりということで、ともかく本当に統一されていないのですね。ここに県のほうから来る赤十字の本なのですけれども、これなんか見ましても月になっています。また、公民館の町名変更20周年ですか、あれは月になっておりますね。町から出されるものにつきましては、ただいまは円ですべて統一されているようですけれども、町民は迷ってしまうのですよ。どちらが本当なのかな、どちらを使えばいいのかなということで、ただいま課長からパソコンの古い機種は正しい「瀬」が出ないという話でしたけれども、その古い機種を使っている方たちが、パソコンに出てこないような字を使うわけではないというおしかりもいただいております。そういった中で、どう対処していけばいいのかなと。ご理解をいただきたいというけれども、

どうも理解できないのですよ、実際のところ。どう対処したらいいのかなということで、今回質問させていただいたのですけれども、例えば「瀨」を平仮名にかえると、そういう検討はされていないのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 「瀨」の字を平仮名にというようなことは検討しておりません。こういう「瀨」にパソコンもなっていると思うのです。これは平成16年のJ I S規格の改正で、この字が改正後の字ということになっているのですけれども、ここでノだ、ツだとかというの、なかなか難しいのですけれども、昭和47年に「野上町」から「長瀨町」に町名が変わったわけなのですけれども、条例により改正して、その後都道府県の知事の許可を得ることになっているのですが、条例でいくと、「瀨」の字というのは、さんずいに青で、ですから下が月になっているのです。争うのところは片仮名のノの下に片仮名のツとして条例で議決されたのですけれども、これを都道府県、ですから埼玉県に許可を得るために出して許可されたのですけれども、埼玉県の許可、これは昭和47年10月1日に許可されて、それが県の県報に記載された「瀨」というのは、青の月が円になっておりまして、争うは片仮名のノの下に片仮名のハを書いて、その横にもう一個点を打つような、そういう字で官報に載っておるのです。その後、今度は都道府県知事から自治大臣にその改正した旨を通知するというようになっておりまして、そのときの官報も埼玉県の県報と同様の字になっているというわけなのです。結局町名を変更する場合、町の議会の議決があって、都道府県の知事の許可を受けるということで、そのところで県報に記載されている字が正式な字なのかなというような感じはいたしますけれども、そんなところでございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 課長のご回答をいただく中で、それでは町民にどういうふうに説明したらいいのかなというのが、全く理解できないのですよね。月でも円でも正しいのだよということで、理解をしてもよろしいのでしょうかね、どちらも間違いではないのだよということで。

これは私は全国の町名を調べたわけではございませんので、わかりませんけれども、こういうことで迷っている町というのが果たしてあるのかなという思いがしています。どうでもいいのだよというあれでしたらば、これを逆手にとって、長瀨町を売り出す一つの方法でもあるかなという思いがしておりますけれども、何でもいいのですよということで、うちのほうの長瀨の「瀨」の字は、どういう字でも正確でいいのでしょうか。ここのところをはっきりしていただかないと、町民に質問されましたときに、ちょっと困ってしまうのですけれども、そこのところを済みません。最後をお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） どの「とろ」を使っただけでも間違いではないと思います。J I S規格のほうで、平成16年に、先ほどお見せいたしました字に変更になったというときでも、変更前も変更後、どちらも同じものとして取り扱っているということでございますので、現在も字体が違って、別にそれを受け付けないとかということはないと思いますので、同じで取り扱っていただければと思っております。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ということは、月に争うでもいいし、月の横がノ、ツですか、それでもいいし、円に争うでもいいしということで、どれでもいいということですね。

〔何事か言う人あり〕

○7番（大澤タキ江君） わかりました。そういうことで理解をさせていただきます。月の場合は争うで、円の場合はノ、ツだというお話も聞いたことがあるのです。だから、そこのところをしっかりと統一していただいて、何でもいいのだよということではなくて、そこのところを二通りとか三通りとか、お願いします。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 「とろ」の字ですが、なかなか難しいところは、議員おっしゃるとおりでございますが、先ほど課長がご説明いたしました、町としては、さんずいに円にノ、ツの「瀨」、これで正式に統一した形で外部には発信しております。ただ、先ほど課長からも言いましたように電子情報化の時代で、いろいろなパソコンが、まだ町民の方、全国にもありますので、今電子申請とか、そういった情報化の時代ですので、この字でなくてはだめということになりますと、そのパソコンを持っている人は申請ができなくなってしまいますので、そういうことではなくて、町としては統一しておりますが、町民、全国から来る字については、すべて間違いではないということで、市町村の名称の書き表し方についてということで、自治省の行政局長からの通知にも、市町村の名称の字体が当用漢字字体表にない従来字体である場合に当用漢字字体表の字体を用いて書き表すことについては、今後左記のように取り扱うということで、通知の中では、要するに不動産登記、その他法令に基づく手続等に行うに当たり、その名称を、要するに当用漢字字体表によって書き表しても法令上有効なものと認められるということで、要するに法的には認められているということなのです。市町村の漢字というか、字については法令上有効でありますので、今の段階では、いろいろな字がありますが、先ほど課長が申し上げましたようにパソコンのほうも、今はだんだん統一化されてきておりますので、その時点では一つになると思っておりますが、今は過渡期で、どうしてもいろいろな字を電子上いろいろな方が使いますので、それは認めないということではなくて、くどくなりますが、町としては、この字が統一した形でということで、発信はしていきたいということになると思っております。

以上でございます。

〔「ということは四通り考えられるではないですか。その四通りどれでもいいということね」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） そうではないでしょう。今言った、それでいいのでしょうか、統一すれば。
〔「統一すればいいって、だから町民が……」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 町としては。
〔「町としては当然そうですよ」と言う人あり〕

○参事（新井敏彦君） 済みません、いろいろ言って。町としては……

○議長（齊藤 實君） 何回も同じような質問しないでいただきたい。

○参事（新井敏彦君） そういうことでとらえていただいていいと思います。
〔「一般的には四通りがいいということですね」と言う人あり〕

○参事（新井敏彦君） はい。
〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 次に、10番、渡辺強君の質問を許します。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 議長、今11時15分ね。

○議長（齊藤 實君） はい。

○10番（渡辺 強君） 1時間ね。

まず、1番として、観光トイレの維持管理について質問します。現在観光トイレの維持管理はどのようにしているのか。

また、維持管理費の節約に努めてほしいが、その考えを伺います。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

観光トイレの維持管理はどのようにしているのか。また、維持管理費の節約に努めてほしいとのご質問でございますが、まず観光トイレの清掃につきましては、本年度より社団法人長瀬町観光協会へ委託をし、観光トイレのうち6カ所、宝登山並木参道公衆トイレ、長瀬駅前公衆トイレ、大正館わき公衆トイレ、彩の国観光トイレ、野上駅前観光トイレ、岩壘観光トイレの清掃を委託しております。また、清掃ボランティアとして宝登山並木参道公衆トイレは、宝登山神社並びに夕隣倶楽部のほうで191日間、長瀬駅前公衆トイレは、長瀬駅前商店街通りのほうで166日間、大正館わき公衆トイレは岩壘商店街通りのほうで167日間、宝登山観光トイレは、すべて宝登山興業のほうでボランティアとして協力をしていただきました。上長瀬駅と樋口駅の観光トイレにつきましては、すべて秩父鉄道が管理を行っております。また、各地区にあります公衆トイレにつきましては、すべて地元の方に管理をお願いしております。今後もボランティア清掃をふやせるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） では、再質問をします。

この10年間、観光トイレができ上がって膨大な建設費がかかっております。また、上下水道、トイレトーパー、浄化槽の清掃、これらのお金は相当莫大であります。私は、今までも観光トイレについては、観光客が来て、きれいな便所に入って、長瀬は、そういう意味では人が来て、観光客が来て、みんなにお金を落としてもらって財政が豊かになる。そのために観光トイレは、ちゃんと整備しなくてはならない。しかし、町民の皆さんが大変な思いで納めた税金が、つくるばかりでなく、維持管理費の節約や、また宝登山神社や秩父鉄道にも応分の負担をしてほしいということで、私は前から言っているわけでありまして。

鉄道さんについても、そういう中では、鉄道さんは土地をたくさん持っていますから、長瀬駅前については、それはできないと。しかし、掃除ぐらいは観光業者が幾らか手助けしましょうとか、宝登山神社の入り口についても、私は、宝登山神社は法人税が免除されて、おさい銭が上がるのだから、応分の負担をしてほしいと言ったことがあります。そして、当時は100万円の寄附を言われたということではないだろうけれども、横田宮司の耳に届いて100万円寄附してもらったことがあります。しかし、私が思うのに、これらの観光資源があって、人に来てもらって、お金を落としてもらうには、やはり町民が納得するようなことでなくてはならないと思っています。

そこで、私は、なぜこの問題を言ったかというのは、観光協会が一般社団法人として発足しまして、新規事業の一つとして観光トイレの管理が含まれていると。観光協会の事務局長である古沢さんに言わせれば、今観光協会はいろいろやるのがあって人手も欲しいと。そういう中で、この間の9月議会の決算の

中で、公衆トイレ清掃業務委託料167万6,758円が決算で出ました。しかし、これはシルバー人材センターの人に随分手助けしてもらって、窓口が観光協会になっているわけですね、今度は。

それで、質問ですけれども、今公衆トイレはどんな状況かといいますと、先ほど言いましたように17カ所あるのですよ。その中で、今度花の里に新井家の前にトイレをつくります。そうすると10カ所です。その17カ所のうち10カ所が、浄化槽があったり、上下水道組合に今度流すわけですから、そういう中で答えていただきたいのが、これは先ほど言ったように電気料が幾らかかるのか、トイレットペーパーはどれぐらいなのか、上下水道はどれぐらいなのか、くみ取り料はどのぐらいなのか。そういうことで、どういう状況なのかについて報告願いたいと思います。

また、今までの中で、今度観光協会の窓口が、役場職員を使わないで済むのですから、どれだけの役場職員の人件費が、仕事が少なくなるのかについて報告願いたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、電気料、くみ取り料等の諸費用の関係でございますが、現在町内にある公衆トイレは17カ所ということでございますが、平成21年度につきましては、12月初めまででございますが、電気料が42万1,652円、上下水道料が100万8,484円、くみ取り料につきましては4万7,685円、修繕料ですが、41万3,857円、その他の維持管理費でございますが、これは清掃料とか、トイレットペーパー等も含まれております。131万6,815円となっております。合計しまして320万8,493円となっております。予算に対する執行率は約58%でございます。トイレ別で見ますと、宝登山並木参道公衆トイレが20万485円、長瀬駅前公衆トイレが59万8,039円、大正館わき公衆トイレが8万7,268円、彩の国観光トイレ、これは自然の博物館わきになりますけれども、そちらが16万9,498円、野上駅前観光トイレが9万9,970円、宝登山観光トイレが10万2,250円、岩畳観光トイレが21万63円となっております。

費用のほうは以上でございますが、あと職員のほうの仕事がどのくらい軽減されたかということでございますが、一般社団法人化されました、観光協会のほうに今回委託という形で出しているのですけれども、長瀬駅前のところで、ほとんど毎日職員が、あそこにおりますので、通常の管理も含めて委託という形で出しております。以前も清掃だけはシルバー人材センターのほうに出していたわけなのですけれども、土、日のほうの対応もできるということもありますものですから、そういう形で管理のほうを出している状況でございます。職員のほうの軽減は、そういったことで、トイレがちょっと詰まったとか、携帯電話が落ちたとかというような通常の対応は、そちらのほうでとれているという形になってございます。そういったことで、公衆トイレの関係につきましては、町の職員がいなくても対応できるという形になっているところがございます。大きな修繕等につきましては、町のほうで対応しているということでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 今大分早口で数字を言いましたけれども、観光トイレというのはいろいろなお金がかかりますね。特に感じたのは、今まで窓口が、観光協会の担当の役場職員が、今度はいなくなって、観光協会が法人化されて、事務職員がやって、いろいろやることがあって、観光協会が独立したということは、町の観光の発展に本当によかったなと私はあそこの観光協会の事務室へ行って感じました。観光協会の仕事というのは、すごい仕事がありますよね。例えば町内の桜の管理や観光ポスターの制作や河川の管

理とか、観光キャンペーンとか、観光案内とか、あと外国人への対応とか、いろいろ言っていました。観光の町長瀬が、観光協会が法人化されて独立したということで、すごくメリットがあるのですけれども、では、役場職員は、どのようなことをやって仕事が少なくなったのかというのが余り目に見えないのですよね。しかし、私は観光協会とタイアップして、長瀬の観光の発展に尽くすためには、観光協会だけに任せるのではなくて、町が観光協会と定期的な話し合いをして、いろいろなことを決めていかななくてはならないと思うわけです。

そこで、私は、経費節減といっても、具体的には観光協会だけではなくて、地元の人たちにも清掃とか、いろいろ手伝ってもらおうということでは、やはり協力してもらわなくてはならないわけです。といいますのは、今言った17カ所のうち10カ所が町の税金を使って、建設費も相当かかっています。しかし、地域の公衆便所といいますと、大木小路区に1つ公衆便所がありますね。高砂橋の弁財天に、やはり町が管理している公衆便所があります。あと、岩根山の白鳥神社の前に公衆便所があります。あと、宝登山頂の奥社に公衆便所があります。あと、小坂の諏訪神社というところにあります。あと、井戸の岩根神社にあります。武野上神社にもあります。ですから、この7カ所の公衆便所についても、日によっては物すごく汚れていて、大変だと、行き届いていないということもあります。それにはやはり町ぐるみで、この便所をボランティアも兼ねてやる必要があるのではないかと思うのです。

そういう意味では、この問題を私が議会で質問したから、すぐ解決できる問題でないのは、300万円以上のお金が毎年かかっていますから、シルバーに頼んだからいいというのではなくて、地域ぐるみで、この公衆便所の維持管理費の節約に頑張らねばならないと思うのですけれども、それについてもう一度、最後の質問ですけれども、よろしくお願ひします。観光立町といいながら、我々税金をやつとの思いで納めたのに、こういうお金の節約が進まないというのは本当に大変な状況なので、では最後の質問ですけれども、この問題について役場職員の仕事の量の問題と町ぐるみのことと、あと一つ言い忘れました。親鼻橋の下に車がいっぱい来ます。夏場でも相当車が来るので、車1台300円取って、環境美化協力金という名目で、トイレと飲料水をちゃんと完備しているのですけれども、それには300円を取っているのですけれども、私は観光の美化運動とか、水のきれいな荒川とか、いろいろな立場からすれば、これはいいことだと思ふのです。

長瀬は、私が言うのではないですよ。岩畳の清掃とか、そういう問題については、やはり国の指定でありますから、ある町民が言うのは、観光美化のためにも、ごみの問題についても、トイレの問題についても、あそこでお金を取るようなことを考えてもどうかということも言っております。この問題について、これは町長の考えを聞かせていただきたい。我々は、財政が厳しい、厳しいといって、本当に生きるために頑張っているのに、黙ってそのまま300万円以上のお金を観光トイレに費やす問題については、やはり考える時期が来たと思うわけですが、その問題については町長に答えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） ご質問にお答えいたします。

役場職員の観光に携わる人間、人がどのくらい減員になったかという質問かと思ひますが、これにつきましては、昨年度から今年度にかけて、観光と環境の担当のほうの職員ですけれども、そちらのほうは、産業担当の主幹と観光環境担当の主幹、今は兼務で1名という形になっておりまして、職員のほうも観光担当のほうは1名減になっておりますので、2名が今年度減という形になっている状況でございます。

それと、地元管理の関係のトイレでございますが、先ほど小さいトイレの関係をお話いただきましたけれども、いわゆる観光トイレという形で整備をされていないトイレにつきましては、すべて清掃等の管理のほうにつきましては、地元の管理という形でやっております、観光トイレで委託の形をとっていますのは、先ほど申し上げましたトイレの6カ所を委託しているということでございます。ですから、費用のほうもなるべくかけないような形で、地元の管理を多くしていただいたり、清掃のほうも進んでやっていただくというような形をお願いしているところでございます。

以上でございます。

〔「あと、観光協会との定期的な話し合い」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（染野真弘君） 観光協会と定期的というところとあれなんですけれども、随時観光協会のほうとは事あるごとに話し合いを持たせていただいておりますので、その辺のところは、これからは連携を密にしてやってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 観光協会が独立して、まだ1年たたない。そういう状況の中で、観光協会もいろいろと試行錯誤を重ねながら今やってきている。評判がいいと言う人と評判が悪いと言う人といろいろあって二分化しているようではありますが、私はスタートとしては、よく頑張ってもらっているというふうに思っております。これは、これからの大きな問題として、観光客が利用するというのがテーマでのトイレが大部分でありますので、観光協会がどういうふうに対応できるのかということを考えて、これからのテーマとして取り上げていきたいというふうに考えております。できてすぐ、では全部やれとか、そういうことについては、ちょっと酷だろうと思っております、様子を見ながら、余裕があるなら、またそのときにそちらにお任せしてもいいと思いますし、やり方については、これからのテーマ、宿題ということで、ご了解をいただければありがたい。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 観光トイレについては、いろいろな問題点があるので、今すぐにすべて解決はできないですけれども、税金を納めている町民の立場にぜひ立って、町全体が観光資源だということで、よろしくお願ひしたいと思います。

2番に入ります。肺炎球菌ワクチンの予防接種について。肺炎球菌ワクチンは、高齢者の肺炎の原因の中で、最も頻度の高い肺炎球菌という細菌感染を予防するものですが、この高齢者の肺炎を予防するために有効なワクチン予防接種の普及啓発や助成制度の創設についてお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（齊藤 實君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員の肺炎球菌ワクチンの予防接種についてのご質問にお答えいたします。

肺炎球菌ワクチンにつきましては、2歳以上で肺炎球菌により重篤な疾患に罹患するおそれがある方、詳しく申し上げますと、脾臓摘出患者や脾臓機能不全の方、肝機能障害や糖尿病などの基礎疾患のある方、65歳以上の方などが接種対象者となり、健康な人であれば接種後5年間は効果が持続すると言われております。5年間は効果が持続するというメリットの反面、我が国の規定では2回目を接種すると副反応が強くなることもあるため、1回しか接種できないというデメリットもございます。また、ワクチンの接種費

用に対する公費助成を実施している市町村は、全国で特別区も含め122団体となっております。秩父郡内では秩父市のみ実施しておりますが、秩父市につきましても合併前に実施していた旧大滝村に該当する地区に居住する方のみを対象としております。

肺炎球菌ワクチンの接種費用に対する公費助成につきましては、全国的にも普及されておらず、デメリットもあることから、当面の間、実施は考えておりません。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私は、この肺炎球菌ワクチンというのを最近知ったのですよ。既に肺炎球菌をやっているのは、全国でもまだ数少なく、埼玉県では旧大滝村がやっているというふうに、これはインターネットで調べてもらった中に載っています。私は、この問題について、なぜ質問するのかというのは、実は私は1月の中旬に急性肺炎になりまして、胸が痛いと思って、生協病気に行きましたら、すぐに入院しなさいと言われたのです。片肺が真っ白だと。だけれども、私も新聞配りやいろいろな問題がありまして、ちょっと抗生物質を打ちに1週間通うということで、通ったのですよ。しかし、もうこれではというので、循環器センターへの紹介状を書いてもらってすぐ入院しました。そして、がん細胞があるか、どういう肺炎の菌があるか調べるにかかったの、私はがんではなくて、しかし、あなたは、どういう菌で冒されたのかというのを調べれば早く治るのだよと、すぐ循環器に来ればよかったのにと言われました。

しかし、私が思ったのには、肺炎というのは、今意外とばかにならないということがわかったのです。それは肺炎球菌の問題については、65歳以上の高齢者で肺炎による死亡率が高いと。ですから、肺炎球菌を予防するには大事なのだということと、あと肺炎球菌には80種類以上の球菌の型があるのだということで、今我々は高齢化に向かって進んでいるのですから、肺炎球菌にならないためには、この問題を議会で言ってほしいということと言いました。しかし、インフルエンザ問題については相当関心がありまして、大勢の人がインフルエンザの予防接種をしているわけですが、高齢化時代に向けて、この問題について、やはりもっと本気で取り組んでもらわないと、あっという間に亡くなる方とか、重症になる方がふえるのではないかと思います。この問題についても、単なる私が発言したからというのではなくて考えていただきたいと思ひまして、発言通告を出した次第です。よろしく申し上げます。

次に入ります。納税率の向上について。去る11月10日、長瀨町が個人住民税の納税率アップ部門で県知事より表彰されたとの新聞報道がありました。表彰された経緯と今後の納税率向上への取り組みをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 渡辺議員のご質問にお答えします。

納税率の向上についてのご質問にお答えします。個人住民税の税収確保で優秀な成績を上げた市町村に対して埼玉県知事が表彰する平成21年度個人住民税市町村表彰式が、去る10月28日に知事公館で行われました。受賞部門は4部門ございまして、長瀨町が受賞した納税率アップ部門において、町村の部で優秀団体として表彰を受けました。納税率アップが市町村の中でも最高の4.2%でございました。しかしながら、全体の納税率から見れば、まだまだ下位に低迷しております。より一層の納税率向上に取り組んでまいります。また、今回受賞した市町村は、厳しい納税環境の中で個人住民税に積極的に取り組み、成果を上げていることで、表彰式に引き続き受賞市町村長と上田知事とで納税率の状況や税収確保に向けたさまざまな取り組みについて意見交換を行ったものです。

今後の取り組みについてでございますが、滞納に対して取り組むことはもちろんのこと、滞納未然防止を重点に施策を展開していきたいと思っております。まず、12月から納税コールセンターを導入し、新規滞納の早期解決に着手するとともに、現在納付場所が一部に限られておりますが、生活様式に対応できるようコンビニ収納導入を予定しております。こうした方策を重点的にを行い、今後の滞納繰り越し額の圧縮、徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、今回の受賞は、町民の皆様の納税に対するご理解、ご協力のたまものであり、今後とも納税に対するご理解、ご協力をお願いします。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 再質問します。

埼玉新聞の11月10日に、埼玉新聞をとっている人は埼玉県じゅうにどのぐらいいるかわかりませんが、町長の顔も含めて、こんなに大きく新聞報道されました。皆さん、見てください。これは私は、埼玉新聞をとっている人からすれば、ある意味では長瀬の名前が出たわけですが、しかし私はこれを見てびんときないのがあるのです。といいますのは、9月議会の決算で、長瀬は滞納繰り越し分が1億516万円、これはこの前の9月議会で決算されましたね。滞納繰り越しが1億516万円あって、不納欠損額というのが590万円、この不納欠損額というのは、町民も知らない人がいるのですけれども、5年間税金を納めないでどこかへ行ってしまったとか、税金を納められないという人で、これをいつまでも滞納金額として置いておけないということで、不納欠損で、これについては取れないから、滞納金額にのせないということになると思うのですよね。

しかし、9月議会の中で1億516万円、こういうのがあって、町長は、その中で報道しているのは、滞納未然防止を重点にということでは言っています。それで、今度はコンビニで収納できるということをおっしゃるのですけれども、町民は、税金を一生懸命納めた人は、こういうふうには書かれてもびんときないのですよ。納めないのは何でだ。そして、この前の9月議会では、要するに今まで一生懸命やってきたのだけれども、44名の人が払えなくなってしまったということで、私は不納欠損額が悪いとは言っていない。今の状況では、お金がなくて払えない人が、やはりいるのですよ。仕事がない、事業に失敗してしまう、それで納められないのだから、はっきり言って、どうしようもないではないですか。だけれども、町民に言わせれば、払えるのに払っていないのではないかというふうなことを言う人が、現状を知らない人は、そう思いますよ。ですから、町長、この問題について埼玉新聞をとっている人には、未然防止重点にやる、そしてコンビニで収納するのだということでもありますけれども、これについて答えられますか、町長。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） コールセンターを立ち上げて、きょうその担当の女の人に会ってきました。非常に機転のきく方だというふうに思いました。それから、コンビニで収納というのは、これからの人たちに利便を供するためにコンビニ収納をやりますということで、過去の問題を言ったわけではありません。私がお世話になってもう9年になりますけれども、そのときにずっと滞納の額が圧倒的に多くて、納税率が埼玉県ですとびりて来たわけです。ようやく国体も終わって、その前に平成14年から県と相互派遣をしてもらって、そしてうちのほうから職員を勉強に出す、県からは指導に来ていただくという、その4年間の効果がだんだん実ってきたというふうに思っております。ですから、私は、税務課で努力している人たちのことをしっかり考えてやらなければいけないというふうに思っておりますし、人のお金をお預かりする大切さというのを税務課の人たちはしっかり考えた上で対応をやっていただきたいという願いは、常に

は税務課の人たちに申し上げます。

過去の滞納繰り越し分が固定して、大口の何人かの人たちが税金をなかなか納めていただけなかったということが、納税率がずっとぶりだった。それが税務課の人たち、それから皆さんのご理解をいただいて、滞納していた人たちも、いろいろな手だてをとって税金を納めていただいたということから、納税率が4.2%アップしたということで、私たちから考えれば、当然のことをやったわけで、ただ、納税率が低かったから4.2%上がれば、当然目立ってくるわけでありまして、その表彰を受けたわけで、この会談の後に知事にも言いました。とにかくぶりなのだから、ブービーをねらおうとって、税務課の職員と一生懸命話し合ってやってきたら、11番にどんっと上がってしまったと。今度はブービーではなくてトップをねらいますという話をしたら、知事が大笑いしました。その心がけが必要なのですねという話を知事からも言われました。これは1番をねらおうというのは当たり前のことです。ぶりだから、それでいいやということではなかった。その積み重ねが7年もかかったわけで、それは担当の職員の努力、それから納めていただく人のご理解、現年度分では、長瀬町は上からもう五、六番、東秩父は断トツのトップですけれども、少なくとも10番以内に現年度分は入っています。現年度分では圧倒的にトップクラスなのです。過年度分を整理すれば、その過年度分がまだ1億円あるということ、100%ではないですけれども。だから、そういうことをご理解をいただいて、皆さんからのご支援とお力添えをいただければありがたいと思います。過年度分が、これで5,000万円を切るような状況になれば、埼玉県で5番目ぐらいのところまでいきますから、現年度分は皆さんのお力で本当に97.何%、98%ぐらいの納税率をいただいています。本当にありがたいことだというふうに思っておりますので、お話を申し上げたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私は、今までも議会では決算のときに1億円以上の滞納繰り越し金があるということで、毎回歴代の税務課長にずっと言ってきたけれども、なかなか改善されない。それは何人かのお金を納めない人が、金額が相当張っているということで言われてきました。しかし、町民からすれば、ある人から言わせれば、延滞金というのが出ますね、何期まで納めるというときに。だけれども、延滞金は、商売をやっている人なのだけれども、お金が入ったときに来れば納められるのに、まだ収入がないのに来て延滞金を出されるので、全く役場職員は……

〔何事か言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） それは決まりで、しょうがないといっても、そういうことを言う人がいるのですよ。お金を納めようとしたのに延滞金があれば、おもしろくないという形で言われたことがあるのです。滞納整理については、日ごろから町民と一体になって納めてほしいというようなことで丸くされれば納めるのに、延滞金がすぐ来るといのは抵抗感を感じると。それは決まりだと言われますけれども、そのディスカッションが、町民との対話が必要ではないかと。ある人が行ったら納めないけれども、ある人が行ったら、人間関係だろうけれども、納めてくれたと、幾らかでも。そういうことがあるので、そういうようなこともぜひ考えていただきたいと思います。

次に入りたいと思います。最後の後期高齢者医療制度を廃止することについて質問したいと思います。民主党は8月の総選挙で後期高齢者医療制度の廃止を公約しましたが、新政権が誕生後は先送りになるような様相です。直ちに廃止されるよう町に動いてほしいが、その考えを伺います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

現内閣の方針でございますが、第173回の臨時国会におきまして、鳩山内閣総理大臣が所信表明の中で、「廃止に向けて新たな制度の検討を進める」というふうに述べておきまして、また長妻厚生労働大臣は、「後期高齢者医療制度を廃止する。廃止後の新たな制度の検討を進めるため、高齢者医療制度改革会議を設置する」というふうに述べております。この高齢者医療制度改革会議は11月30日に第1回の会議が開催されたようでありまして、制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方についての検討が始まったというふうに承知をしております。後期高齢者医療制度を廃止し、他の制度に移行するに当たっては、同会議において制度決定、法案成立まで1年半、施行準備に2年という新しい後期高齢者医療制度の創設までのスケジュールが示されたところであります。

町としての対応でございますが、政府は、制度を廃止に向けて、既に新たな制度への移行を検討している段階に入っているということでありますので、その推移を見守っていきたいというふうに考えています。新たな制度のことにつきましては、何か機会があれば国や県に要望していきたいと。民主党のマニフェストに入っていることでもありますから、当然その責任において民主党は、この結論を早目に出してくれるというふうに期待をしているところであります。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 皆さんもご存じのように、「あなたの手で政権交代」ということで、町民に配られたこの中に「後期高齢者医療制度を廃止し、医師の数を1.5倍にします」というふうに書かれています。私は、この問題では、今度の総選挙で、自公政権が退場したら、後期高齢者医療制度がなくなってしまう、私も政権が交代して、国民いじめの政治が変わればよいと思っておりました。本当に喜んでおりません、実現して。

しかし、私は、うちの大澤町長は、前から言っていましたように下からの発信だと、要するに上からの発信ではなくて下からの発信だと。今私を含めて年寄りには、ひどいことがやられているわけです。というのは、今度の後期高齢者医療制度で保険料が上昇しているのです。高齢化、医療費に連動して保険料が際限なく上昇していると。そして、少ない年金、国民年金の人から含めて年金から天引きされて、滞納になると保険証を取り上げてしまう。医者にかかれなくしてしまう。医療も差別で、90日で退院が勧められて、たらい回しなのですよ。だから、この問題については、新聞報道で見ますと、来年度も後期高齢者を続ければ13.8%の増と、これは新聞の切り抜きですけども、厚生労働省の試算で、来年は平均8,556円が、また後期高齢者保険料が上がると。ですから、これはほっとけないのです。ただ、考えているというだけではだめなのです。これを早目に廃止することをやってもらいたいです。

町長は、だれを応援したとは言いませんけれども、自民党の新井悦二と無所属の小泉龍司との戦いの中で、恐らく小泉龍司さんを応援したのではないかと私も思います。私は、今度国会議員になった小泉龍司、郵政民営化でおろされて、自民党が公認から外したあの議員は勇気があるし、これから後期高齢者医療制度に対して、ぜひ早く廃止するように言ってほしいのですよ。

あと、もう一つは、この後期高齢者では犠牲者が出ますからね、自殺者がふえますよ。だから、そのためにも、ぜひ町村会で意見を言ってもらいたい。そのことについて。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 政権をとった政党の公約を実行するのは当たり前です。今私答弁の中で申し上げましたように準備期間に2年かかると言っています。マニフェストでは、多分すぐ廃止しますと言っているはずですよ。2年かかったら民主党の政権はなくなると思いますよ。即刻やるというのが2年かかると

というのは何なのですかと一般の人がみんな言っています。すぐやるというのは、来年の3月ごろは廃止するというふうに思って、それがすぐです。だから、このことについては、当然私たちは言います。それで、それをやらなければ民主党の政権は終わりですから。そんなことは常識だと思いますよ。野党で言っているときと与党になったときの責任というのは全く違いますから、それを実行するのが与党の責任だというふうに思います。ですから、これはなるべく早くやっていただくのは当然です。私たちが言う前に民主党のほうでスケジュールを組んでやる。それが2年先で準備しますというような話では、とてもではないけれども、住民の納得は得られないのではないかな。もっとしっかりやっていただきたいということをお願いはしていきたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） あと15分ありますけれども、私が言いたいのは、この問題については、私も住民税まで年金から引かれ、保険料が引かれているのですよ。少ない年金ですよ、私なんかすごく。定年まで働かなかつたし、一企業に60までいられたのだけれども、50でやめて、国民年金で10年間いました。年金は本当に少ないのですよ。つき合いをうんと広くして、あといろいろな医療費が年金から天引きされれば、この残りでどうやるかと思えますよ。皆さんもそうだと思うのですよ。だから、政権が倒れば良いということではなくて、是々非々で……

〔「倒れば良いなんて言ってない」と言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） 言ってないけれども、倒れますよなんてことは言ってほしくないのですよ。

〔何事か言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） だから、ぜひ町村会と小泉龍司のほうにどしどし言ってほしいということで、私の質問を終わります。

○議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後零時05分

再開 午後1時00分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（齊藤 實君） 次に、2番、村田正弘君の質問を許します。

2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 午前中に引き続きというか、質問いたします。

1番目は、前からずっと言っている、行政改革についてお伺いをいたします。当町では行政改革大綱・実施計画を策定し、行政改革に取り組んでおりますが、現在までの進捗状況と実施効果についてお伺いをいたします。

また、行政改革に取り組む中で不都合な点、ふぐあいな点等がなかったかどうかについても、あわせてお伺いをいたします。総務課長、よろしくお伺いをいたします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、行政改革についてのご質問にお答えいたします。

初めに、9月議会以降の行政改革大綱・実施計画の進捗状況と実施効果でございますが、住民活動と町の事業の推進といたしまして、商工会による長瀬ルネサンス事業の一環として、10月3日に観月祭や語り部によるおはなし会を開催していただいております。また、家庭を含む地域全体で学校教育を支援する学校支援ボランティア研修会を開催したところ、学校応援団員として、昨年に比べ156人多い302人の方々に登録していただき、教育支援や防犯など各種の学校支援活動をしていただいております。職員の給料、各種手当の見直しといたしまして、11月臨時議会において特別職職員、議員の12月支給分の期末手当の減額、職員の給料表の減額改正、職員の自宅に係る住居手当の廃止を行っております。進捗状況につきましては、実施計画75項目中未実施がゼロ項目、着手が20項目、26.7%、実施済みが55項目、73.3%となっております。今後も着手から実施済みに移行できるよう努力してまいりたいと存じます。

行政改革大綱・実施計画の進捗状況につきましては、「広報ながとろ」12月号に削減額や目標の達成率などの数値を示して掲載し、町民の皆様にお知らせいたしました。主な項目について、平成18年度から平成20年度の増減額を合計した額でご報告させていただきます。

まず、歳出関係でございますが、町長等の特別職の給料月額を特例で減額するとともに、期末手当の年間支給月数を減額したことにより1,380万9,000円の減となりました。続きまして、職員の給料、各種手当につきましては、退職による職員の不補充、国の給与構造改革に準じた給与制度の見直しによる給与の適正化、調整手当、特殊勤務手当、旅費に伴う日当の廃止、地域手当の未導入、管理職手当の特例減額等により1億1,444万4,000円の減となりました。続きまして、特別職委員の報酬額を原則として10%から20%減額するとともに、費用弁償を1,200円から500円に減額したことにより1,076万2,000円の減となりました。続きまして、町単独補助金につきましては、補助金の効果や的確性の評価を行うなど総額の抑制に努めておりますが、皆野・長瀬上下水道組合の財政基盤の安定化を図り、水道料金を低減化するための補助金が増額したことなどにより、全体では3,664万9,000円の増となりました。続きまして、負担金につきましては、一部事務組合、扶助的負担金等を除き算出しておりますが、その効果、目的が明確であるか等の検証を行い、削減に努めた結果、630万5,000円の減となりました。続きまして、議員の皆さんの報酬月額の減額、期末手当の年間支給月数の減等によりまして3,523万7,000円の減となりました。公共施設の維持管理などにつきましては、老朽化した老人憩の家を廃止し、委託管理費を削減するなどにより630万6,000円の減となりました。このほか、測量機器等道路改良工事や排水路整備、道路後退部分整備等に伴う境界測量、境界ぐいの再現等を職員が行ったことにより、委託した場合の概算設計額に対し機械借上料との差額3,360万円が減額となりました。これら合計いたしますと1億8,381万4,000円が削減されました。

次に、歳入でございますが、使用料、手数料の受益者負担につきましては、証明手数料の見直しや町営住宅入居者からの駐車場使用料の徴収により399万1,000円の増となりました。また、未利用財産の処分及び若者定住促進宅地分譲条例規則に基づき売り払いを行った結果、合わせて5,608万8,000円の増となりました。これらを合計した6,007万9,000円が収入増となりました。

次に、行政改革に取り組む中で、不都合な点などはなかったかというご質問にお答えいたします。計画を策定以降、目標達成に向け、努力しているところでございますが、目標を達成するためには、町だけの努力ではいかんともしがたい部分があるということでございます。例えば「広報ながとろ」12月号でも歳出についての進捗状況を掲載しておりますが、補助金の見直しのところで減額の目標に対し、高料金対策

としての水道料金の低減化のための補助金の増加などにより逆に増加しております。目標が達成できていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 親切なご答弁、ありがとうございます。

12月号の広報によりますと、平成18年3月からですから、19年、20年、21年ということで、半分近く経過をしたわけですが、この目標に対して100%を超えたというふうなものがあるわけですね。この職員の定数については、平成20年度は88人になりましたということで、これは100%、5年間たたないうちにできたということで、目標より早く達成できたということは、皆様のご努力のたまものと思い、感謝を申し上げます。やればできることが、こういうふうにあるわけですから、ほかのことについても、きっちりやっていただきたい。

それから、この88人というのは、職員定数の改正もあったわけですね。それで、90人体制ということで、今なっているわけですから、88人だと2人少なくなった。こういうことで、いずれにしても町の費用の中に占める人件費の割合は非常に多いという、まあ3分の1人件費というような言い方をよくされますが、当町は3分の1には至っていないと思いますけれども、あっちこっちの、あっちこっちと言うと失礼ですが、議会等に行ってみますと、ある党の人は、確実に給与削減とか、手当の削減という反対をするという党がありますが、それはその党なりの考え方からやっているのだと思いますけれども、我々小さな行政の単位という市町村、この辺は、今の現況では、こういうことはやらざるを得ないのではないかというふうに思われます。

先ほど来出ておりますが、政権交代によって地方交付税を多く出しますというようなことも言っているようですが、これは総務省と政府の綱引きというか、その辺で、まだどうなるかわからないわけですが、今後多くの期待は余りできないというふうに思われます。ですから、この辺は引き続ききっちりやっていただきたいと思います。

それで、広報に出てきた歳入の部の未利用財産の処分、あるいは賃貸の実施と、こう書いてありますが、これが55.8%進みましたということなのですから、これを100%にするためには、今後どんなものを処分していくのか。それから、ここにも町が保有する土地、それから宅地分譲政策を行ってというふうに書いてありますが、あとの補正でも出てくるようではありますが、1回売ったものをまた買い戻すとかというふうなお話をちらっと聞いておりますが、そういう条件というか、固定資産を売却した場合に、また戻すというのは、そういう条件で売っているのかもわかりませんが、こういうことをやっていると、最後にいってどうなってしまうのかということが懸念をされます。

それから、ここで56.6というふうなところにいる非常勤特別職の報酬などの見直しによってということですが、これも56.6%しか進んでいませんよということなのですが、この2つのことは、ほかに100%しているものがある、あるいは相当しているわけですが、この2つは、ちょっと進みが悪いというふうに数字上見受けられます。このことについてどんなお考えを持っているのか、もう一回伺いをいたします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 未利用財産の処分についてでございますが、現在総務課のほうでも幾つかの普通財産を持っております。これも前もお答えしているのですが、なかなか条件がよくはないのです

けれども、売れるように努力してまいりたいと思います。

また、清流苑のほうも、今は使わないで、そのまま封鎖しているような状況ですので、こういうものも処分してまいりたいと思いますが、建物もありますので、どういう形で売却していくか、検討してまいりたいと考えております。

それから、非常勤特別職の報酬についてでございますが、今年度から費用弁償についても500円の分ではございますが、廃止いたしましたので、そういう影響も今後出てまいるものと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今、総務課長からお答えをいただきましたが、未利用財産の処分のことについて町長にお伺いをいたします。

先ほど清流苑のことがちらっと出ましたけれども、清流苑は、もらったときは、買ったのではなくて、無償か何かだったと思うのですけれども、これも売却対象ということでございますが、腹づもりは、幾らぐらいなら売るかというようなことはお考えなのかどうか、それをひとつお聞きいたします。

それからあと、ここで115.2%ということで、手当、給料、そういったものの見直しということではございまして、こういうのはよくできてしまったということになるわけですが、前回の臨時議会のときに町長に申し上げましたが、町職員の給与と、要するに収入と他の市町村に行って働いている人の賃金比較というか、給金の比較、こういったものをやるというような回答をいただいておりますが、その辺はどういうふうに進んだのか。2つをお願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

清流苑につきましては、まだ具体的な方法には至っておりませんが、処分をするという前提では考えております。ただ、非常に制約の多いところでございまして、この辺が大きなネックになるのではないかという思いがあって、これから検討していきたい。

若者定住促進条例をつくりまして、それを一番先に手をつけたわけですが、これもその中で大きな財産の一つだと思います。ただ、先ほど申し上げましたように制限の多い土地でございまして、この辺が大きな問題になるのではないかというふうに考えております。

それから、民間と役場の職員の格差のことだと思いますが、まだ私は公務員の給料は民間に比べて、この地域で比較してみると、かなり上回っているのではないかというふうに思います。だから、下げてもいいということではなくて、それは職員に一生懸命働いてもらって、住民に理解をいただくということが前提でございまして、人事院勧告等々もございました。これは当然それに従って下げることが当たり前のことではありますが、下げる率が低かったな。ただ、長瀬町だけそれに加えて下げるといことはいかなものかなと思ひまして、指示に従ったわけであります。

その前に、今まで村田議員さんからご指摘がありましたように、私たちが調整手当をゼロにしたり、それから管理職手当を切ったり、住居手当だとか、そういうものについても5年も前に手をつけたわけでありまして、そういう意味では、私は間違った選択ではなかったというふうに思っております。職員には、よくご理解いただいて、それを承知していただけたと。それが財政が破綻しないで済んだ大きな要因の一つになっているというふうに思い、うれしく、ありがたく思っております。

職員も今88という数字が出ましたが、私はもう少し減らしてもやっていける。ということは、いつも申

し上げているようにプラスにならない職員が何人かいて、勸奨退職とか、そういうことも先ほども申し上げましたように何人かの職員には町長室に来てもらってお話をしました。なかなかご理解いただけないなというふうに思いましたが、これは根気よく続けていきたいというふうに思います。効率のいい職員の活動というのが大きな原点でなければ住民のご理解はいただけないと、そういうふうに思っておりますので、これからも続けて、少数精鋭でやっていくという形が一番理想なのかな。人件費が一番重荷になるということは事実であります。これは固定費でありまして、毎年継続するということが大きな問題でありますから、この辺も踏み込んだ考え方をもう一步。しかし、私は調整手当だとか、そういうものを切らせていただいたときに職員が納得してくれるかなという思いを持って、不安を半分持ちながらご提案しました。それをよく受けていただけたと、そういうふうに考えております。

中期財政シミュレーションからいえば、平成21年度、平成22年度で長瀬町は財政的に破綻をするというシミュレーションが出たわけでありまして。そういうことから考えますと、今の状況は、その当時から見れば、考え方としては半分夢のような状況ではないのか。学校の耐震工事ができるということにつきましても、そういうようなことの大きな積み重ねが起点になったというふうに思いますので、協力していただいた職員にも感謝を申し上げている次第であります。これからもご指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 町長以下職員がいろいろ協力してくれた、あるいは町の財政がということで、理解をしていただいたということでは感謝を申し上げたいと思います。なお一層、今後、町長が今言った少数精鋭で何とかやり抜きたいということに期待をいたします。

次の質問の移ります。2番、新型インフルエンザ対策について町民福祉課長と教育次長にお伺いをするわけですが、新型インフルエンザということで、冬が来て、きょうなんかは非常に寒いですが、インフルエンザの感染拡大しているということも聞いておりますが、幾らかおさまったというような話もあるわけです。町民の予防接種の状況や今後の見通し、ワクチンが足りたとか足りないとか、なかなか配分が来ないとかというようなお話があるわけです。

それで、今後の見通し、それから新型インフルエンザに対する予防接種の料金は7,600円とか、7,200円とか、こう言われていまして、1回目と2回目同じところで受ければ、その金額で済むけれども、1回目と2回目違うところへ行くと高くなってしまふとかというようなことも言われているようです。それに対して何か補助というか、助成というか、こういったことをぜひやっていただきたいと思います。というのは、隣町では全部無料というような声も聞いておりますので、後からでも助成はできると思います。病院でやったよという領収書があれば、それを見てもできると思います、事務的にはですね。ただ、お金があるかどうかはあれなのですけれども、ぜひこの辺を、特に小さい子供、こういう人には、今国で子ども手当という話が出てきていますけれども、子ども手当は、まだはっきりしていないとか、通常国会で決まるのでしょうかけれども、いかんともしがたいという点もあるわけです。その辺のお考えはどうなのか、伺います。

それから、小中学校で新型インフルエンザ感染による学級閉鎖や学年閉鎖等があったようでございますが、臨時休業等に伴って授業のおくれとか、がくしゅうという字は2つあって、1つの字は習うほうで、1つは修めるほうですね。私が言いたいのは、修めるほうがどうなるのかということについてお伺いをいたします。

○議長（齊藤 實君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 村田議員の新型インフルエンザ対策についてのご質問にお答えいたします。

新型インフルエンザにつきましては、本格的な流行時期に入っておりまして、埼玉県は先月5日、インフルエンザ流行発生警報を発令しております。当町を含め秩父地域においても小中学校の学級閉鎖が相次ぎ、感染が拡大しております。

予防接種の状況につきましては、各医療機関にご協力をいただいているところでございますが、供給される新型インフルエンザワクチンが不足しているようです。この新型インフルエンザワクチンにつきましては、予防接種の実施主体が国であることから、国において生産量と供給量を管理しておりまして、埼玉県内に配分されるワクチンの量に制限があるため、このような状況であると考えられます。このため埼玉県では、ワクチンが安定的に供給されるよう11月11日に厚生労働大臣に要望しております。

また、今後の見通しでございますが、ワクチンの接種対象者につきましては、先日行政区に回覧させていただきましたとおり、優先接種対象者から順次接種を開始するスケジュールとなっております。埼玉県では10月21日から医療従事者、妊婦さん、基礎疾患のある者へと接種してきており、現在は小学校低学年の希望する者が受けている状況と思われ、高齢者が接種できるのは来年の2月後半ごろと予定されております。

今回の新型インフルエンザワクチンにつきましては、国産のワクチンは季節性インフルエンザワクチンと同じ製造方法で作られており、重症化や死亡の防止について一定の効果が期待できるとされておりますが、感染防止に対しましては、効果が保証されるものではありません。また、臨床試験も十分とは言えず、接種実績も少なく、重篤な副作用が起こることも考えられます。実際にワクチン接種後にお亡くなりになった事例もございます。また、今後輸入ワクチンも導入される予定ですが、国内で使用実績のない物質が使用されていることや、異なる製造方法で作られていることなど、有効性と安全性については未知の要素がございます。このような状況ですので、補助することによる安易な接種を避けるため、町としてはワクチンの接種費用に対し積極的に補助することを控えております。

なお、国の事業として実施しておりまして、生活保護受給者及び住民税世帯非課税者に対しましては、低所得者救済の観点から補助を実施しております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、質問の後半、インフルエンザ感染に伴う臨時休業による授業のおくれに対する対策についてお答え申し上げます。

今回の新型インフルエンザによる学級、学年閉鎖につきましては、全国的な広がりとなっており、文部科学省によりますと、休校や学年、学級閉鎖した国公立の学校や幼稚園は、10月5日から11月27日の8週で、累計で約10万施設に上り、このうち小中学校が8割を占めているということです。

当町におきまして、10月下旬を皮切りに、12月7日現在のまとめで、3校ともに学級、学年閉鎖が出ました。学級閉鎖の判断基準でございますが、県等の指導をもとに、当町では小中学校校長会において本年9月1日付で新型インフルエンザ発生時の対応フローシートを作成しまして、学校、教育委員会、関係機関、保護者が連携して対応する体制をとっております。学校閉鎖の措置判断は、同一学級で3名以上発生したときは土、日を含め4日以上を閉鎖とするものとしたものです。当町においては、中学校での感染が一番早く、中学2年の学年閉鎖が10月19日からで、それが最初となりまして、2年、1年、3年と11月下旬まで続き、12月に入り、現在落ちついているところです。小学校では、第一小学校で1年生に

学級閉鎖が10月下旬に、その後11月中はなく、12月に入り、2年生に学級閉鎖が出ました。第二小学校は、11月の下旬に入り2年生に出まして、第二小学校は各学年とも単学級なので、イコール学年閉鎖という扱いになります。その後、12月に入り、3年生、6年生と出ており、他学年へも心配されている状況です。児童生徒の総数で見ますと、全体で669人のうち、この7日のまとめまでには149人が罹患しており、これは全体の22.2%となっています。いわゆる季節性のインフルエンザの流行時期に入りましたので、まだまだ予断を許さない状況です。

さて、ご質問の休業に伴う授業のおくれの対応についてですが、授業時間につきましては、学習指導要領等により、学年、教科により、それぞれ1年間の授業時間数というのが計画されております。臨時休業等があれば、当然その時間数を下回るわけですが、イコールそれが教科のおくれにはならないよう多少の時間数の減は調整がきくよう計画されております。しかし、休業等が長期にわたった場合には、いわゆるその年の教科書が終わらないような事態になっては大変ですが、そんな場合には、そうしたことを起こさないように何らかの方法で授業時間を確保しなければなりません。基本的には、授業時間の確保は各校の校長の判断によります。今回の当町の各校の対応は、現在のところは、日課を変更するなどして、1日の授業時間数をふやすという方法で授業時間の確保をしていく予定になっております。現在のところ、予定した行事等もおおむね予定どおり実施できました。冬休みを短縮して授業を実施するというところまでは、まだいっておりません。ただ、中学校におきましては、冬休み期間を利用して、これは授業ではなくて、進路のある3年生を対象にした補習授業、これは希望参加ですが、補習授業を実施するそうです。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） このインフルエンザに対する助成ということについては、課長のところでは、お考えはないというようなお答えでした。インフルエンザも、たしか回覧で回った11月30日付の書き物を見ますと、危険性もあるというようなことが書かれております。危険性があるものについてとというか、そういうものについては、国も何かの助成とというか、補助とというか、そういうことをやりたいというふうなことも言っているようです。ですから、薬は治療とか、そういうものに効くだけではなくて、毒にもなるというところがあるということですから、そういうことが起こらないように医療機関に対して助成金も出して、医療機関には助成金を出していますね。ですから、そういうふうなところで、よくご判断をいただいて、全部が全部なるわけではないのですから、だめな人とだめでない人をよく見分けて接種をしてやるようにご指導とというか、予防とというか、そういうことを確実に、町内の医院に対しては、特にお願いをしていたきたいと思います。

それから、小中学校のインフルエンザの件ですけれども、このときに中学校だというふうに聞き及んでおりますが、担任の先生によっては非常に事細かな指導とというか、助言、家庭訪問したり、書き物で連絡とか、そういうようなことをして、子供も安堵したとというか、先生も非常に忙しい時間を何とか差し繰って、そういう指導をしたという教師もいるように伺っております。こういう教師がいたということは、他の人にも、ぜひそういうことをやっていただくように教育委員会は、何か非常に失礼な言い方になりますけれども、学校の管理は全部校長先生に任せていて、教育委員会は余り口出せないみたいな言い方に聞こえるのですけれども、この辺は、一生懸命いいことをした人は、教育長が褒めてやるとか、あるいは町長が褒めるとか、人間、褒められて悪い気のする人は100人に1人ぐらいはいるでしょうけれども、大体の人が褒められると、いい気持ちとというか、一生懸命やろうというふうになるはずですから、ぜひ褒賞とい

うか、物をやるのではなくて、口でも非常に役に立つと思いますので、そういうことをやっていただきたいなというふうに思います。

2つ申し上げておるのですけれども、この予防接種の助成と、一生懸命やってくれた先生に対する褒賞というか、褒めるということについては、町長はどんなお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今のお話は初めて聞いたところで、そういう努力をされている先生は、ある意味では立派だというふうに思います。そういうものが学校全体に広がるような体制をとっていただく。これは先生方、特に校長や教育委員会との話し合いでも、具体的な文書で出すとか出さないとかの問題ではなくて、やる気の問題だと思いますから、その辺はあうんの呼吸でやっていただくように、それとなくアドバイスを教育委員会も含めてやっていただければありがたいというふうに思います。特別町のほうから、とやかくというようなことについては控えさせていただきますが、そういう関係の人たちの協力体制というのは大きな輪になるというふうに思いますので、その辺は教育委員会のほうにお願いして、校長との協力、それから先生方の全体の輪が広がるような、そういう環境をつくっていただくようお願いしたいと思います。

〔「あと、予防接種の補助についてのお考えということを書いたのですが、
れども」と言う人あり〕

○町長（大澤芳夫君） 済みません。補助の問題につきましては、今具体的に考えておりませんが、これも教育委員会、それから学校等との話し合いで、インフルエンザワクチンの開発がおくれたということは遺憾だというふうに思います。これは本来国のほうでしっかり見ていただくのが、私は筋だと思っておりますので、そういうことも町村会等々で話をしてみたいと思っております。近隣の町で格差が出てくるというのは好ましくないというふうに考えておりますので、12月の末で忙しい時期ではございますが、この辺は話し合ってみたい。その状況がある程度わかれば、それに従う。それから、財政的に町のほうで、例えばそういう要望があれば、インフルエンザワクチンの補助をどのぐらいにするかということについては、そんなに財政が揺らぐような状況にはならないだろうというふうに考えております。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今助成については、補助については、町長から前向きな答弁をいただいたというふうに私は理解いたします。ですから、予防注射をしたことによって広がり方が防げる、あるいはその人が重症にならないで済むということにつながっていけば、重症になってから、えらい治療費がかかるよという話になると、これは健康保険が、どっちがどうなのだよというふうなことになりますから、例えを言っただけですけれども、7,600円だったかな、11月30日付の紙に書いてありましたけれども、1割でも2割でも、国がやるのを待ってというよりは、国がやらなくても、それこそ1割、2割の補助だったら、町の財政がぐらつくというような数字にはならないと思いますので、幾らかでもやれば、町民に対して、町もいろいろ考えてくれているというふうに思われますので、ぜひこの辺はご一考願いたいと思います。

それから、先ほどいろいろやってくれた優秀な先生というか、努力家の先生に対しては、町長が教育委員会教育長を通じて褒めてやるよというお話をいただきましたので、そういう一生懸命やっている人に対しては、ぜひ褒賞してやっていただきたい、褒めてやっていただきたい。それで、他の先生もつられてなるかどうかはわかりませんが、いいことをやった人は褒めてやるということが必要、人間は、褒められればその気になるということが非常に多いというふうに理解をしておりますので、ぜひそのこと

はお願いをしたいと思います。それはお願いをいたしておきます。

次の質問で、3番目で、これは全く小さいことだといえれば小さいことかもしれませんが、休日の日直業務の管理について総務課長にお伺いいたします。休日でも役場では日直の職員が勤務しているというふうに聞いているというか、実際しているわけですよ。私が経験したのですけれども、電話をかけたのだけれども、つながらないのですよね。つながるのはつながる、線があるからね。線があるからつながるのですけれども、出ないのですよ。どうしたものかなと思っていたら、そのときの当番は女性のペアだったというふうに聞きましたが、いずれにしても8時30分を過ぎても電話がつながらなかったというふうなことがありました。

この日直の勤務時間や業務の管理、特に時間管理、タイム・イズ・マネーですから、時間の管理はどうやってやっているのか。あるいは人間ですから、忘れるということはあるかもしれませんが、あってもいいということではないわけですね。ですから、きちんとやるべきことがされたのかどうか。日直の記録簿等があるのかどうかわかりませんが、そういったものに、何時何分に電話解除したとか、あるいは庁舎のかぎをあけたとか、非常に細かいことかもしれませんが、そういうことをきちんと記録をとる。やったかやらないかというのは、記録がないと後でわからない。

それから、出てきたかこないかは、役場は出勤簿というやつで、判こを押して出たか出ないか調べているのだというふうに伺っておりますが、職員の勤務時間は分単位というふうにも伺っていますけれども、休暇等についても1日に1時間休暇をとって、それが7時間45分になると、1日休んだというような計算でやるようにも伺っておりますが、そこら辺は課長の裁量でやっているということですが、タイムカードを押す機械があるわけですが、ああいうもので民間は、特に時間の管理をきちっとやっているわけですね。ですから、タイムカードも今は非常に進んできて、その人が通ったか通らないか、カードでやれば押さなくてもわかるというような道具もあるわけですが、そういうふうなことまでやってもいいのではないかというふうに思います。そのことについては、総務課長はどんなお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 休日の日直業務の管理についてのご質問にお答えいたします。

現在土曜、日曜、休日の際には、職員が2名体制で午前8時30分から午後5時15分までの日直業務を行っております。日直の業務の主な仕事は、庁舎の管理、清掃や電話への対応、また死亡届等の事務でございます。電話がつながらないときがあるというお話でございしますが、当直室には電話が1台しかなく、同時に電話が複数入ったり、もしくはトイレに行っている場合や来庁者への対応などもあり、まれにはすぐに電話に出られないケースもあるかと思っております。また、現在委託料等の軽減を図るため、平日も含め、職員が庁舎の清掃を行っておりますが、休日も同様で、日直者が1時間程度の清掃も一部行っており、1人は当直室に残っておりますが、対応できないような状況も場合によってはあるかと思っております。休日で閉庁しているため、正規の時間ではございませんが、役場の電話がつながらないという不安感を与えないよう電話対応等につきましては十分注意してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 私が言っているのは、電話がつながらないのではなくて、町の電話も時間が過ぎますと、留守電というか、「本日の業務は終了しました」と言っていますね。それを言っているのですよ、8時半過ぎても。だから、その解除がしてないということですよ。ですから、解除してないということ

は、忘れたのかなということが考えられますけれども、一番最初にやるべき仕事だと思うのです。ですから、つながるのはつながるのだよ。役場に電話はつながるのだけれども、留守番電話が出るわけ、「本日の業務は終了しました。8時半から5時15分の間に電話してください」と、こう言うのですよ。ですから、機械の操作がやってないということです。ですから、そうすると、人が本当に来ているのかいねえのかという問題になるわけですね。ですから、それは時間に来たか来ないかを見るのは、では何で見るのと。出勤簿では見られないわけですよ、時間書かないのだから。と思いますからね。ですから、日曜とか祭日とか、そういう当番だけでも、きちんと時間管理をするということのお考えがあるのかどうか、再度お聞きいたします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 日直者が庁舎に出てきたときに、最初にする時間は防犯装置の解除でございます。それから、その次は留守番電話のセットの解除、これがしていなかったということは大変申しわけございませんでした。そういうことがないように、かぎをあけて当直室に入ったときは、すぐに解除するというような習慣づけになっているはずなのですけれども、忘れたのか、何かの事情で、すぐに解除できなかったのかわかりませんが、今後は、そういうことがないように改めて通知なりさせていただきたいと思っております。

それから、何時に出てきたかというのを、直接は職員のほうの判断で守ってやっていただいているということで解釈しているのですけれども、防犯装置のセットを解除したりセットすると、それが警備会社のほうに参りますので、その記録を見させてもらったわけではありませんけれども、そういうことで見させてもらうことは可能なのかもしれませんが、そういうような状況にはなっております。

それから、日直の場合、平日もそうなのですが、土曜、日曜、休日も日誌をつけさせておりますので、その中にかぎのセットだとか、電話のセット解除の記入欄も当然ございますので、その辺を再度徹底するようにさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） ただいま総務課長のお答えによりますと、警備会社とのセット時間、解除時間、この辺は後でわかるということですが、わかるのだったら、そういうのをきちんと1カ月に1回なり、1週間に1回なり、ちゃんと警備会社に要求して、時間がきちっと出てくるわけですから、そういったものをよく見てもらいたい。そういうことをやるのが管理職の仕事。管理職が、そういうことをやっていないという話になると、言葉は悪いですが、適当に行って、適当にやればどうにかなってしまうと、手当は減らないと。こういう勘定になるかもわかりませんが、管理者がきちっと管理をしないということが、そういうことが起こる原因だと私は思います。

ですから、今後そういうことが起きないように、何かの手だてを講じて、勤務状態がきちんとチェックできる体制をとっていただきたいと思います。このことを町長に要望しておきます。それでないと、電話をかけてくるというのは、何でもいような用で電話をかけるわけではないのですよ。急だからかけるので、あしたに回せることならあしたでもいいわけです。ですから、その日にすぐ連絡しないと先方にうまくつながらないのではないかと、そういう連絡をするわけですから、その辺をきちんとご理解いただいて、管理者、特に人の管理というのは総務課長が全般を見ていると思っておりますので、総務課長以下参事、あるいはここにおいでの方の管理者の皆さんが、部下の時間に対する徹底がなされているかどうかということ

をよく管理してください。

それから次に、4番目にいって、もう時間がなくなってしまったのですけれども、財政見通しと税収確保ということですが、これは依然厳しい経済情勢が続いているということは、皆さんご承知のことだと思いますけれども、平成21年度の財政収支の見通し、それから税収確保では、先ほど10番議員が県から表彰されたということを言っておりましたが、この辺のことで表彰されるということは、幾ら順番が上がったといっても、上がり方が激しかったから表彰されたわけです。ですから、そういうことについては感謝を申し上げるわけですが、過年度分についての、要するに滞納が整理されていくということと、それからあわせて不納欠損で処理していく金額が、最近はそのようなことをやるようになったから、きちっと数字で出てくるわけですが、1億円を5年で割ると1年で2,000万円というになるわけですね、計算で。そうすると、2,000万円ずつ毎年不納欠損処理していけば同じでいくのだというような勘定も成り立つと思いますが、その辺を改善しないと、財政が非常に悪い団体になるというふうなことが懸念されるわけです。ですから、そのことについて、これは町長に一言お伺いをしておきます。私の質問は、お答えをいただいて終わりにいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 税収の見通しにつきましては、今出納室長と週に1回ぐらい情報を交換させていただいておりますが、前年度と同じ程度の状況、前の平成20年度よりも金額が1,000万円か2,000万円、多少低い程度で動いております。しかし、危機的な状況ということではなくて、国からの交付税が入ってくると、やや前年対比でプラ・マイ・ゼロというような状況になるだろうというふうに考えております。だから安心ということではなくて、緊張して、余分なお金を使わないようにという出納室長の考え方に、私もしっかり頑張ってやってほしいというお願いをしているところであります。

先ほどの10番議員からのご質問にお答えしたように、過年度分の滞納というのがあるわけで、それがほどこけてきたために収納率がアップしたということになって表彰されたわけですが、しかし例えば現年度分が97%ということになると3%は滞納になるわけでありまして、その辺もしっかり考えてやっていかないといけない。今人のお金をいただく苦労というのを税務課の人たちも日々感じながら頑張っている。今まで長瀬町は、私になったときは、まだ差し押さえもしなかった、競売もしなかったということがありまして、私になって競売したときは、何かいい気持ちはしませんでした。しかし、そういうことをやっていかないと、善意な納税者に対しておさまりがつかないというふうに思っております。これは当然やるべきことをやっていなかったというふうに反省の上でやらせていただき、県からの相互派遣等々にも、その指導がありました。そういうことから、税収率がだんだんではあります、よくなってきた。

先ほども申し上げましたように現年度分では97%を超えるような納税率ですから、県でも5番とか6番という数値になっているはずでありまして、それを下げないように、そしてそれと一緒に過年度分の徴収についても、かなり厳しく対応していただいておりますので、この辺ももう少し我慢して、過年度分が5,000万円を割るような状況になれば、これはかなり成績としてはよくなる。それをいかにフォローするか。償却をすればいいということには、私はならない。そういうふうにはやらないようにするために努力をしていただくということが前提でやっていただいていると思っておりますので、これからも、このことにつきましては税務課の職員に督励をして頑張ってくださいように、こちらからもお願いをしていきます。

○議長（齊藤 實君） 次に、3番、大島瑠美子君の質問を許します。

3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） それでは、教育次長に質問いたします。

新型インフルエンザによる小中学校の臨時休業についてお伺いします。新型インフルエンザの流行により、小中学校の学年閉鎖や学級閉鎖の臨時休業がいまだに続いています。

こうした臨時休業が長引くことで、予定された授業時数が確保できなくなり、授業のおくれによる児童生徒の成績の低下が心配されますが、その対応状況を伺います。お願いします。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 大島議員のご質問にお答え申し上げます。

先ほど村田議員の質問にも回答しましたので、重複する部分もあるかと思いますが、予定された授業時数が確保できなくなるという部分について回答いたします。

休業により実施できなかった授業については、先ほども回答しましたが、1日の授業時数をふやす等で対応していくとのことですが、実際にそういう対応をしたという報告はまだ受けておりません。今回全国的にこの問題が取り上げられる中で、1日の授業時間をふやすだけでは対応し切れず、冬休みの短縮を実施する学校が出たということがニュース等で話題になっておりますが、当町では、そこまで対応しないで授業確保ができる状況でございます。

先ほどもちょっと触れたのですが、授業時間数というのは、学習指導要領によりまして、各教科により1年間の授業時数というのが決まっております。中学校を例にしてみますと、1年生の国語は年140時限とか、1時限の授業時間は50分ですが、社会が105時間とか、数学が140時間というように各教科ごとに決められ、トータルで980時間というのが基準となっております。これは基準と考えていただきたいと思えます。これを年35週、175日で計画します。だから、実際には授業日は約200日ぐらいあるということですので、調整がきくというのは、そういうことを言っております。ですので、教科書が終わらないで終わってしまうなんてことはあってはいけないことで、そういうことにならないように学校でも対応しているということでございます。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） 年間の授業時間が180日と思ったのですが、今175日というふうにさっきおっしゃいましたよね。それを基準にしてカリキュラムを組んでいる、つくってあるということなので、まだまだ余裕があるから大丈夫だとお話をされましたけれども、ことしまでが高校入試の推薦が70%ぐらい決まると。あとの30%が試験を受けてということなのですからけれども、そのときに休みがあったときの授業、1月から3月分ではなくて、12月ごろまでの分につきまして入試問題に出ると思うのですけれども、なるべく早いうちに短縮をしてもらって、そして北辰テストの結果とか、偏差値が幾つになっているとかということもすごく必要かとも思いますけれども、程度のいい高校になるべく入っていただいて、一生懸命勉強して、いい社会人になってほしいというのが私たちの願いでございますので、そのように学校の先生の、村田議員さんも言いましたように熱意をもって回ってもらってもいいわけですがけれども、やはり1学級なら1学級集めて先生に授業をしてもらうのが一番いいかと思っておりますので、早い時期に、3月末まででき上

がらなかったから、これは春休みにやれといっても、生徒のうちの20%は家に帰ってやりますけれども、あとの80%は絶対に勉強することはありませんので、学校の教室内に閉じ込めて授業をしていただきたいと思います。先生にそのような指導がしてもらえるかどうか、再度お聞きいたします。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 先ほども申し上げましたように学校の授業のやりくりというのは、基本的には学校の方にお任せしているので、私のほうで細かくあせいこうせいというものではないのですが、おっしゃるとおりでございまして、先ほど言いました、ある程度の授業時間に余裕があると申しましたが、学年が上になればなるほど余裕がなくなってきました、年間の取得授業時間が多いようになっていきますので。そんな中で、特に今言われました中3の関係でしょうが、進学がありますので、先ほどご回答申し上げましたけれども、これは授業時間のカウントではなく、補習ということで、3年生につきましては、冬休みに補習授業を実施するということは、先ほど申し上げましたし、学校からもそういうふうになっております。

一生懸命やる先生は褒めてという話ですが、毎月定例の校長会というのを教育委員会では実施しております。そういった折、あるいは学校から要請されて、こちら側が訪問する要請訪問というのと、こちら側が学校に授業等指導に行く指導訪問等いろいろ機会がございます。そういった折々には、研究授業といいまして、発表した後、皆さんで話し合うという機会もありますし、あの先生のいいところ、注意するところなんていうのを指摘する機会もございます。そういった機会には教育長も行ってありますし、県のほうから指導の先生も参りますので、そういう機会もございます。それと、休み中に休んでいる子の家を一生懸命回っていた先生がいた、自分も休みになってしまうわけですので、当たり前といえば当たり前なのですけれども、みんながそういう気持ちで学校の中で取り組んでいただければいい学校になるなと教育委員会のほうでも思っておりますし、そういうふうに皆さん多分やっていますので、報告しておきます。

以上です。

〔「ぜひそのようにしてください。終わります」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 次に、6番、新井利朗君の質問を許します。

6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 有害鳥獣対策について地域整備観光課長にお尋ねいたします。

近年、農作物を食い荒らす有害鳥獣の出没が頻繁になってきました。しかし、町で捕獲を依頼している団体では、出動回数がふえ、猟犬や銃を保持する経費も大きく、事故が起きたときの補償や保険加入も自己負担で、捕獲を続けるには厳しい状況のようです。

町では、有害鳥獣捕獲の謝礼として30万円の予算計上がありますが、有害鳥獣対策をより充実させるためにも実情に見合った内容とするべきですが、お考えをお伺いいたします。

また、イノシシが人里にあらわれ、人家の庭先や周辺を歩いているようですが、町民がイノシシ等の襲撃に遭わないような対策や遭ったときの補償制度の創設についてのお考えもお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 新井議員の質問にお答えいたします。

有害鳥獣対策をより充実させるためにも実情に見合った内容にすべき、イノシシ等の襲撃に遭わないような対策や、遭ったときの補償制度の創設をといったご質問だと思いますが、町はイノシシの出没、被害の連絡があった場合、被害のありました箇所周辺にわなの設置をいたしているところではありますが、わなの取り扱いにつきましては資格が必要となりますので、捕獲業務のすべてを長瀬町狩猟愛好会へ依頼し、捕獲をお願いしているところでございます。

本年、役場に町民の方より、見かけた情報を含めまして、被害報告や駆除の依頼が32件ございました。本年5月から11月までの捕獲件数は、イノシシ9頭、シカ2頭、ハクビシン5頭、アライグマ6頭、アナグマ5頭、タヌキ3頭の30頭でございます。狩猟愛好会の方が従事した日数は38日間で、わなを仕掛けたり、撤収したり、現場に見に行ったりしていますので、実際の従事日数は、この何倍かになるかと思いません。従事者数は18名で、延べ206人となっております。町から狩猟愛好会への報奨金として年間30万円支出しておりますが、3年前に皆野町に合わせまして20万円から30万円に引き上げましたが、現在皆野町は40万円で委託をしているということですので、被害数の増加に伴い、皆野町に合わせられるよう今後検討してまいりたいと考えております。このほかにもわなの購入費等で21万円の予算計上させていただいております。また、愛好会の会員は、自己負担でハンター保険に加入をしております。皆野町では来年度半額負担を検討しているところですので、当町としても検討してまいりたいと考えております。

襲撃に遭わないような対策、遭ったときの補償制度の創設についてでございますが、横瀬町ではわなを設置した際、住民の方がわなによりけがをされた場合等の保険に加入しているということですので、長瀬町としましても、保険加入に向けて検討してまいりたいと考えております。また、襲撃を受けたときの補償制度の設立や有害鳥獣の対策につきましては、本年秩父地域鳥獣害対策協議会が設立されましたので、今後当協議会を中心に近隣町村で歩調を合わせた対応ができればと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） ご回答ありがとうございました。

検討が少し始まっているようでありますので、幾らか安心はしたのですが、実は先日、私の家からちょっと入ったところでもイノシシが庭先に出て、約1時間半ほど周辺を歩いて、最後山に帰っていったということを聞きました。それで、見た人が、何とかしてくれということで役場に連絡したら、猟友会員ですか、それを教えるから、そちらに電話してくれというふうなことであったので、何ということなのだということで、大変憤慨していたわけなのですが、そういうものはいち早く情報を得て、場所、時間、そういうものを得て、すぐに職員が行ってみるとか、また手配もして下さるといふふうにしていただかないと、全然見たことも聞いたこともない人のところへ電話しろと急に言われても連絡するのは難しいかと思えますので、その辺の対応はいち早くお願いしたいと思います。

イノシシに関しましては、本当に見ている人が多くて、ある80過ぎの老婆が畑作業中、すぐそばをすり抜けていったそうですけれども、しっしつと言ったら、そのまま行ってしまったということで、自然体に構えていた関係からか、だれも被害を受けない状況でありました。そんな状態もありましたので、今検討中の費用の引き上げ等につきましても、ぜひお願いしたい。先ほどわなの購入だけではなくて、実際のところは、設置すれば見回りもしなくてはいけない、回収もしなくてはいけない。見回りがおくれると、せっかく捕まえた、わなにかかったイノシシ等が食いちぎったり、鎖を切ったりとか、いろいろなことをして逃げていってしまう。いわゆる手負いのシシになりかねないので、そういうことから考えて、早くに

見なくてはいけない。そういうことをすると、大体半日ぐらいかかってしまったりすることもあるので、その費用もばかにならないということなのですね。ですので、先ほど延べ206人ですか、出勤していただいているし、そのほか見回りや回収まで含めればプラスアルファがあるような話であります。それが30万円の謝礼だけでは本当に厳しい状況になるかと思うので、いろいろなことで、いち早い対応並びに報奨金といえますか、委託費といえますか、そういうふうなものについて、しっかりとカバーしていただきたいと思うわけでありますので、その辺のところを課長、もう一度お願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 再質問にお答えをさせていただきます。

イノシシを見たときの対応ですけれども、大分議員さんの言われている電話は、私がたまたま役場にいたときの電話と多分同じかなと思うのですけれども、電話を受けたときの職員が担当の職員でなかったと思いました。受けた後に至急現地に行くようにということで、指示しまして、その後直ちに現場のほうに急行して、現地のほうで状況把握に努めたのですけれども、もう逃げて山に行った後だったということで、電話をしていただいた方に対しては直接訪問して、その旨の連絡とか、報告はさせていただいたところでございます。初期対応の不手際で大変申しわけなかったのですけれども、今後そういうことが起こらないようにということで、職員のほうにも、そのときにも話はしてあるのですけれども、すぐ対応をとるようにということで、課内で対応をとるようにさせてもらっておりますので、今後そういうことが起こらないようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、もう一点なのですけれども、先ほどの答弁の中で、狩猟愛好会にかなりの部分のところを町でお願いしているところがありますので、今後補助金に当たるところの部分アップしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 大変前向きなご回答をいただきましたと思ひます。ぜひその実現に向けていっていただきたいし、猟友会の代表者等とも話し合いをして、問題点を聞き出して進めていただきたいというふうにお願ひいたしまして、この質問に関しましては閉じたいと思ひます。

ただ、タヌキといひますか、そういうふうなものも、余り害を及ぼしている状況ではないのですけれども、出現してしまひて、実際には一昨日の朝7時ごろに電話をいただきました。役場へ電話してもまだだれもいないだろうから、とりあえず新井さんのところへということで電話が来たのです。タヌキが側溝の中へ入ってしまひて出られないでいるのだということだったのでしたのですけれども、それで行ってみたら、その方も散歩から帰ってきていましたので、その話をして、これはとるよりも逃がすほうがいいだろうということで、側溝のふたをあけてしまひて、そして逃がそうとしたら、結構狭いところなのですけれども、あれは後ずさりも上手なのです。そんなことで、前のほうをあけてあげたら、なかなか逃げないで、最後のところでやっと逃げ出してくれたというような状況でありました。けさ行き会ったら、あのタヌキは山のほうと川のほうとに別れて逃げたけれども、あの後どうしたろうねというから、多分2匹の愛の巣があるのではないですかというふうなことで話は終わったのですけれども、そのぐらい頻りに人家近くにあらわれていひますので、そういうふうなことの対処の仕方であると、そういうふうな注意の呼びかけとかというものも広報等でしていただき、またイノシシ等に遭遇したときには、構えないで、すうっと過ぐすほうがよさそうなあれですけれども、いい対処法があれば、その辺のところもお知らせしていただきたいというふ

うに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、2番のほうで伺います。地域への助成制度の創設について町長にお尋ねいたします。各行政区では区民を対象にした文化展や演芸会、作品展などのさまざまな催しを実施しています。

こうした地域の催しに利用できる助成制度があれば、さらに実施しやすくなり、活発化して地域振興につながるとは思われますが、お考えをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 新井議員のご質問にお答えをいたします。

町内各地で文化展や演芸会などが行われ、地域のコミュニティが深まるということは大変喜ばしいことでありますし、町にとってはありがたいことで、心から感謝申し上げるところであります。町では、現在行政区や各種団体に対しての助成制度は2種類の制度を持っております。1つは、各種事業共催・後援補助制度で、補助事業の目的は、町民文化の向上及び社会福祉に寄与するもので、公益性のあるソフト事業に対して事業費の一部を予算の範囲内において助成するというものであります。また、もう一つは、地域振興対策事業補助制度で、地域住民の自主的意欲により、地域環境整備に係るハード事業等に対しまして、予算の範囲内において助成をする制度という2つの制度がございます。

このように地域の催しに利用できる助成制度がありますので、今後とも関係者などへの周知や利用しやすい制度にしていきたいと思いますというふうに考えております。しかしながら、行政改革を進めているところでもありまして、少額の補助や補助回数の限度等を設けることも必要な時期に来ているというふうに考えているところでございます。いずれにしても、住民の自主的な行動については、まちおこしの大きな原点でありますから、これを阻害することのないように私たちもしっかり対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） お答えありがとうございます。

先ほど2種類の制度があるということで、ソフト面とハード面とのお答えをいただいたのですが、ソフト面に関しては、たしか今現在補助金として出ているのは3事業だけだと思うのです。いわゆるお祭り2つ、春と夏、それからふれあいフェスタ長瀬への14万円がソフト面での費用かなと思っています。それから、ハード面で言われました地域振興といいましても、公会堂の修理であるとか、備品の購入であるとか、そういうふうなものが主に入っているような状況かと思えます。そういうふうなところからいいますと、私が質問したところは、その谷間にあるような状態になっているかと思えます。

というのは、今農林振興関係でもありますけれども、耕作放棄地というのもあります。いろいろな面で、各行政区の区長さんたちは大変意欲を持って、その職務をしていただいているわけでもありますけれども、何か記念といいますか、みんな区民が一つになれることができたらなというふうな思いでいることも確かなわけですね。そういうふうな方々が何かしようと思ったときに、例えば空き地、見通しがいいところだけでも、もったいないから花でも植えようかといったときに、区の行事であっても予算化されてなかったりすると、区長であっても使えないものもあつたりします。

そういうふうなことに関しても、各行政区で企画して、こういうふうなことをしたい、植樹して地域をきれいにしたいということで、発想が出て、企画が持ち上がったときには、町でも一、二万円の補助であれば応援できますよというようなことでやっていく、2万円を限度に補助しますよというふうなことがあると、非常に取り組みやすいというふうなことが考えられます。これはある区長さんからの要望でもあり

ました。ぜひ何か考えていただきたいというふうなことで、区長報酬とか、いろいろな形で少し見られているけれども、私は、それよりも区の人たちが、コミュニティを深めるものが欲しいのだということでありました。そういうふうなことであったので、今回提言といいますか、出させていただいたわけなのです。

予算の厳しい状況の中でありますけれども、みんなが一つになって、地域振興を図れることであれば、よりよくなると思うし、またそういうふうなものが出ていますと、有害鳥獣等も出てこない、また出にくい状況もつくれるかと思えます。人が動いていますと、出にくい、先ほどのイノシシは別ですが、非常に出にくい状況になるかと思うのです。いろいろなことで、少しでもいいから、各行政区で取り組み始められるようなことを、苗木を出して、この地域はもう少しいい花を植えてもらいたいとか、サザンカが少しあるから、サザンカをもう少しふやしてサザンカ通りにしたいというふうなことも考えられるかと思うのです。ですから、そういうふうな面での提言でございますので、前向きにご検討し、取り込んでいただいたらありがたいと思うわけです。ひとつよろしく願いいたします。どうでしょうか、もう一度お考えをお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） まちおこしを小さいところからやっていただくというのが一番ありがたいわけで、大口のことにつきましては、当然町でやっていかなければいけないというように考えておりますので、わずかなものの積み重ねがまちおこしの原点というふうに考えております。担当課ともよく相談して、そういうことについて多少の補助ができるように早急に決めていきたいというふうに考えております。年度区切りということだけでなく、その発想があれば、町のほうに言ってきていただければ、応分のというか、多少のご援助をさせていただいて、それをみんなで広げていただくということのもとにさせていただけるようなありがたいお言葉ですから、それを喜んでやらせてもらうように担当課と協議をいたします。

〔「よろしく願いいたします。以上です」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時45分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（齊藤 實君） 次に、8番、梅村務君の質問を許します。

8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） まず一番初めに、ちちぶ定住自立圏形成協定について、これは9月に協定を結んだという8項目について、その進捗状況をまずお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、定住自立圏の協定項目の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

9月定例会でご議決いただき、協定を締結した項目は、救急医療体制の充実、リハビリテーション体制の確立、秩父圏域情報化の推進、秩父情報共有システムの構築準備、秩父圏域における水道事業の運営の見直し、人材育成の6項目となっております。医師・医療スタッフの確保及び負担軽減、圏域内外の住民との交流及び移住促進の2項目につきましては、他町で協定を締結し、長瀨町で協定しなかった項目でございます。

協定した6項目につきましては、ワーキンググループにおいて共生ビジョン策定の準備を進めておりますが、小鹿野町の状況の変化もあり、取り組みの協議を進めることができなかった状況にあります。その他の項目については、秩父圏域の市町の連携と協力を強化するため、1市4町の首長、議会議長、それから埼玉県秩父地域振興センター所長で構成する予定のちちぶ定住自立圏推進委員会を設立し、その委員会で意見交換を行い、合意が得られました後に議会に提案させていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） いずれにしても、これは立ち上げたばかりで、1番議員への答弁にもありましたけれども、ワーキンググループを立ち上げる、3月までということらしいのですけれども、詳細にわたっては、協定を結んでも踏み込んでないということだと多分思います。

それで、町長のさっきの答弁でもありましたように小鹿野がいないと、1市4町についてのあれは無理でしょうけれども、水道の問題とか、そういうものについては、長瀨町、皆野町、秩父市ということで、これはどんどん進められると思うのですよね。

それと、私がこの中で一番関心を持っているのが医療なのです。今秩父の医療というのは、まさに崩壊の寸前に来ています。小鹿野が岩田の医新会の横山先生が向こうへ行っって手伝って、非常にいい診療、治療をしているようでありますけれども、これは小鹿野町としては大変ありがたいと多分思っていると思います。私も小鹿野町の病院にかかっている都合上、感謝の意は表したいと思います。

そこで、小鹿野は、今午前のみで午後は診療していない、外来も受け付けていないということで、3月いっぱい救急もやめるというふうなことらしいのですけれども、例えば岩田の医新会の横山先生にずっと続けてやってもらえるならば、それにこしたことはないと思うのですけれども、あの先生もお忙しいようでございますので、なかなかそういうわけにもいかないと思いますけれども、あのままでいきますと、今常勤1人なのです。それも整形の先生なのです。常勤が1人で、小鹿野が。あれは百数十床あるでしょう、病床が。そういう中で、それでとても対応できるという状況にはないわけですよね。それで、私が自立圏構想の中で希望するのは、秩父全体として、もちろんそういう協定になると思いますよ。思いますが、秩父全体として、例えばキーステーションを市立なら市立に置いて、そこに全部派遣するか、あるいは24時間、市立で交代で、今は日曜診療みたいなことをやっていますけれども、それを各民間の病院も協力して、そういう体制を整えるような構想、長瀨町にしては、そういう大きな総合病院というものは皆野にあるだけですが、秩父郡市全体の中の構想というものは、今長瀨町としては、この協定の中で、町長もそういう構想はお持ちですか、ちょっとお聞きします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 具体的なことについては、今こうだということを申し上げることは、ちょっと控えさせていただきますが、2つあるのです。1つは、皆野病院が医師会に入っていないという問題があって、それはことしの皆野病院の病院祭のとき、久喜市長が急遽お見えになるという話があって、私が久喜さん

の前で、あなたは医者だし、首長なのだから、秩父圏域の広域医療について、しっかりした行動をとって
くれと。それには医師会に皆野病院を入れて、お互いの協力体制をとってほしいと、ここで約束しなさい
という話をしました。そうしましたら、動きが始まって、つい二、三日前に秩父郡市の1市4町の首長の
連名で、医師会長のほうに要望書を出したところであります。これもうまく進んでもらうとありがたいし、
医師会も反対する理由はないのではないか。救急医療につきましても、圧倒的に皆野病院が多く患者を
受け入れていると、絶対に拒否しないという院長のお話も聞きましたので、これは機会だと思って、その
お話を申し上げ、久喜さんが動いてくれれば、私たちがその後からサポートしていこうということが一つ
あります。

それから、小鹿野中央病院の話は、医新会の横山先生が、これも私が前の関口町長に頼まれて、ちょっ
と変わった医者がいるから紹介するよとって紹介したのが始まりでありまして、彼が1日半、小鹿野中
央病院で勤務をしておりました。ただ、関口町長にかわって、新しい福島町長が、病院を乗っ取ると言
う人がいるとか、それから午後診ができないということをおれはすべて解決しますという公約で立候補
されて当選されたという話であります。ですから、横山先生は、すぐやめたいという話がありまして、そ
れはここにおいでになります議長にもお話があったようではありますが、私たちとしてみれば一つの筋を通
して、やめるとかやめないとかというのは、医療の関係なのだから、そういう大局的な立場に立ってお考
えいただきたいという願いをしました。横山先生は、12月いっぱいということをお考えのようでありま
すが、福島さんのほうは、すぐ医者が見つかるというような状況ではなさそうで、3月いっぱいまでい
てほしいというような願いがあったということでありまして、小鹿野中央病院をしっかり立て直すとい
うのが福島町長の選挙公約だという話でありますから、これはしばらく様子を見させていただくのがいい
のではないかと。今、横山という院長がおいでになるそうですが、この人もおやめになると。それから、横山
先生もやめると。それから、金子先生、センジさんのせがれですね、それもやめると。そうなってくると、
自治医大から来ている医者や、常勤医が先ほど1人と言いましたが、それしかないという形になります
よね。ですから、その中身については、私は詳細はわかりませんが、非常に危機的な状況になるのでは
ないかと心配しております。ただ、首長が約束したということですから、それを私たちがとやかく言うべ
きではないと。しばらくは様子を見させていただくという先ほどのお話に尽きるというふうに思います。

ただ、長瀬町の場合におきましても、今、再生医療というのに医新会で取り組んでおりまして、ここ
においでになっております神住さん、それから福島武攻さん、そういう人たちが、その医療の治療を受け
ておりまして、非常に効果があるというのがわかりました。これの拠点を東京の神田に始めたのですが、こ
れを岩田に持ってきたいということで、場所の選定が今始まるころであります。このことにつきまして
は、ことし、来年というわけにはいきませんが、いわゆる世界をまたにかけるような医療だというふう
に私は思っておりまして、これを岩田に持ってきてもらうというのは、まことにありがたいことだし、コ
ツラミネという1万5,000坪ぐらいの広い山の平らなところがありますから、ここをどうですかとい
うお話をし、もしその土地が必要なら、地元のみならず知っている人たちですから、私が全力で、その土地のこ
とについてはお手伝いをしてもいいですというお話までして、わかりましたということをお願いいた
しておりますから、これも近いうちに方向性が決まってくるのではないかと。神田よりも長瀬がいいとい
うのは、地盤がしっかりしているということに尽きるというお話であります。そういうことを考えま
すと、長瀬にも、そんなに先にいかないで、そういう医療施設ができるというふうにお考えを
しております。その再生医療というのは、一番効くのが脳梗塞、心筋梗塞、半月板損傷とい
うことでありますが、そのほかにもかな

り効果があるという。今、神住さんにちょっとお聞きしましたら、手がよく動くようになったよと、車の運転もできるよと、そういう話を聞いて、非常によかったなというふうに思います。そういうお医者さんに長瀬町に住んでいただいているというのはありがたいことだし、これからも町のために頑張りたいというお言葉をこの間いただいてきましたので、皆さんにご報告申し上げ、ご利用いただければありがたいと思います。

いずれにしても、医療の過疎地と言われているのが、皆野病院が来て、それを打破しようと思ったわけですが、皆野病院は、秩父圏域は医療のチベットですという話を承知であそこに進出をしました。裁判までして勝って、それで病院をつくったわけであります。それに対する思いというのが、私たちもしっかり持って、協力体制をとっていかなければ、秩父の医療はいずれ崩壊するのではないかと。今度定住自立圏で秩父病院とか生協病院、それから皆野病院、こういうところで手を挙げていただいて、いろいろな医療施設をつくるという2億8,000万円の予算ですが、それは実際はもっと多く、定住自立圏構想の予算が五百何億という予算が100億台に減らされたという事実があるようでありまして、この辺は大きな問題点であると。事業仕分けが過剰になった、そういう問題になっているのではないかと。民主党の議員の人たちが、現場を知らないということの事業仕分けは非常に怖いなという思いを持っております。いずれにしても、私たちも、このことについてははっきりやっていかなければいけないと思いますが、地方からの陳情は幹事長を通さなければだめですという話ですから、これは幹事長を通すというのは、今で考えれば民主党ではありません。小泉さんをお願いするしかないということになります。小泉さんにもこの間わざわざおいでいただいて、その窓口になりますというありがたいお言葉をいただきましたので、このことについても、秩父のほうとしても、医療からいろいろなことについても、そういう幹事長中心ということになれば、これは我々が行ったって、とても役に立ちませんから、そのルートを使うしかない。それが効果が出るかどうかというのは、これからの問題ですが、そんな状況ですので、推移を見守りたいというふうに考えております。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 将来に非常に希望に満ちた答弁を今いただいたのですけれども、それはすぐすぐというわけにはいかないだろうと。来年オープンというわけにはいかないでしょうけれども、その期間でも、今言った秩父病院、自立圏構想もそうなのですけれども、民間の病院に対しては、そういう助成金みたいなものは使えないというふうなことがあると思うのですよね、公立以外は。私は、そういうふう考えているのです。

それで、各市町との協定の中に、そうすると全く違う、財政の中から、例えば医療器具をキーステーションで購入する場合でも、各行政から賛助していかなくては、各町ですね、そういうものが必要だろうと思うのですよ。そういう財政措置も含めた長瀬町の、岩田医新会の大きな病院が来るということになれば、秩父は多分万々歳だと思います。まさに医療崩壊の危険な時期に来ているという状況でありますから、少なくともその間、来年なのか、再来年なのかかわからないのですけれども、さっき町長が言った、後期高齢者の医療が2年かかるといったら、2年まで民主党はもたないと言うけれども、それはわかりませんが、そういうふうな感じは我々も受けるのですよね。

そうすると、では、その間どうするのということになるわけ。5分の1になってしまったという自立圏構想に対する助成金がね。そういうふうなことになってしまったとすれば、これはどうやってもアクションを起こせないでしょう、極端に言えば、1,000万円が200万円になってしまうわけですから、いわゆる

8,000万円が1,600万円になってしまうわけですね。そうすると、ちょっときついのではないかなと思うのですけれども、そういう中で自立圏構想の多項目にわたる協定がどのように進んでいくのか、どうなるのかということで、私たちはちょっと疑問を感じるわけなのですけれども、町長としてはどんな感じなのか、お伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほどもどなたかの質問にお答えしたように民主党主導の平成22年度予算の骨格を見せていただいた上で行動をとるしかないかな。今いろいろ考えることは必要ですけれども、具体的な行動に出るといことは差し控えるべきだし、難しいと思いますから。予算の骨格が出て、この問題、これは当初予算に組み入れられないということになれば、そのことについての行動を起こすということになると思いますが、先ほど申し上げたように幹事長に全部陳情しなさいということになると、これはちょっと我々とする行動のとり方が難しいなというふうに思っております、いずれにしても年明け早々に骨格が発表になると思いますので、それを見て行動を起こしたい。そのときは皆さんにご相談を申し上げたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 次にまいります。

平成22年度の当初予算に対する重点施策についてですが、ヒアリングももう始まるだろうと思っておりますので、大まかな考え方というのは固まっているのではないかと思います、町長、それについてお伺いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

来年度の予算編成に向けての重点施策というのは、皆さんもご承知だと思いますように、学校の耐震とリニューアル工事を主体として考えていきたいというふうに思っております。現在第一小学校の校舎、第二小学校の体育館の工事を実施しております、平成22年度につきましては、中学校の校舎の耐震化と大規模改造工事を実施する予定になっております。また、生活環境基盤の整備としては、道路の整備というようなものを含めて、観光の充実、福祉などの町民の生活向上に直結する事業につきまして、重点施策として考えていきたいというふうに考えております。いずれにしても、総花的に事業を実施する財政状況にはございませんので、この予算を上手に効率的に使う、いわゆる集中と選択によりまして、実施をしていきたいというふうに考えているところであります。

それにつきましての留意点といたしましては、国におきまして地方交付税制度の見直しだとか、自動車関連諸税の暫定税率の廃止や補助金の一括交付金化などを検討するというふうにされておりますので、先ほど申し上げましたようなことで、予算の骨格を注視しながら、平成22年度予算編成に取り組んでいきたいと考えております。いずれにしても、長瀬町の状況としては、底を打って、多少ではありますけれども、上げ潮状況になっておりました。麻生さんのばらまきがもう一年続けば、長瀬町も万々歳だったと思いますが、今の状況が、民主党の権力の一極集中というのがかいま見えておまして、その人の考え方でどうにでもなるような状況に私は見受けます。総理大臣に結論が出ないというのは、そういう陰の力があるのではないかとこのうがった見方をしておりますが、こういうことがいい方向に結論が出ていただくようなことを私たちは期待する以外ないなと。そのように思って、しばらく様子を見させていただきながら、予算の骨格については、先ほど申し上げましたことをお約束としてやっていくように努力をしたいと思いま

す。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 陳情の仕分けを幹事長室でやるということですが、実際問題として、それがどの程度続くのか、また実際そういうふうになっていくのかということも、私としては、ちょっと疑問に考える部分があるのですけれども、もしそれがすべて実施されるとするならば、これは相当変わった政治体制になっていくと思うのです。その中で決められる問題ではないのですよね、幹事長室の中で。次の問題で、その問題も出てきますから、またあれですけれども、補正予算が組まれて、またその補正予算がストップを食って、その補正予算で組まれた交付金なり補助金みたいなものが相当影響したと思うのですけれども、今度また7.2兆円ですか、組まれる。第2次補正ということでもやるらしいのですけれども、そういうものについて、まだはっきり決まっていなくても、おおよその予想で、町にどの程度のものが来るのか、単純計算で結構ですので。それで、それがどういう事業に振り向けられるのかということが、もしおわかりになるようでしたら言ってください。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） まだ確たるものがないので、発表は差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 次に移ります。

3番目の行財政の見直しと事業仕分けによる町事業への影響について。国では、予算の無駄を省くように2週間にわたって事業仕分けを公開でやったわけですが、どうもああいうふうなことが、どの程度効果があるのかということについては、全く地方に住む我々にとっては疑問符がいっぱいつくわけでありすけれども、町としても行財政の細部にわたって、来年の予算編成について事業仕分けたるものやっていたら、さらに行財政改革の見直しに供したいと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

また、国の事業仕分けによる減額で、町の事業に及ぼす影響というのはどのようなものが想定されるか。この前、秩父市が事業仕分けをやるということで新聞に出ていましたけれども、我が町でも、そういうことが必要であろうかと思いますが、町長の考え方をお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほどから何回も申し上げていますように政権が新しくなった。事業仕分けにしても、何か政治家が役人を外して、ああいう仕事をやって、本当に現実をつかまえているのかなという思いがあります。細部については、その担当の官僚がよく知っているわけで、そういう人を排除して、ああいう行動に出たことは、私はある意味でパフォーマンスという感じがしておりまして、これが本当にうまくいけば、こんないいことはないと思いますが、政治家が予算の詳細まで全部手をつけるということについては、そんなに政治家は暇なら、国会議員の数をうんと減らしてもいいのではないかと。役人の数を半分にしますとか、そういう提案が一番先にあってもいいのではないかと私は考えておりますが、そういうところまで踏み込んだ発言はないようでありまして、私もこの前の選挙は民主党に投票しましたが、これではまことに思い違いだったなと反省をしております。

そういうことで、例えば来年度の予算を考えたとき、今大体わかるということで、町への影響が考えられる予算組みにしましては、シルバー人材センターの補助事業の減額だとか、健康増進対策費、介護予防事業費、次世代育成支援対策交付金、保育所運営資金負担金、理科支援員の配置事業等々の事業の見直しや、そういうものの予算の減額、縮減等々があるやに聞いておりまして、この辺につきましては非常に大

きな問題になるだろうというふうに思っております。

いずれにしても、地方交付税制度などにつきましては、抜本的な制度の見直しを提言しておりますが、本当にそれがいい方向にいただければありがたいと思いますけれども、それが減額一本で絞られたときには、地方は完全に疲弊してしまいます。そういうことがないように願うばかりでありまして、このことにつきましては、年が明けた後、皆さんとともにいろいろな意見交換をしながら、国のほうに陳情していきたいというふうに考えております。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 確かにまだ不透明な面がいっぱいありますけれども、これから後ちょっとお聞きしたいのは、この前も質問したので、お話ししたと思うのですが、今地方分権ということが盛んに叫ばれておるわけですが、その地方分権に対して最近地方主権という言葉でにぎわしておりますね、マスコミでも。地方分権推進委員会の第4次勧告が一応終結したということで、また新しい委員会を立ち上げるような話もありますけれども、その中で、その後どのように進んでいくのかということが、我々は非常に今興味を持っているわけですね、地方行政に携わる者にとっては。そういうふうに非常に興味を持っているわけですが、先ほどから町長はずっと言っていますけれども、交付税の細部にわたって幾つかの質問をしたいと思うのですけれども、これは自立圏のときに、総務省の方の名前は忘れたけれども、その人の説明会の中で話したことを皆さんも覚えていると思うのです。交付税というのは、人口が減ると、どんどん減っていくのですよと、当たり前なのですよね。そうすると、今長瀬町の人口がどんどん、どんどん減っていますよね。来年あたり恐らく8,000を切るでしょう、このままいけば。

そこで、先ほど2番議員の話も出ましたけれども、若者定住者の促進事業、土地のね。そういうものについては、これは率先して、はっきり言って、積極的にやっていただきたいと思います。それはなぜかという、他町村の例を出しては失礼なのですが、よく話題に上るのが、議長と副議長で行って来ました、下伊那郡の下條村、今四千四、五百人、どんどんふえているのですね。これは子供に対する手当がすごくいいわけですよ、地域的な問題はありますよ、長野の南のほうですから。あるけれども、そういうことを政策としてやってどんどんふえている。職員が35人とか言っていましたね。35人で、うまい方法を使っているのですね。どうしても間に合わないところというのは、退職者を雇って、パート的な使い方をしているのですね、専門家ですから。そういうふうなこともやって職員を減らした。15年ぐらいかかったらしいです、35人にするのに。六十数人いて半分近く減らした。それで何の遜色もなく機能していますということを経理課長が平然として言うわけですよ。そういう中で、人口がふえていきます。当然交付税がふえてくる。

そこで、総務課長にちょっとお聞きしたいのですけれども、例えば交付税が、基準財政需要額で1人人口が減ると幾らぐらい減らされるのか。あるいはまた収入額の中に、私の聞く範囲ですと、財産を売却した場合には、それは100%交付税に算入されないということらしいですけれども、税金が1億円ふえました、仮定ですよ。実際7,500万円は、単純計算ですからね、まだいろいろなそこに計算があって、理論的数値なんてあるそうですけれども、その7,500万円は算入されてしまうのですね、収入額の中に。そういう問題も含めて、例えば税金に対する算定のあれがわかったら、ちょっと教えてください。私勉強のためにひとつお聞きしたいので。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 交付税の基準財政需要額を算定するに当たっては、人口をもとにするものが、

かなりの数あるのですけれども、それぞれの人口に対して単価とかまちまちですので、1人減ったから幾らというのは、すぐすぐは出ないのですけれども、人口算定の基礎にしているものが相当数あります。今回の事業仕分けの意見の中にも、人口が少ないところに重点配分をというような意見もあるようです。見直しを抜本的にしろというような意見もあるようなので、予想としてはふえるのではないかという気持ちはあるのですけれども、まだ何とも言えない状況です。例年ですと、国でつくる地方財政の計画を年明けに説明してくれるのですけれども、例年ですと、1月半ばごろには、そういう説明を県のほうでしてくれているのですけれども、今回はどうなるか、ちょっとその辺もわからない状況です。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今希望的なあれを答弁いただいたのですけれども、実際問題として、人口が減るということはどういうものか。大滝なんかも最盛期に2,800人ぐらいいたのですね。それが今1,200人切っていると思うのですよ。そういう中で秩父市と合併したわけですが、これは非常に重荷になっただろうと思います、秩父市は多分。そういうことで、合併がいいか悪いかということは、ここで論ずるわけにはいきませんが、今言われたように需要額の十五、六項目の中で人口比率なのですよ、人口が1人減るとどんどん減っていくという。なぜそんなことを言うのかということ、総務省の方がそれを言ったので、ちょっと覚えているのですよ、全協室で説明したときに。それで、いろいろ調べてみたら、確かにそうなのですね。そうすると、人口が減るとことは、財政のパイがどんどん、どんどん減ってくるということなのです、早く言えば。では、どうしたらいいかということは、税金を伸ばすことなのですよ。税金を伸ばすということが、仮に25%使えれば、その減る分だけふやせば安定した財源が保てるということで、その辺を土地を売却するときにも、これからどんどん、どんどん単価は下がっていくと思います。まだ土地の単価がね。そういう中で財政にどの程度寄与するのかということ、それはひとつ慎重に考えていただきたい。

それから、いま一つ、ちょっと聞き忘れたのですけれども、さっき町有財産のことについて言っていましたけれども、根岸団地のほうは、あれはどういうふうなあれになっているのですか。補助事業でやって、あそこはどうなのですか、町の純然たる所有として処分できるのですか、どうですか。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） 根岸団地につきましては、前もお答えしていると思いますけれども、国庫補助をいただいている関係で、まだ若干国庫補助が残っていると思います。ただ、その補助を返しても、それを処分したほうが町のためになるのであれば、そのほうがいいので、今職員に若者定住促進なり、工場誘致なり使える土地ですから、検討するように指示は今出しております。ただ、ここでも前の議員さんのときにいろいろお話が出ましたが、虫食い状態のもので、工場よりも若者定住の事業のほうが向いているのではないかなと。それと、ストック活用計画というので、根岸団地が建てかえ住宅になっているのです。そこを起点にして町営住宅の事業をいろいろ進めるといような計画になっているのですから、今ストック活用計画の変更ですか、それを今させているところでございます。それができれば、根岸団地につきましては、町の純然たる普通財産として処分できるようになると思います。

以上でございます。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって、町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（齊藤 實君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第56号から議案第65号までの10件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第56号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第5、議案第56号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第56号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

職員の特別休暇について、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第56号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、職員の1日の勤務時間が8時間から7時間45分に改正されたことに伴い、関係法令の一部改正により、職員の特別休暇について、その一部を改正するものでございます。

参考資料の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例新旧対照表をごらんください。第14条、特別休暇でございます。今回改正する特別休暇は、第14条第2項の第13号から第15号に限るものでございます。第3項につきましては、改正案のように第13号から第15号を、第14条の中では「特定休暇」と呼ぶというものでございます。

また、第3項にただし書きで、「ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。」を追加するものでございます。これは第3項中休暇の単価は1日または1時間とするとございますが、職員の1日の勤務時間が8時間から7時間45分に改正されたことにより、時間単位で休暇をとった場合、45分残ってしまいますので、1時間未満の端数であるときは、すべてを使用することができるというものに改正する

ものでございます。

新旧対照表の裏面をごらんいただきたいと思います。第4項につきましては、第2項第13号から第15号を「特定休暇」に改めるというものでございます。

第5項につきましては、第2条第13号から第15号を「特定休暇」に改めることと、当該各号に「掲げる時間」を「定める時間」に、休暇の時間について「8時間」を「7時間45分」にそれぞれ改めるものでございます。

以上が、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第56号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。



◎議案第57号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第6、議案第57号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第57号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 議案第57号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の

一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、地方公務員である船員のうち再任用短時間勤務職員について、これまで船員保険法が適用されていましたが、船員保険制度の改正を受け、常勤の地方公務員である船員と同様、地方公務員災害補償法の規定に基づく補償を行うこととしたため、改正するものでございます。長瀬町には該当のない部分の改正でございますが、国や県からの参考資料をもとに同じように改正しておきたいということから、改正を行うものでございます。

参考資料の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表をごらんください。第16条中「第45条、第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）」を「第45条及び第46条」に改めるものでございます。

第46条の2は、地方公務員災害補償法で船員の再任用短時間勤務職員について規定しているものでございます。

以上が、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第57号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。



◎議案第58号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第7、議案第58号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第58号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

保険料に係る延滞金の割合の軽減期間を延長する必要がありますので、この案を提出するものでありま

す。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第58号 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、現下の厳しい経済情勢の影響を受け、保険料の支払いに困窮している被保険者等に配慮する観点から、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成22年1月1日から施行されることに伴い、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、この案を提出させていただいたものでございます。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。新旧対照表をごらんください。第6条の延滞金でございますが、納期限後に保険料を納付する場合には納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて年14.6%の延滞金を納めていただくことになっておりますが、1カ月を経過するまでは年7.3%の軽減利率が設けられております。この軽減利率の適用期間を「1カ月」から「3カ月」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は平成22年1月1日から施行するとするものでございます。また、改正後の延滞金の規定は、1月1日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料の延滞金については、従前の例によるものとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 1つ聞いておきたい。

要するに後期高齢者医療について年金から天引きされている、65歳以上から74歳までは前期高齢者ということで、75歳からは後期高齢者という肩書をつけられて、年金から天引きされるのです。それで、この問題については、今どういう状況なのかについて、町としては、年金から天引きされない人もいと聞いておりますけれども、どういう状況なのか。町民が今国民年金の場合、先ほど言ったように本当に少ない年金から天引きされれば残ったのは幾らでもないのですよね。そういう問題で、どういうふうに把握しているのですか、前期高齢者、後期高齢者、どういう状態なのか説明できますか。町民で払えないような人が、これからふえると思うのですよ。だって、さっき言ったように、来年度からは、また続ければ、高齢者がふえる割合について、保険料が取られるのですから、ちょっと説明してください。

○議長（齊藤 實君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

前期高齢者は65歳から74歳まで、それから後期高齢者は75歳からとなっております。今回こちらは後期高齢者医療のほうということですので、75歳以上の方が該当するわけです。年金から天引きされているのは、これだけではなくて、介護保険のほうも年金から天引きされておまして、こちらは65歳以上の方が天引きされております。介護もそうなのですが、後期高齢者医療のほうの関係では、年額18万円以下の方は普通徴収ということになっております。あと75歳、介護ですと65歳になった年は、社会保険庁のほうにその方の税額をすぐお知らせすることができませんので、6カ月ないしは1年ということでもないので

すけれども、ある一定の期間、社会保険庁のほうに連絡が行って、事務処理をするのに期間が必要になります。それですので、その該当の年度は、普通徴収という扱いになります。一般的に保険料は、介護もですが、年金から徴収ということになっておりますので、中にはうっかりされて、通知が行きましても、うっかりされて、年金から引かれるだろうということで、そのまま置いてしまう方もおりますので、町のほうとしましては、そういう方が出ないように納付の催告などやっておりますけれども、どうしても中には延滞金がつくような片も出てまいります。

参考までなのですが、去年は1人、ことしは、これは実人数なのですがすけれども、今のところ3人となっております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第58号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。



◎議案第59号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第8、議案第59号 長瀬町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第59号 長瀬町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

埼玉県在宅重度心身障害者手当支給事業の制度の変更に伴い、関係規定を改正したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第59号 長瀬町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条

例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げましたとおり、平成22年1月から埼玉県在宅重度心身障害者手当支給制度の変更により、支給対象者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者や超重症心身障害児を新たに加えるとともに、65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方は高齢者施策で対応するとの考えから、支給対象者から除くこととするため、条例の一部を改正させていただくものでございます。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。まず、第2条の対象者でございますが、第1号から第5号まで、障害者の対象者を掲げてありますが、新たに第3号といたしまして、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者と、第6号として超重症心身障害児と町長が認める者を加えるものでございます。

次に、第3条、受給資格等でございますが、受給資格のある方のうち施設に入所している方や、ほかの手当を受けている方は除くこととするものですが、第1項第2号にただし書きとして、「第2条第6号に追加した超重症心身障害児については、この限りではない」を加え、超重症心身障害児については、ほかの手当を受給していても手当を支給するとするものでございます。

また、第4号は、新たに65歳以上で手帳を取得した方は、この手当の該当から除くこととし、例外として65歳に達する日現在既に手当を受給している方や12月31日時点で受給している方、また既に受給資格のある方の中で、第1号から第3号の理由で支給を制限されていた方で、その事由に該当しなくなった方は支給することとするものでございます。

また、別表といたしまして、一部改正条例の後ろをごらんいただきたいと思いますと思いますが、超重症心身障害児の説明を掲載するものでございます。超重症心身障害児とは、身体障害者手帳の1級か2級所持者で、療育手帳のマルAかAに該当するか、児童相談所長等が最重度または重度であると判定した20歳未満の重症心身障害児のうち人工呼吸器管理等が必要となる障害児で、具体的には下のスコア表のスコアが25点以上となる障害児のことでございます。

次に、附則でございますが、この条例は平成22年1月1日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第59号 長瀬町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。



◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第9、議案第60号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第60号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。
介護保険料の延滞金に係る規定について所要の軽減措置を行いたいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第60号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほどの後期高齢者医療に関する条例の一部改正と同じく、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、介護保険料の延滞金に係る規定について所要の軽減措置をしたいので、この案を提出させていただいたものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんください。第7条の延滞金でございますが、第1項は納期限後に保険料を納付する場合の延滞金の計算は、町の税条例を準用しておりましたが、新たに延滞金の利率等を明記することとし、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて年14.6%で計算した額を納めていただくものですが、納期限の翌日から3カ月を経過するまでは年7.3%の軽減利率で計算した延滞金を納めてもらうこととするものでございます。また、括弧書きにつきましては、督促基準割合が7.3%に満たない場合は、その年中は、その満たない割合で計算して納めてもらうものでございます。

次に、第3項は、延滞金の計算は、納付金額が2,000円未満のときは、その額とし、2,000円以上のときは、1,000円未満の端数は切り捨てて計算するものでございます。

次の第4項は、計算した延滞金が1,000円未満のときはその全額を、1,000円以上で100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てたものを延滞金の確定額とするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は平成22年1月1日から施行するものでございます。また、改正後の延滞金の規定は、1月1日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料の延滞金については、従前の例によるものとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第60号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。



◎議案第61号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第10、議案第61号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第61号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,348万9,000円を追加して、歳入歳出の総額を32億5,998万3,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では、国庫負担金、県負担金、県補助金、財産運用収入、寄附金、基金繰入金の増額、歳出は、議会費、総務管理費、社会福祉費、公衆衛生費、林業費、商工費、道路橋梁費、河川費、社会教育費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第61号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,348万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億5,998万3,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費でございますが、6ページをごらんください。款9消防費の全国瞬時警報システム整備促進事業でございますが、これは緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報等対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を国民に瞬時に伝達するため、全額国費により、全国瞬時警報システム、Jア

ラートと呼ばれるものを市町村に整備していくというものでございますが、国の整備作業のスケジュールから、年度内に完了することができないため、繰り越しするものでございます。

また、款6農林水産業費の宝登山「四季の丘」公園整備事業ですが、俳句の会から宝登山「四季の丘」への臘梅の植栽に使用してもらいたい旨、寄附をいただきましたが、年度内に植栽することが困難なため、繰り越しするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。11ページ、12ページをごらんください。まず、歳入ですが、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金につきましては、節1社会福祉費国庫負担金は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の報酬改定や利用者増により国庫負担金が増額交付されるものでございます。次の節2保険基盤安定国庫負担金は、国民健康保険特別会計への保険者支援分の法定繰出金が増加するため、国庫負担金が増額交付されるものでございます。

次に、款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金につきましては、節1社会福祉費県負担金は障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の報酬改定や利用者増により増額交付されるものでございます。節2保険基盤安定県負担金は、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の保険者支援分の法定繰出金が増額するため、県負担金が増額交付されるものでございます。

次に、項2県補助金、目1民生費県補助金につきましては、心身障害者地域デイケア事業及び生活ホーム事業の基準額の見直しが行われたことにより増額するものでございます。

次の目2衛生費県補助金につきましては、健康診査の対象者拡大のための保健事業費等県補助金の増額と新型インフルエンザ対策事業のための県補助金の増額でございます。

目3労働費県補助金につきましては、埼玉県緊急雇用創出基金事業により、新たに2事業を実施するため、県補助金を受け入れるものでございます。

目9消防費県補助金につきましては、経済危機対策に基づいた国の平成21年度の補正予算において防災情報通信設備事業交付金を新設し、全額国費により全国瞬時警報システム、Jアラートを市町村に整備するため、県を通して交付されるものでございます。

款16財産収入、項1財産運用収入、目2基金利子につきましては、財政調整基金の定期預金による運用益でございます。

款17寄附金、項1寄附金、目1農林水産業費寄附金につきましては、俳句の会から宝登山「四季の丘」への臘梅の植栽に使用してもらいたい旨、寄附をいただいたものでございます。

款21繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金でございますが、今回補正の歳出に対する歳入不足額を繰り入れるものでございます。

以上が歳入の補正の内容でございます。

15、16ページをごらんください。歳出の補正の内容をご説明いたします。まず、款1議会費、項1議会費、目1議会費につきましては、議会会議録の調製及び印刷製本の費用に不足が見込まれるため、印刷製本費を増額するものでございます。

次の款2総務費、項1総務管理費、目4財政調整基金費につきましては、財政調整基金の定期預金による運用益が生じたので、積立金を増額するものでございます。

目9自治振興対策費につきましては、防犯灯の修繕が当初の見込み以上に発生しているため、修繕費の不足が見込まれるので、増額するものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費につきましては、節13委託料と節19負担金、補助及

び交付金のうちの生活ホーム事業補助金は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の報酬改定に伴い、心身障害者地域デイケア事業及び生活ホーム事業の基準額の見直しが行われたことによる増額でございます。また、節19のうちの介護給付費・訓練等給付費負担金は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の報酬改定とサービス利用者の増により増額となるものでございます。

目3 社会保険費につきましては、国民健康保険特別会計への保険基盤安定の繰出金に不足が生じるため増額するものでございます。

目4 老人保険費につきましては、後期高齢者医療特別会計への保険基盤安定の繰出金に不足が生じるため増額するものでございます。

次に、款4 衛生費、項4 公衆衛生費、目1 予防費につきましては、節11 需用費、それから節13 委託料の電算処理業務委託料、それと新型インフルエンザワクチン接種委託料、それから節19 負担金、補助及び交付金は新型インフルエンザの感染拡大防止を図るため、マスクや消毒剤の消耗品の購入や住民税非課税世帯、被保護世帯などの負担軽減該当者に対し、その費用負担を軽減するための費用でございます。また、節12 役務費、節13 委託料のうちの特健診対象外者健診委託料は、医療保険未加入者である生活保護受給者及び年度途中の医療保険の資格移動があった者については特定健診の対象外となるため、特定健診と同様の健診を実施するための費用でございます。

次に、款6 農林水産業費、項2 林業費でございますが、次のページをお願いいたします。目1 林業総務費につきましては、寄附を受けて実施いたします宝登山「四季の丘」へ植栽する臘梅の苗木を購入するものでございます。

款7 商工費、項1 商工費、目2 観光費につきましては、埼玉県緊急雇用創出基金を利用して長瀨観光のシンボルである桜について、現在観光スポットである野土山の桜と新たな桜の名所である権田山の桜の環境整備を行うことと、年々長瀨町へ訪れる外国人観光客が増加していることから、外国人観光客のニーズに対応するための観光データを整備し、誘客事業を推進するための調査を実施するものでございます。

次に、款8 土木費、項1 道路橋梁費、目2 道路維持費につきましては、節13 委託料は、幹線26号線橋梁、いわゆる金石水管橋でございますが、これの点検を行うものでございます。近年、災害などで橋梁倒壊が起こっており、橋梁の調査が必要となっておりますが、町道で唯一1級河川荒川にかかっている金石水管橋は、今年度舗装工事を実施しており、点検に必要な足場等も架設され、同時期に点検することにより、経費の削減等も可能なため、実施するものでございます。また、節15 工事請負費は、幹線27号線と本中42号線の交差する部分の横断溝などの工事でございます。幹線27号線は、長瀨町の商工会前の通りでございます。それから斉藤石粉さんのほうへ抜ける道でございますか、その道路と本中42号線、これはその道路から高橋工務店さんのほうへ通じる道路でございますが、この交差点の改修でございます。

目4 まちづくり推進費につきましては、若者定住促進宅地分譲事業で分譲した宅地につきまして、購入者から住宅建設が困難となったため分譲地の買い戻しの申し出があり、それを受けて買い戻すものでございます。

項2 河川費、目1 河川総務費につきましては、大堀に堆積した土砂を撤去する費用でございます。

款9 消防費、項1 消防費、目4 防災対策費につきましては、緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報等対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を国民に瞬時に伝達するため、全国瞬時警報システムを市町村に整備するもので、長瀨町でも防災行政無線と接続するため、受信機受動装置起動の設置や、今年度入れかえをいたします防災行政無線親局操作卓の改修を行うものでございます。

款10教育費、項6 社会教育費、目2 公民館費につきましては、老朽化し、故障している陶芸用の窯の購入や陶芸用窯の電源工事、浄化槽フロアの交換修繕工事でございます。

以上が、今回補正をさせていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

緊急雇用創出事業の1,417万5,000円、この使い道ですけれども、魅力ある観光地整備業務委託料、これはシルバーを使ってというお話でございますけれども、外国人誘客調査業務委託料、これは観光データをつくるということですが、これは町内の方がやられるのですか、それとも町外の方がやられるのですか。それと、データということですので、どのくらいの人が来るとか、いろいろなことを調べるのだと思いますけれども、どの程度のことを調べるのだから、それをお伺いしたいと思います。

それから、工事請負費ですけれども、幹線27号線、本中42号線の補修工事が始まるということですが、高砂保育園から齊藤石粉さんのところへ抜けるあの道は、その後の進捗状況はどうなっていますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 大澤議員さんの質問にお答えいたします。

まず、外国人の誘客の調査の事業の関係でございますが、長瀬町の観光において、近年、外国人の観光客が増加しているということで、国内外の外国人の方に長瀬町がどのように紹介されているかというふうなことを調査する目的で、インターネット等が中心になるかと思っておりますけれども、そういった情報を調査するという形の事業でございます。雇用するスタッフにつきましては、外国語が堪能で、日常会話等ができる方をハローワークや観光協会のホームページで募集するというのを念頭にしております。そのスタッフは、英語と中国語、韓国語を話す方が外国人では多いということで、その3カ国語を中心にできる方をおおむね6名程度募集しまして、調査内容としては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、諸外国の旅行関係のホームページや書籍、または直接旅行会社の実態等を調査させていただきまして、旅行内容の実態を把握することを目的としまして、次への観光のステップにつなげるということを目的に調査を実施して、その調査の結果をもとに、次の外国人観光客の誘客につなげていこうという事業でございます。県の緊急雇用対策事業に該当するものとして10分の10の補助金をいただくという形でございます。これにつきましても、地域振興センターのほうと事前の打ち合わせ等は済んでいるところでございます。この事業については以上でございます。

それと、工事の関係でございますが、先ほどの幹線27号線と本中42号線の工事の関係につきましては、先ほど総務課長のほうで申し上げたとおりの場所でございます。それと、先ほどご指摘の高砂保育園のほうに入っていく道路の関係でございますけれども、あそこの道路につきましては、以前も道路改良について、道路の説明会だとか、地権者を集めての集会を2回ほど開かせていただいたわけでございますけれども、一部地権者が、どうしても立ち会っていただけないということがありまして、なかなか実現しなかったところでございますけれども、今回あの道路につきましても、いい方向が見出せてくるのではないかと、いうふうに思っております。今回やる工事の場所と、できなかったところの地権者の場所が、同じ方が所有しているということもありますので、その辺のところも考慮しまして、今回こちらも工事を実施させて

いただくという形で進んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 外国人誘客調査業務委託料ですけれども、県のほうと相談をして、この調査に使ってもよいだろうということで、今回出たというお話でございますので、これに反対しようというものではないですけれども、今の不況というのですかね、社会状況を勘案する中で、例えば月6万円で10カ月半ですか、63万円で1人仕事をしていただければ10人の雇用につながるという、そういう助成というか、主婦からしますと、細かい計算をいたしまして、働き口がないという方が大勢いる中で、そういうことが可能なのではないかなという思いが私はしております。

それから、定住自立圏の中にも観光客に対する、これからどうやっていこうかという相談をやられるというお話も伺っております。そういった中で、そちらのほうに組み込みができなかったのかなという思いがしておりますけれども、いずれにしても今回この予算を通さなければならない状況の中で、でき得れば長瀬町の人たちをぜひ優先的に、多分長瀬の方でも3カ国語が堪能だという方もいらっしゃると思います。そういったことも勘案しながら、3カ国語が同時にできなくても1カ国語でもいいのしょうから、勘案しながら、ぜひ町内の人を使っていただけたらありがたいと思っています。

それから、高砂保育園に通ずる道ですけれども、これも南側の地権者は、うちのほうの土地をどんどん出すからやってほしいというお話を以前から聞いております。ただ、北側のほうの地主が、なかなか言うことを聞かないというお話ですけれども、今回やられるところも、その地主さんも入っていらっしゃるようですので、今回この対応によって、また違ってくるかなという思いがしておりますけれども、慎重にやりながら、あの道もぜひやってほしいと思うのです。本当にでこぼこ道で、聞くところによりますと、子供さんの通学道路になっているというお話ですけれども、雨でも降りますと、気の毒のような道なものですから、なるべく早くやってほしいなという思いがしておりますけれども、そういった中で、今回ぜひ手がつけられるように努力をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 16ページです。総務費の中に施設修繕費、これはこの間の説明の中では25万円組まれて、防犯灯ということで、施設修繕費ですね。これはどこの防犯灯で25万円かけてやるのか。今防犯灯といっても、長瀬町ではいろいろな防犯灯がありますけれども、まだまだ町の中が暗い、夜中に通ってみて暗いところがいっぱいありますけれども、これはどのような修繕費なのか、答えていただきたいと思います。

16ページのその下で、委託料で特定健診対象外者健診委託料、これは、この間の中で生活保護者に対する、インフルエンザに対して健診の委託料だということで、今生活保護者はどういう状況なのか。この間NHKのテレビで、生活保護の人たちが今物すごくふえていると。それで、その生活保護の人たちに対する要求は強いわけですけれども、いろいろな問題が出ております。どのような状況なのか。これから若者も含めて、収入がないのですから、生活保護の受給申請者がいっぱい出ると思うのですけれども、長瀬の状況について、ちょっと説明してもらいたいと思います。

次に、18ページ、先ほど7番議員が言いましたように緊急雇用対策ということで、魅力ある観光地整備業務委託料、これは野土山と権田山に桜の木を植えるというような、整備するというで787万5,000円、

そのほかに先ほど7番議員が言いましたように外国人を、6名で、ハローワークに行つて。私が言いたいのは、7番議員と同じように今本当に仕事がなく、困っている人が全国津々浦々、長瀬町でもいます。だんなさんがリストラに遭つて、ろくな仕事がないので、奥さんも働いているけれども、それでも仕事がないと。雇用問題については、特に野土山と桜の通り抜けの問題では787万5,000円ということで、この問題については、シルバーに登録している人は仕事があるかもしれませんが、本当に困っている人たちは、なかなか仕事にありつけないということで、町民の方で困っている人に対する仕事をやってほしいということで、あと630万円の、外国人の観光客がふえているということで、確かに英語や中国語や韓国語がしゃべれる人というのは少ないですから、雇用促進につながるのかというような疑問もあります。そういう意味で、これの桜の委託料も、シルバーの問題ではなくて、本当に困っている人と、あと外国人の問題もしてほしいのですけれども、それについて再度質問します。

あと、まちづくり推進費で土地購入費936万6,000円ということで組んでおります。これは蔵宮町営住宅で、買ったのですけれども、私の知っている範囲では、町営住宅の中に高く建てられて、日当たりも悪いし、どうせならお金を返してもらいたいということですが、この問題では、野放図に、ちゃんとしたことをやらなかったもので、広い土地ではありませんから、高く建てられれば、裏の人は、こんなふうではなかったということになってしまうわけですね。この土地を返したお金については、また募集するのでしょうか、どういう状態なのか。

最後の委託料611万円、これは国からJアラートといて、弾道ミサイルがきたりとか、あと地震のために全国津々浦々に国から予算がついたと思うのですけれども、それではこれの質問なのですけれども、今度は国が命令すれば、同じような時間帯に、全国津々浦々に警報装置が鳴るとか、もう少し詳しく説明願いたいと思います。今問題なのは、瞬時にちゃんとできるのかという心配もしています。誤った情報がやられれば本当に困ってしまう問題で、ここのところの兼ね合いについて説明願いたいと思います。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） まず、最初の防犯灯の関係でございますが、これにつきましては施設が老朽化しておりまして、球切れの交換だけでなく、自動点滅器などの交換も置かなくてはならない箇所もふえてきておりまして、どこの場所ということではなくて、現在既に平成20年度中に実施した箇所数が達してきておりますので、今後そういう状況になったときに予算がないと修繕もできませんので、補正をお願いしているわけでございます。それと、必要性のなくなった防犯灯等あれば、それは移設したり、撤去したりして、維持管理費の節減に努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

それから、全国瞬時警報システムにつきましては、これは消防庁から人工衛星を通じて地震ですとか、さっき言ったような津波だとか、弾道ミサイルだとかというような状況になった場合、瞬時に都道府県、市町村に放送するというようなもので、物によって全国一斉になるか、地域によって、関東だとか、どこだとかというようなことにはなるとは思いますが、国が必要であると思ふ範囲に消防庁のほうから都道府県、市町村にその情報が伝わるという内容のものでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 款4衛生費の目1予防費の中の節13委託料の特定健診対象外者健診委託料でございますけれども、こちら76万2,000円は、生保の受給者と年度途中で後期高齢者医療制度に加入さ

れた75歳の方の健診を対象としております。生活保護受給者の方は、医療保険に属していないのと、後期に加入したばかりのときは該当にならないということで、漏れのないように今回補正をさせていただくものでございます。渡辺議員さんのご質問の生保者の現在の状況ということでございますが、現在24世帯、49の方が該当しております。増加とか、そういう状況ですが、特に長瀬町の場合は、それほど不況の影響で続々ととか、そういうふうなことはございませんで、逆に何年か前よりは減っているような状況でございます。相談に見えました場合は、親切丁寧に相談に応じて県のほうへ進達するようにさせていただきます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） ご質問にお答えいたします。

まず、魅力ある観光地整備業務委託料と外国人誘客調査業務委託料でございますが、こちらのスタッフ、働く方の募集につきましては、ハローワーク等を通じて募集をかける予定になってございます。まず、魅力ある観光のほうは、先ほど申し上げましたように6名でございます。

〔何事か言う人あり〕

○地域整備観光課長（染野真弘君） 失礼しました。外国人のほうは6名でございます。同じく魅力ある観光地づくり事業についても6名の作業員を募集をかける予定になっておりまして、魅力ある観光地づくり事業のほうでございますが、野土山の桜の木の伐採を大体150本程度行う予定でございますけれども、そのほかに野土山の中に散策路を約600メートルつくる予定になっております。それと、権田山の伐採、下草刈りもやっていただいておりますけれども、その場所もかなり広いということもありまして、10ヘクタール弱、あそこも借りている土地があるということでございますので、そのところも実施するということと、あともう一つ、通り抜けの桜の一番上部のところ、木が大分大きくなって、ヤエザクラのほうにかかっているということで、あの一番上の木がかかっている部分のところも伐採するという計画になってございます。この事業については以上でございます。

あと、土地の購入費の関係でございますけれども、平成19年度に若者定住対策宅地分譲地としまして分譲しました蔵宮分譲地の区画3番の土地でございますけれども、3年以内に住宅建設が困難になったということで、理由は、金銭的な理由により住宅の建築が困難になったというふうな申し出によりまして、買い戻しの申し出がございまして、買い戻し権があそこは付与されておりますので、それに基づきまして宅地の買い戻しを実施するというところでございます。買い戻した土地につきましては、新たに宅地分譲地という形で、若者定住促進事業を使いまして、売却をする予定になってございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 回答になっていないのですよ。というのは、野土山の桜で、ああいう大金をかけて、緊急雇用ということで計画したと思っておりますけれども、今さっき言ったように6人の伐採だけだというと、6人の人たちに任せるといふ野土山と権田山の通り抜けの桜がね。これだけの大金を使って、787万5,000円を使ってやるには、私はちょっと不満です。どうせ予算は、補正ですから通ってしまうだろうけれども、もっと本当に困っている人の仕事を見つけるということを優先してもらいたかったのです。ですから、困った問題だと思っております。

あと、もう一つは、町営住宅が、せっかく買った土地、936万円を返すかというのは、単なるお金の工

面ができなかったばかりではなく、今問題になっているのは、あの狭い土地に、買った人があれだけの高い建物を建てれば、結局こんなふうでなかったとなるのは当然だと思うのですよ。だから、そういう問題で、何となくやり方が、せっかく土地を買ったのに返しますというのではもったいないと思うので、長瀬に住みついてもらいたい人が返したという問題はあると思うのですよ。実際見てもらえばわかるとおり、私は不満ですけども、そういうことで回答にならない回答なのですけども、なぜ返したかということまで考えないとならないと思います。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今渡辺議員が言っていた、土地購入費で買い戻しでということなのですけども、何か当局の回答ですと、お金がなくなったのか、お金の工面がつかないのかというようなお話でしたが、渡辺議員が言っている中身を聞いていくと、これは前の土地にでかいものができてしまって、後ろの土地に家を建てても日陰になってしまってどうしようもない。要するに地形が、最初のときは地面が平べったくて物がなからわからないのだけれども、いざ前の土地に家をつくってしまったら、後ろで後つくろうとしたら、後ろの家は日陰になってしまって日照が悪くてだめだと、こういうようなニュアンスのことも言っているわけですけども、そこら辺は事実をきちっとつかんで、後で売ろうとしたって、あの土地がキャンセルを食ったというのは何でだいという話になれば、当然同じ価格では売れなくなってしまふとか、そういうことが起きると思うのです。ですから、その辺のことをよく勘案してもらって、こういうことをやらないと、やったがやったにならない。お金をかけてやっているわけですよ。ただ、土地ですから、なくなってしまうから、格好としては残るでしょうけれども、お金をかけてやっても、効果が半減するということになるわけね。ですから、この辺はきちんと調査をしてみて、この質問に答えてください。

それから、もう一つは、幹線26号線橋梁点検業務委託料というやつがありますけれども、これは水管橋の塗装工事に便乗してやるというお話ですが、これは前から水道企業団でも早く手入れしてもらわないということをお願いしていたことが、長瀬町がやる話になったわけですけども、この126万円という内容は、どういう点検をするのか。鉄とコンクリートでできている橋だと思えますよね、あの橋は。外部から見て、目視、あるいはハンマーでたたいてみてやるのか、レントゲン等の機器を用いて亀裂探傷をやるのか。亀裂探傷というのは、いろいろな方法があるのです。一番優秀な方法はレントゲンで見る方法が一番いいですけども、そのほかはカラー着色方法なんていうものもあります。ペンキを塗ってからカラー着色やろうといたってだめなのですよ、埋まってしまうから。この点検方法はいかがな方法なのか、その2つをお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

若者定住促進対策事業の土地のキャンセルの関係でございまして、こちらのほうに提出されております書類で、正式な形で出されているものなのですけども、それにつきましては、自己住宅の建設を予定していましたが、金銭的な理由により建設が困難になったためという形で、分譲宅地と給水装置の買い戻し依頼書という形で、こちらに出てきておまして、一番最初、そここのところを購入したいというふうに、この方が申し出た場所につきましては1人しか応募がなかったものですから、その方にすぐ決まっ

たという形の土地でございまして、この方も事業をやっているという、サラリーマンではない方なのですが、そういった金銭的な理由があったということで、理解をしていたわけでございますけれども、そういう形で3年以内に住宅の着工が無理だということだったものですから、依頼書を受け付けいたしまして、手続をとらせていただいたということでございます。確かに前のところに家ができていますので、冬場になりますと、日がかなり南のほうに行く関係がありますので、日陰になるということもあろうかと思っておりますので、その辺のところは、またよく確かめてみたいと思っております。よろしくお願いたします。

あと、もう一点、水管橋の点検業務の関係なのですが、最近の報道により、橋梁からボルトやコンクリートなどが落下している事例が多く見られるということで、大事故につながる危険性が指摘されているところでございますが、水管橋につきましては、昭和56年の建設から27年余りが経過しているということもありまして、国では平成25年度までの支援期間として、従来の事後的な修繕及びかけかえから予防的な修繕及び計画的なかけかえへと転換を図っておりまして、橋等の長寿命化修繕計画を策定する市町村に対して費用の2分の1を補助するというふうなことでやっているところでございます。今回の点検業務の内容をどのようにやるかということでございますけれども、この点検業務は、橋がこういうふうにあつて、塗装するのに足場が組んであるということで、実際実施するわけでございますけれども、先ほどお話のありました、どういう機材を使ってやるというよりも、目視だとか、あとたたきだとか、そういったものを中心にやる形にはなってくるかと思っております。特に高度な形のもので実施するというふうには、こちらの方でも聞いておりませんので、そういうふうな形で実施することになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今のお話を聞いておりますと、この水管橋の点検業務委託料は、この126万円という数字が出てきたということは、業者から見積もりか何かとったのでしょうか。そうでなくてはたたき台ができないから、それでやったのでしょうかけれども、今おっしゃるようなたたきと目視だったら、足場があったら、こんなにかからないと思うのですよ。これはペンキ屋さんがやったってできるのだよね、たたきと目視ぐらいだったら。見るだけなんていうのは、だれだってできるのだよね。それで、ボルトが何本外れていたとか、ねじが緩んでいた程度の点検では、非常にお粗末な点検で、この見積もり、設計というか、これはどういう業者がやったのか、それをお知らせください。

それから、もう一件の土地購入費、表面上は、お金の工面ができないからというお話のようではございますけれども、それを一面で受け取ってやるという話になると、何年たっても売れないかもという懸念がされるわけですね。ですから、その辺は定住していただくという条件で販売するわけですから、そのときに資金計画書とか、そういうものをきちっと出してもらって、それで売却するという方法をとらないとだめですよ。その辺当局のやり方が甘かったというふうに使われます。ですから、前のときにも言いましたけれども、後から買い戻しなんていう補正が出てくるようだというお話をしたのは、このことがあったから言ったわけです。ですから、日照権が云々というようなことが出てきたということを表面的に表示しなくても、ただ、金銭的にぐあいが悪いからということになるというのは、これからは起こり得ることが考えられる。それから、その買った人が法人というふうなお話がちらっと今出ましたけれども、要するに業者が買ったのだということになると、業者はそこに住んでいるかどうかわかりませんが、本当に個人でそういう計画をきちっと出していただけないと、売ったが売ったにならないということになると思っております。

それから、その前のほうにでかい家ができたとき、どうするのだよというようなこともよく条件を調査して、買う人によく説明すると。だまされたというようなことがないように、そんなことを今後どのように考えているか。そのものをもう一回売ろうとするわけですから、恐らく1回キャンセルを食ったという話が、その買おうとする人は調査してわかってしまいますから、そうすると表面上はお金がないという話ですけれども、実質は地形が悪いという話になってしまうと、値打ちがなくなってしまうわけですね。ですから、その辺をよく説明して、これは安かったから、そこへ飛びついたかもわからないのですけれども、私は細かいことはわかりませんが、こういうものが目的をきちんと達成するように、定住自立圏構想の目的が達成するような説明とか、そういうことをやっていかないとだめだと思いますが、この辺は本当によく調べて報告をしてください。いかがですか。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） 村田議員さんのご指摘のとおり、買い戻し特約がついているのですけれども、想定するそのものが、買い主からこちらに買い戻してくれというのを想定していないのですよ。いろいろなことで、今言った盛り土の関係だとか、そういう我々が想定していなかった欠点というか、抜け穴も幾つか見えていますので、契約書の見直しだとか、規則の見直しだとか、その辺改めてしたいと思います。先ほどご指摘がありました資金計画だとか、そういう書類等は、確かに役所ですから、ちゃんと提出されているのですけれども、ただ、書類だけでオーケーということではなくて、今ご指摘のとおり、現地をよく見たり、今回のいい事例ですから、盛り土で日陰になるようなことがあれば、その辺の対処も今後考えていかないと、まだ売る物件はあるわけですから、検討していきたいと思います。今回は特に反省点がいっぱいありますので、検証させていただきます。

それから、水管橋の関係なのですけれども、私も資料を持っていないものですから、後日でよければ後日、休憩が入れば、その間に持ってきたと思いますので、それでご了解いただきたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 言うなれば失態が出てきたわけです。町長は、このことに関してどういうお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 具体的なことについてはわかっておりませんが、今お話を聞いていますと、前の高い建物の後ろだというふうに承知をしております。企業というか、会社というのは、個人の会社ですから、長瀬町に定住している人の息子さんというふうに私は思っておりましたが、資金繰りの問題でだめだという話を聞きました。今話を聞いていると、日陰になるというふうなお話は、それはどこからお聞きになったのかわかりませんが、そういうふうに言われてみると、確かに前の建物が高いということは、私もあそこだとすれば、そういうことが考えられるというふうに思います。ですから、役所としての基本的な考え方は、資金繰りをどういうふうにするか。しかし、買い戻しの特約は決まりの上でつけますよということに多分なっていたのだと思います。ですから、その辺ではいろいろなことにつきましても、そういう建物の建て方だとか、そういうことについても土地を処分する上では売り方のほうの責任ということも免れないわけだと思いますから、今話を聞いていて、これはこれからの参考にさせていただいて、ひとついい勉強をさせていただいたというふうに思って、お許しをいただいて、この処分につきましても、町のほうとしては、大きな損がないようにしっかりやっていくつもりでおります。しかし、現実の問題としては、そういうことが事実だとすれば、日陰だとか、そういうことで、今までの言うとおりの値段では、土地が

処分できないということは起こり得るだろう、こういう話はすぐ伝わりますから、そういうことがあり得るだろうなという大きな反省の上に立って、次のいろいろな処分については、しっかりした対応を立てた上でやっていただかなければいけないというふうに思います。私たちも、その責任の一端はあるわけでございまして、これを他山の石といたしまして、自分たちもお互いによく話し合いした上で計画を立てていくのが、例えば次に根岸団地だとか、そういうことになったときに、そういう問題をまた起こさないようにやっていきたいとします。これは現実の問題として、こういう状況になりましたから、お許しをいただき、お認めをいただいて、次のことからしっかりした対応をとっていきますことをお約束申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 先ほどから2人の方が、7番議員と10番議員が質問しているのですけれども、野土山の桜の伐採の最大の目的は何なのか。本数は何本なのか。あそこは松とあと雑木が残ると。私が以前、あそこは桜としては余り価値ないのかと町長に質問したときに、いや、下から見ると、あそこはすごくきれいですよという表現をしております。議事録を調べてみればわかりますけれども、私は記憶していますから。それが桜が非常に汚くなったのか。また、どうしても切らなくてもならないのか。それから、百何本なのか知りませんが、それを切るのに600万円という金がかかるのか、どこまで処理をするのか、そういうところまでお聞きしたいとします。

それと、この補正を組む、これは全部国と県の交付金というか、補助金ですよ。そうすると、私は観光に対してすごく力を入れることは非常にいいと思うのです。しかし、特に町長は今思い入れがありますから、観光に対しては。私は、今600万円という金を、そっちの整備と外国人に対する対応、それにかけると、1,114万幾らですか、そういう金を観光につぎ込むということは非常にいいことだと思う。しかし、今までの私の記憶の中では、町長は、観光立町という言葉は余り使っていなかったのですよ。



◎会議時間の延長

○議長（齊藤 實君） 質問中ですが、ここで会議時間を延長いたします。

○8番（梅村 務君） 観光立町というのは、観光で成り立つ町なのです。だから、そういうものに予算をどんどん、どんどんつぎ込んでほしいということを行ったけれども、それに対しては全くむげに断られてきた、今まで。

〔何事か言う人あり〕

○8番（梅村 務君） いや、補助金だから全部いいよ、いいよ、もらわなければ損、損というような感じでやるのもいい。いいけれども、本当の意味で観光立町にするならば、私は本当に観光に力を入れてもらいたいと思う、正直。それで、今税収がどのくらいあるか、そういう問題については、ここでは結構ですから、そういう問題の中で、私が言っていたのは、天然記念物を守る義務がありますよと言っているわけ。

観光立町とは、私は一言も言っていないのですよ。そういう意味も含めて、今の野土山の桜と費用、それが当然見積もりは出ているのでしょから、伐採と処理の問題でね。それもひとつ答えてください。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 野土山の桜を伐採するという事は、1度伐採しました。しかし、私たちも見て、遠くから見ると非常にきれいに見えるけれども、近くに行くと、枝がたわわにならないというのが専門家の意見でありました。あれは半分ぐらいに切らないと枝が下がって、その桜のきれいさというのは、より見られるのだという話があって、それで県のほうで緊急雇用だとか、そういうもので、いわゆる麻生内閣のばらまきの一環として、これをやらないかという話が来たわけです。だから、ありがたい話で、私は観光立町というのは、税制の問題からいって、まだ観光立町の状況にはなっていないということを申し上げてきています。観光業者があって、その人から町の財政を左右するような税金の納め方がいただけるようにしたいというのが、私の基本的な考え方です。そうすれば本当の観光立町になるということを私は考えたわけで、観光立町という言葉だけ言っていればいいということで、観光立町を言わなかったわけでもないし、言ったわけでもありません。そういう国というか、町の税収の根幹をなしているものが、観光業者ではないという、そういうことを私は思っておりまして、ですから観光立町という言葉を余り言わなかったというのは、その辺のことがあって申し上げたわけでありまして。

今長瀬には例年より5割増しの人に来ていて、かなり大勢のお客さんが買い物をしてきているようでありまして。しかし、これは税金を納めていただくような収入があるのか、それとも正式に申告があるのか、そういう問題まで絡んでくるわけでありまして、私たちは、この間の紅葉のライトアップのときに若い人たちと会いました。そうしましたら、どこの観光地を見に行っても非常に大勢の人たちが集まっています長瀬はいいね。私たちは、今まで終戦後、こんなに景気の悪い、観光業者が少ないというのはありませんという話をされた。ですから、そういうことを絡めて、観光立町の大きな一つの礎ができてくるだろう。それを観光協会の独立にも、そういうことが念願としてありました。そういうことから含めて、観光立町、観光立町と言え一番楽ですけれども、それを言わなかった大きなテーマは、全体の町民の税収だとか、そういう問題も含めての思いを持っていましたから、余り言えなかったと。

しかし、これは国のほうから予算をつけてくれて、ばらまきに近いような形で、例えば竹を切る、そういうようなことも向こうから押しつけという言葉は避けたいと思いますけれども、そういうようなことがいっぱいあるわけですよ。それは使わなければほかのところへ行ってしまいうわけですから、だから上手に使ったほうが私は得だと。この前、村田議員といろいろな議論がありましたよね。それは長瀬は基本的にやらないよと言え、では、ほかにも観光地はいっぱいあるのだから、やりたいと言っているところがあるのだから、それを持っていきますよという話なのです。竹を切るときなんか全くそうでした。そういうことがあるので、私の本心は、そういうことも含めての観光立町という言葉が少なかったという今の梅村議員のご指摘があれば、それはそういうことが裏にあるというふうに思っていたら結構だと思います。

しかし、これからはしっかりした、そういう補助金がうまく使えて仕事ができるのなら、それを起爆剤にして、いろいろなことについて、例えば四季の丘の植栽の問題もそうです。大勢の業者が手を挙げてくれて、それを県に仲介していただくようになりました。これはすばらしいことだ。この間、熊谷のある会合に行きましたら、よく頑張っているねと言われました。それは私がやっているのではない。みんな町民が、そういう希望を立てて木を植えているということは、将来の長瀬のためになるからやっているのだ。私たちが生きていく間にきれいな山になったねというのは見られないと思いますと言ったら、それを考え

るのだったらやらないほうがいいよと。それでもやるということがすばらしいというお褒めをいただきました。それは私は、長瀬町というのは将来、未来永劫にあるということを前提にして、この仕事をやらせてもらっています。そういうことから考えると、ご理解いただけるのではないかな。言葉だとか、いろいろな感情の行き違いだとかというのはあると思います。しかし、これからが観光立町の大きなステップを踏む、ようやく時期に来つつあるなという思いを持っているところであります。ですから、ご理解をいただければありがたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今町長の答弁を聞いたのですけれども、非常に広大、遠大な目標があると、観光に対しての思いがあるということで、大変結構だと思います。ただし、私が質問したのは何年も前なのです。それで、そのときに、いや、きれいですよと。私は、桜というのは余り意味ないのではないかという質問をしているのです。そしたら今になって気がつくわけですよ。あれから数年たっているわけだけれども、それによって枝が垂れ下がってしまったということではないと思うのですよね。それはそれでいい。いいのですけれども、今の宝登山の開発に対しても、確かにあれはきれいなものになりますよ、全山、カエデとか、でも二十何種類植えているからどうだかわかりませんが、植栽のレイアウトをだれがやっているのかわかりませんが、足助のあれは全山紅葉だそうです、行ったことはないのですけれども、愛知の。商工会議所へ聞いたみたら、そういうことらしいのですけれども、それは育て、あ、このほうがきれいだったということもあり得るでしょう。それで、町長が、そのような形で今やろうとしていることは非常に結構でございますけれども、私は町長が観光に力を入れる、今までは入れたがらないというか、無理だろうというような感覚でいつも答弁されていた。開発が始まってから、すごく積極的になってきたというふうに私は感じております。非常に結構だと思います。そういうことで、ひとつどんどん遂行してもらいたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） ちょっと聞きたいのですが、木の伐採というのは、今木を伐採するというと、太い木なら、そのの矢那瀬というところへチップ屋ができた。そのところで引き取るのだよね。例えばどういふ木を伐採して、どのくらい立米が出て、どのくらいこうだというようなものを計算したことはありますか。どんな伐採か、ちょっとお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 染野議員のご質問にお答えいたします。

伐採の方法でございますけれども、野土山の桜でございますが、大体600本ぐらい今あるのではないかとこのように考えておまして、そのうちの150本程度伐採を考えているところでございます。大きい木につきましては、桜の木というのは、薫製とかという製品にするのには非常に適していて、高価だということをお聞きしておまして、伐採した大きな木につきましては、すぐすぐチップにしてしまいますと、品質が落ちるといふようなこともあるようございまして、その辺のところは、今後どこかに積んでおいて、必要なときにチップにするとか、そういうようなことも考えているようございまして。

それと、小さい枝については、そういうことにできませんので、細かく砕く機械等がありますので、それで砕いたものを、桜に限らず、刈り払いますシノだとか、小さい木ですね、そういったものも砕いて、それを肥料として活用するように、また山に戻すような形で処理をしていくということでございまして、

その費用も今回の費用で見ているところでございます。内容については、そんなような形で、今進んでいるところなのですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） 大体業者は決まっているわけだ。そこまで話が進んでいるわけだね。これからなのかい。

〔何事か言う人あり〕

○9番（染野光谷君） それは確かに薫製にするには桜なのだよ。桜が必要なのだよ。いいのですよ。今言っていることは正しいこと。確かにチップには色が出てしまうのだよ。だから、そこまで進んでいる、進んでいなくても、例えば600本のうち150本伐採する。長瀬にも業者はいるよ。残念ながら福島金雄さんという方が、埼玉県でも指折りの木を切るほうでは有名な方だったけれども、亡くなったしまった。それで、はっきり言って、地元長瀬にも木を切る人はおります、建設屋でもなく土木屋でもなく。だから、例えばよろしいですか。私の意見も聞いてくださいよ。私も大したことはしていないけれども、いろいろ経験はしていますから。どこの建設業者にやるやらないはともかく、町の木を伐採する方に相談して、例えばだよ、これをこうだよといってあれして、それでやってもらったほうが、町の予算のないところで、容易ではないのに、いつものとおりにレールに乗った、トロッコではないけれども、いつも押して行って、うまくいったって、これが行政にヒルとかダニがくっついているから、こういうやり方で今までやってきたのだよ。

だから、よく研究してだよ、例えばこの木を切るのだから、これで幾らぐらいたんべ、こうたんべって当たって、何でも順番で、今度この仕事はこっちだ、今度はあっちだなんてやっていないで、確かにいるのだよ、木を切る人は。だから、そこをうまくね。うそではないですよ。私も、そういうことを言っただけけれども、欣教というのが皆野に議員でいて、県でも偉くなっていて、あれが松を切って、おれが小屋でいぶしていたのをうんと持ってきたよ。宝登山の切ったやつを。あとどこかから持ってくるというから、そんなには要らなかったけれども、おれは自分で処分してやって、酒の一升も持ってきなかったよ、持ってきてもらっては困ったけれども。こういうふういろいろな関係では、そういうヒルだ、ダニみたいなのがくっついているのだよ、わかりやすく言うと。だから、一応県の造林関係なら、持田欣教なんて、こんなものダニみたいなものだから、おれに言わせれば。そういう人がくっついていて、この仕事はこう、あの仕事はこうってやらせるのだよ。だから、地域だ、町だなんていうのは、何のあれもないのだよ。だから、木を切るもいいけれども、はっきり言って、これは幾らぐらいでできるというのは、おれが見たってわかる、そんなことは。だから、おれがやるとか、そういうのではなくだよ、うそではなく、そうしてくださいよ。これは順番でこうだあだしていたのでは、本当だよ、おれは聞いていて嫌になるのだから。本当に嫌になる。

○議長（齊藤 實君） ということは。

○9番（染野光谷君） だから、どういうあれするか、ちょっと聞いて終わります。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） 染野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この桜の伐採につきましては、業者に委託するわけではなくて、あそこを管理しているのが観光協会なものですから、観光協会に委託をしまして、観光協会がハローワークに募集をかけまして、ハローワークで紹介された人を雇用するという……

〔観光協会がハローワーク、そういうところから。それでやらせるわけだ〕という人あり〕

○参事（平 健司君） だから、例えば町内の人で、そういう伐採だとか、そういうすぐれた人がいて、今働いていないというようなことがあれば、そのときに募集をかけますから、登録していただければ、そこでその中に入ると。あくまでも人件費を、緊急雇用ですから、県のほうで出してくれるという事業なものですから、業者に委託してということではないのですよ。

〔それなら納得しますよ〕という人あり〕

○参事（平 健司君） だから、町内のどなたでも手があいていれば、約3カ月間、週5日ぐらい伐採に手伝ってもらえるのですけれども、6人ぐらいの人に。今6人で発表していますけれども、7人になって期間が短くなることもありますので、だからもし手があいていれば、ハローワークのほうに行って登録しておいていただければ、地元の人でもどなたでもその事業に携わることにはできると思いますので、もしお知り合いの方であれば、ハローワークのほうに登録しておいていただければありがたいと思うのですけれども、よろしくお願いします。

〔それなら了解〕という人あり〕

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第61号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後5時10分

再開 午後5時20分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第62号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第11、議案第62号 平成21年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第62号 平成21年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ940万6,000円を追加して、歳入歳出の総額を9億5,473万1,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、療養給付費交付金、一般会計繰入金の増額、歳出は、療養諸費、高額療養費、諸支出金の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要性が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第62号 平成21年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ940万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,473万1,000円とするものです。

続きまして、補正の内容についてご説明いたしますので、補正予算書の6、7ページをごらんください。最初に、歳入予算の補正内容についてご説明いたします。款6療養給付費交付金、目1療養給付費交付金でございますが、平成20年度の実績により社会保険診療報酬支払基金から追加交付されることになったものでございます。

次に、款11繰入金、目1一般会計繰入金の節1保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）と節2の同じく保険基盤安定繰入金（保険者支援分）につきましては、保険税の軽減分や低所得者を多く抱える市町村を支援するための繰り入れとして、それぞれ法定負担分に応じて繰り入れを行うものですが、当初予算に比較いたしまして変動がございますので、それぞれ増減補正を行うものでございます。

続きまして、歳出でございますが、8、9ページをごらんください。まず、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費と目3一般被保険者療養費及び項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費でございますが、一般被保険者の療養給付費や高額療養費が当初見込みより増加しており、予算に不足が見込まれるため、補正を行うものでございます。また、目5審査支払事務費につきましては、療養給付費や療養費の増加による審査支払事務費の増加のため、増額補正を行うものでございます。

次に、款11諸支出金、項1償還金及び還付金の目3償還金につきましては、平成20年度の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金額の確定により返還金が生じたものでございます。また、次の目7高額療養費特別支給金でございますが、平成20年4月から12月までの間に75歳になられた方で、1日生まれの方以外は、その誕生日は誕生日前の医療制度と誕生日以後の医療制度の2つの制度に加入されていたので、それぞれの制度の限度額が適用され、負担額が高額となる方がおりました。そのため、一定額を超えて医療費を負担していた場合は、申請により高額療養費特別支給金として支給し、負担の軽減を図るものでございます。これは今年度限りの制度でございますので、概算で計上させていただいたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第62号 平成21年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。



◎議案第63号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第12、議案第63号 平成21年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第63号 平成21年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万6,000円を追加して、歳入歳出の総額を8,250万円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では一般会計繰入金が増額、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第63号 平成21年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,250万円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容についてご説明いたしますので、6、7ページのほうをごらんください。最初に、下の3歳出でございしますが、款2後期高齢者医療広域連合納付金の目1後期高齢者医療広域連合

納付金でございますが、後期高齢者医療制度の保険料は広域連合で算定いたしますが、そのうち低所得者の保険料軽減分につきましては、県と町でそれぞれ法定割合により負担することになっており、その合算額を広域連合に納付することになっております。この広域連合からの通知によりまして、当初の予定より軽減分が増加したため、補正をお願いするものでございます。

また、これに伴いまして、上の2歳入でございますが、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の節2保険基盤安定繰入金は、広域連合への納付金の財源として法定負担分に基づき繰り入れを行わせていただくものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第63号 平成21年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。



◎議案第64号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第13、議案第64号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第64号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

住民に対する交通災害共済に関する事務に加須市を加えるため、同組合規約を変更することについて協議をしたいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ただいま説明省略の動議が提出されました。

賛成者はおりますか。

〔賛成〕という人あり〕

○議長（齊藤 實君） この動議は賛成者がおりますので、成立いたしました。

お諮りいたします。説明を省略することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案の内容等の説明は省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第64号 埼玉县市町村総合事務組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。



◎議案第65号の説明、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第14、議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（齊藤 實君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

岩田洋氏におかれましては、平成10年からご苦勞いただいておりますが、平成22年3月31日で任期満了となり、規定の年齢制限に達するため、後任の候補者の推薦について同意をお願いするものでございます。

平沼氏は、昭和45年4月より埼玉県教職員として公務につかれ、平成19年3月、退職されました。人格円満であるとともに、責任感が強く、地域の人望も厚いため、人権擁護委員として活躍が期待できるものと思われまますので、人権擁護委員候補者として推薦することについて同意をいただきたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり同意されました。



◎経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（齊藤 實君） 日程第15、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎閉会について

○議長（齊藤 實君） お諮りいたします。

今期定例会に付議された議事は、すべて終了いたしました。

会期日程は、まだ残っておりますが、本日をもって閉会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日をもって平成21年第8回定例会を閉会とすることにいたします。



◎町長あいさつ

○議長（齊藤 實君） 閉会に当たり、町長よりあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、大変お忙しい中ご出席を賜り、慎重なご審議の結果、すべての議案を原案どおり議決いただきまして、まことにありがとうございました。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案や一般質問でいただきました意見等につきましては、これを十分検討し、前向きに対応してまいります。

町の行財政を取り巻く環境は、依然厳しい状況ではありますが、今後とも「町民が主役」を基本理念に、地域の実情に合った個性あふれる町政運営を進めてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

終わりに、今定例会及びことし1年の議員の皆様のご協力に対し、心よりお礼を申し上げますとともに、ことしも余すところ2週間余りとなりましたが、寒さが一段と厳しくなっておりますので、インフルエンザなどには十分留意をされ、また交通事故等にも十分ご注意をいただき、新しい年が健やかに迎えられるようご祈念申し上げ、閉会のごあいさつといたします。大変ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（齊藤 實君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、条例の改正等、町政当面の諸議案を審議いたしました。議員各位のご精励により、付議されたすべての議事が終了し、閉会できますことに感謝を申し上げる次第でございます。

また、年末を迎え、寒さも一段と厳しくなりました。風邪など引かぬようご自愛いただき、輝かしい新年をお迎えください。

以上をもちまして、平成21年第8回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午後5時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年 3月 5日

議 長 齊 藤 實

署 名 議 員 野 原 武 夫

署 名 議 員 新 井 利 朗

署 名 議 員 大 澤 夕 幸 江

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年 3月 5日

議 長 齊 藤 實

署 名 議 員 野 原 武 夫

署 名 議 員 新 井 利 朗

署 名 議 員 大 澤 夕 幸 江